

審査情報提供事例について

審査支払機関における診療（調剤）報酬に関する審査は、国民健康保険法及び各法、療担規則及び薬担規則並びに療担基準、診療（調剤）報酬点数表並びに関係諸通知等を踏まえ各審査委員会の医学的見解に基づいて行われています。

他方、高度多様化する診療内容についての的確、かつ、迅速な審査を求められており、各審査委員会から自らの審査の参考とするため、他の審査委員会の審査状況について知りたいとの要望のある事例について、平成17年度より全国調査を実施し、各審査委員会及び国保連合会間で情報の共有をしてみました。

今般、審査の公平・公正性に対する関係方面からの信頼を確保するため、審査上の一般的な取扱いについて、「審査情報提供事例」として広く関係者に情報提供することといたしました。

今後、全国国保診療報酬審査委員会会長連絡協議会等で協議を重ね提供事例を逐次拡充させることとしております。

なお、療担規則等に照らして、それぞれの診療行為の必要性、妥当性などに係る医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としていますので、本提供事例に示されている方向性がすべての個別事例に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものでないことにご留意願います。

平成23年3月

D-1 HBs 抗原

《平成 24 年 1 月 26 日新規》

《令和元年 8 月 29 日更新》

○ 取扱い

原則として、内視鏡時における HBs 抗原の算定は認められる。

○ 取扱いの根拠

B 型肝炎は、血液を介して感染が広がるおそれがあることから、内視鏡検査を実施するにあたって感染の有無の確認を行うことに意義は認められる。

D-2 フェリチン

《平成 24 年 1 月 26 日新規》
《令和元年 8 月 29 日更新》
《令和 2 年 9 月 8 日更新》
《令和 3 年 2 月 26 日更新》

○ 取扱い

原則として、鉄欠乏性貧血の疑い病名に対する D007 の 26 フェリチン半定量又はフェリチン定量の算定は認められる。

○ 取扱いの根拠

フェリチンは肝、脾、小腸粘膜などに含まれる鉄蛋白質で血液中に微量に存在し、体内貯蔵鉄の量を反映する。

鉄欠乏性貧血では、早期よりフェリチンが低下するためその診断に有用である。

【国保】

D-3 パルストプラ法加算(超音波検査(断層撮影法))

《平成 24 年 1 月 26 日新規》

《令和元年 8 月 29 日更新》

○ 取扱い

原則として、肝癌（疑い含む）に対する超音波検査（断層撮影法）を施行する場合、パルストプラ法加算の算定は認められる。

○ 取扱いの根拠

肝癌（疑い含む）に対する超音波検査（断層撮影法）を施行する場合、パルストプラ法加算の算定は、血流の定量的評価により診断の向上を図る目的で行われる。

○ 留意事項

肝血管腫での算定は認めない。

D-4 経皮的動脈血酸素飽和度測定

《平成 24 年 1 月 26 日新規》
《令和元年 8 月 29 日更新》

○ 取扱い

原則として、上部消化管内視鏡検査時（鎮痛・鎮静目的の薬剤を使用している場合）において経皮的動脈血酸素飽和度測定の算定要件を満たさない場合は、当該検査の算定は認められない。

○ 取扱いの根拠

鎮静下に内視鏡検査を実施する場合には、モニター等での患者の全身状態の把握を行うことが通知にて示されているが、平成 28 年 3 月 31 日付医療課事務連絡にて、内視鏡検査を実施する際の当該検査については、算定要件を満たしている場合に算定できる旨が通知されており、基礎疾患がない場合などは当該検査は認められない。

D-5 心電図検査

《平成 24 年 1 月 26 日新規》
《令和元年 8 月 29 日更新》
《令和 3 年 2 月 26 日更新》

○ 取扱い

原則として、上部消化管内視鏡検査時（鎮静目的の薬剤を使用している場合）において心電図検査の算定要件を満たさない場合は、当該検査の算定は認められない。

○ 取扱いの根拠

鎮静下に内視鏡検査を実施する場合には、モニター等での患者の全身状態の把握を行うことが通知にて示されているが、平成 28 年 3 月 31 日付医療課事務連絡にて、内視鏡検査を実施する際の当該検査については、算定要件を満たしている場合に算定できる旨が通知されており、基礎疾患がない場合などは当該検査は認められない。

D-6 呼吸心拍監視

《平成 24 年 1 月 26 日新規》

《令和元年 8 月 29 日更新》

○ 取扱い

原則として、上部消化管内視鏡検査時（鎮痛・鎮静目的の薬剤を使用している場合）において呼吸心拍監視の算定要件を満たさない場合は、当該検査の算定は認められない。

○ 取扱いの根拠

鎮静下に内視鏡検査を実施する場合には、モニター等での患者の全身状態の把握を行うことが通知にて示されているが、平成 28 年 3 月 31 日付医療課事務連絡にて、内視鏡検査を実施する際の当該検査については、算定要件を満たしている場合に算定できる旨が通知されており、基礎疾患がない場合などは当該検査は認められない。

D-7 経皮的動脈血酸素飽和度測定

《平成 24 年 1 月 26 日新規》

《令和元年 8 月 29 日更新》

《令和 3 年 2 月 26 日更新》

○ 取扱い

原則として、上部消化管内視鏡検査時（鎮静目的の薬剤を使用していない場合）において経皮的動脈血酸素飽和度測定の算定要件を満たさない場合は、当該検査の算定は認められない。

○ 取扱いの根拠

鎮静下に内視鏡検査を実施する場合には、モニター等での患者の全身状態の把握を行うことが通知にて示されているが、平成 28 年 3 月 31 日付医療課事務連絡にて、内視鏡検査を実施する際の当該検査については、算定要件を満たしている場合に算定できる旨が通知されており、基礎疾患がない場合などは当該検査は認められない。

D-8 心電図検査

《平成 24 年 1 月 26 日新規》
《令和元年 8 月 29 日更新》
《令和 3 年 2 月 26 日更新》

○ 取扱い

原則として、上部消化管内視鏡検査時（鎮静目的の薬剤を使用していない場合）において心電図検査の算定要件を満たさない場合は、当該検査の算定は認められない。

○ 取扱いの根拠

鎮静下に内視鏡検査を実施する場合には、モニター等での患者の全身状態の把握を行うことが通知にて示されているが、平成 28 年 3 月 31 日付医療課事務連絡にて、内視鏡検査を実施する際の当該検査については、算定要件を満たしている場合に算定できる旨が通知されており、基礎疾患がない場合などは当該検査は認められない。

D-9 呼吸心拍監視

《平成 24 年 1 月 26 日新規》
《令和元年 8 月 29 日更新》
《令和 3 年 2 月 26 日更新》

○ 取扱い

原則として、上部消化管内視鏡検査時（鎮静目的の薬剤を使用していない場合）において呼吸心拍監視の算定要件を満たさない場合は、当該検査の算定は認められない。

○ 取扱いの根拠

鎮静下に内視鏡検査を実施する場合には、モニター等での患者の全身状態の把握を行うことが通知にて示されているが、平成 28 年 3 月 31 日付医療課事務連絡にて、内視鏡検査を実施する際の当該検査については、算定要件を満たしている場合に算定できる旨が通知されており、基礎疾患がない場合などは当該検査は認められない。

D-10 経皮的動脈血酸素飽和度測定

《平成 24 年 1 月 26 日新規》

《令和元年 8 月 29 日更新》

○ 取扱い

原則として、下部消化管内視鏡検査時（鎮痛・鎮静目的の薬剤を使用している場合）において経皮的動脈血酸素飽和度測定の算定要件を満たさない場合は、当該検査の算定は認められない。

○ 取扱いの根拠

鎮静下に内視鏡検査を実施する場合には、モニター等での患者の全身状態の把握を行うことが通知にて示されているが、平成 28 年 3 月 31 日付医療課事務連絡にて、内視鏡検査を実施する際の当該検査については、算定要件を満たしている場合に算定できる旨が通知されており、基礎疾患がない場合などは当該検査は認められない。

D-11 心電図検査

《平成 24 年 1 月 26 日新規》
《令和元年 8 月 29 日更新》
《令和 3 年 2 月 26 日更新》

○ 取扱い

原則として、下部消化管内視鏡検査時（鎮静目的の薬剤を使用している場合）において心電図検査の算定要件を満たさない場合は、当該検査の算定は認められない。

○ 取扱いの根拠

鎮静下に内視鏡検査を実施する場合には、モニター等での患者の全身状態の把握を行うことが通知にて示されているが、平成 28 年 3 月 31 日付医療課事務連絡にて、内視鏡検査を実施する際の当該検査については、算定要件を満たしている場合に算定できる旨が通知されており、基礎疾患がない場合などは当該検査は認められない。

D-12 呼吸心拍監視

《平成 24 年 1 月 26 日新規》

《令和元年 8 月 29 日更新》

○ 取扱い

原則として、下部消化管内視鏡検査時（鎮痛・鎮静目的の薬剤を使用している場合）において呼吸心拍監視の算定要件を満たさない場合は、当該検査の算定は認められない。

○ 取扱いの根拠

鎮静下に内視鏡検査を実施する場合には、モニター等での患者の全身状態の把握を行うことが通知にて示されているが、平成 28 年 3 月 31 日付医療課事務連絡にて、内視鏡検査を実施する際の当該検査については、算定要件を満たしている場合に算定できる旨が通知されており、基礎疾患がない場合などは当該検査は認められない。

D-13 経皮的動脈血酸素飽和度測定

《平成 24 年 1 月 26 日新規》
《令和元年 8 月 29 日更新》
《令和 3 年 2 月 26 日更新》

○ 取扱い

原則として、下部消化管内視鏡検査時（鎮静目的の薬剤を使用していない場合）において経皮的動脈血酸素飽和度測定の算定要件を満たさない場合は、当該検査の算定は認められない。

○ 取扱いの根拠

鎮静下に内視鏡検査を実施する場合には、モニター等での患者の全身状態の把握を行うことが通知にて示されているが、平成 28 年 3 月 31 日付医療課事務連絡にて、内視鏡検査を実施する際の当該検査については、算定要件を満たしている場合に算定できる旨が通知されており、基礎疾患がない場合などは当該検査は認められない。

D-14 心電図検査

《平成 24 年 1 月 26 日新規》
《令和元年 8 月 29 日更新》
《令和 3 年 2 月 26 日更新》

○ 取扱い

原則として、下部消化管内視鏡検査時（鎮静目的の薬剤を使用していない場合）において心電図検査の算定要件を満たさない場合は、当該検査の算定は認められない。

○ 取扱いの根拠

鎮静下に内視鏡検査を実施する場合には、モニター等での患者の全身状態の把握を行うことが通知にて示されているが、平成 28 年 3 月 31 日付医療課事務連絡にて、内視鏡検査を実施する際の当該検査については、算定要件を満たしている場合に算定できる旨が通知されており、基礎疾患がない場合などは当該検査は認められない。

D-15 呼吸心拍監視

《平成 24 年 1 月 26 日新規》
《令和元年 8 月 29 日更新》
《令和 3 年 2 月 26 日更新》

○ 取扱い

原則として、下部消化管内視鏡検査時（鎮静目的の薬剤を使用していない場合）において呼吸心拍監視の算定要件を満たさない場合は、当該検査の算定は認められない。

○ 取扱いの根拠

鎮静下に内視鏡検査を実施する場合には、モニター等での患者の全身状態の把握を行うことが通知にて示されているが、平成 28 年 3 月 31 日付医療課事務連絡にて、内視鏡検査を実施する際の当該検査については、算定要件を満たしている場合に算定できる旨が通知されており、基礎疾患がない場合などは当該検査は認められない。

D-16 パルスドプラ法加算(超音波検査(断層撮影法))

《平成 25 年 2 月 1 日新規》

《令和元年 8 月 29 日更新》

○ 取扱い

原則として、乳癌が疑われる患者に対するスクリーニング検査として、超音波検査の断層撮影法におけるパルスドプラ法加算は認められない。

○ 取扱いの根拠

乳癌自体の血流量が少ないので、パルスドプラ法は意味がない。また、スクリーニング検査では、早期症例又は他の良性腫瘍も多く含まれる。

○ 留意事項

乳腺腫瘍での算定も認めない。

【国保】

D-17 インフルエンザ関連検査

《平成 25 年 2 月 1 日新規》

《令和元年 8 月 29 日更新》

○ 取扱い

原則として、「インフルエンザ」又は「インフルエンザ疑い」以外でインフルエンザ関連検査の算定は認められない。

○ 取扱いの根拠

本検査は、インフルエンザウイルス感染症の診断を行うためのものであり、「インフルエンザ」又は「インフルエンザ疑い」の明示がない、インフルエンザ関連検査の算定は認められない。

【国保】

D-18 鼻腔内 MRSA 検査

《平成 25 年 2 月 1 日新規》

《令和元年 8 月 29 日更新》

○ 取扱い

原則として、入院時検査の鼻腔内 MRSA 検査（細菌培養同定検査）の算定は認められない。

○ 取扱いの根拠

本検査は、入院時スクリーニング検査としては、認められない。

D-19 超音波検査

《平成 27 年 2 月 5 日新規》
《令和元年 8 月 29 日更新》
《令和 3 年 2 月 26 日更新》

○ 取扱い

原則として、単なる挫傷に対する局所診断を目的とした超音波検査は認められない。

○ 取扱いの根拠

単なる「挫傷」に対する超音波検査の算定は、挫傷局所の診断検査としては一般的ではない。なお、「単なる挫傷」とは「部位や併存症または合併症（疑い病名を含む）などの傷病名記載のない挫傷」のことをいう。

【国保】

D-20 内視鏡検査

《平成 29 年 2 月 2 日新規》

《令和元年 8 月 29 日更新》

○ 取扱い

原則として肛門鏡検査時における超音波内視鏡検査実施加算は痔核に対しては認められない。

○ 取扱いの根拠

肛門鏡検査時における超音波内視鏡検査は痔核に対して診断を進める際に用いる検査としては一般的ではない。

D-21 輸血

《平成 29 年 2 月 2 日新規》
《令和元年 8 月 29 日更新》
《令和 3 年 2 月 26 日更新》

○ 取扱い

血小板製剤のみの輸血に対し、血液交叉試験の算定は認められない。

○ 取扱いの根拠

原則として、患者の ABO 血液型と同型の血小板濃厚液が使用されること、また、現在供給されている血小板濃厚液は赤血球をほとんど含まないので、交差適合試験を省略してもよい。

D-22 輸血

《平成 29 年 2 月 2 日新規》

《令和元年 8 月 29 日更新》

《令和 3 年 2 月 26 日更新》

○ 取扱い

血小板製剤のみの輸血に対し、間接クームス検査は認められない。

○ 取扱いの根拠

現在供給されている血小板濃厚液は赤血球（患者血中抗体の標的）をほとんど含まないので、間接クームスは適当とは認められない。

D-23 輸血

《平成 29 年 2 月 2 日新規》
《令和元年 8 月 29 日更新》
《令和 3 年 2 月 26 日更新》

○ 取扱い

血小板製剤のみの輸血に対し、不規則抗体検査は認められない。

○ 取扱いの根拠

現在供給されている血小板濃厚液は赤血球（不規則抗体の標的）をほとんど含まないので、不規則抗体は適当とは認められない。

【国保】

D-24 赤血球沈降速度(ESR)と C 反応性蛋白(CRP)(併施)

《令和元年 8 月 29 日新規》

○ 取扱い

原則として、同一検体での赤血球沈降速度(ESR)と C 反応性蛋白(CRP)の併施算定は認められる。

○ 取扱いの根拠

ESR と CRP 検査データは、通常、並行的に変化するものであるが、両者のデータの乖離（かいり）は炎症初期及び回復期等に認められる場合がある。また、血管内凝固症候群など両者の乖離（かいり）が診断のきっかけとなることもあるなど、両者の併施は有用である。

【国保】

D-25 赤血球沈降速度(ESR)(高血圧症)

《令和元年 8 月 29 日新規》

○ 取扱い

初診時以外で、「高血圧症」のみの病名に対する赤血球沈降速度（ESR）の算定は認められない。

○ 取扱いの根拠

「高血圧症」と ESR は病態生理学的にみて、必然的な検査とは認められない。

D-26 HbA1c(膵臓疾患)

《令和 2 年 2 月 26 日新規》

○ 取扱い

原則として、糖尿病若しくは糖尿病疑いの明示がなく、膵臓疾患のみの場合の HbA1c 検査は認められない。

○ 取扱いの根拠

HbA1c 検査は、糖尿病の治療のコントロールを目的として実施される検査であり、「糖尿病」または「糖尿病疑い」の場合に認められる検査である。

○ 留意事項

膵臓疾患、特に慢性膵炎では糖尿病の合併が多く見られ、血糖値の平均を評価することには臨床的有用性がある。こうした場合は「糖尿病」または「糖尿病疑い」等の病名を明細書に記載することとなるが、これらの病名がない場合には、詳記等により検査をする医学的な必要性が認められる場合に限られる。

D-27 HbA1c(肝臓疾患)

《令和 2 年 2 月 26 日新規》

○ 取扱い

原則として、糖尿病若しくは糖尿病疑いの明示がなく、肝臓疾患のみの場合の HbA1c 検査は認められない。

○ 取扱いの根拠

HbA1c 検査は、糖尿病の治療のコントロールを目的として実施される検査であり、「糖尿病」または「糖尿病疑い」の場合に認められる検査である。

○ 留意事項

肝疾患、特に肝硬変等では糖尿病の合併が多く見られ、血糖値の平均を評価することには臨床的有用性がある。こうした場合は「糖尿病」または「糖尿病疑い」等の病名を明細書に記載することとなるが、これらの病名がない場合には、詳記等により検査をする医学的な必要性が認められる場合に限られる。

D-28 出血時間(心臓カテーテル法)

《令和 2 年 2 月 26 日新規》

○ 取扱い

心臓カテーテル法による諸検査施行前の出血時間は認められる。

○ 取扱いの根拠

心臓カテーテル法による諸検査には、右心・左心カテーテルを含む。それぞれ静脈、動脈にシースイントロデューサーを挿入し、必要とするカテーテルにより検査を施行する。検査終了時の止血は主に圧迫止血である。活性化部分トロンボプラスチン時間 (APTT)、プロトロンビン時間 (PT) はそれぞれ内因系及び外因系の止血異常を、また、出血時間は血小板機能を始め血管壁やその周囲組織の状況を含めた止血検査の基本となるものであり、心臓カテーテル検査を実施するに当たって有意義な検査と認められる。

【国保】

D-29 プロトロンビン時間(PT)(心臓カテーテル法)

《令和元年 8 月 29 日新規》

○ 取扱い

心臓カテーテル法による諸検査施行前のプロトロンビン時間 (PT) は認められる。

○ 取扱いの根拠

心臓カテーテル法による諸検査には、右心・左心カテーテルを含む。それぞれ静脈、動脈にシースイントロデューサーを挿入し、必要とするカテーテルにより検査を施行する。検査終了時の止血は主に圧迫止血である。活性化部分トロンボプラスチン時間 (APTT)、プロトロンビン時間 (PT) はそれぞれ内因系及び外因系の止血異常を、また、出血時間は血小板機能を始め血管壁やその周囲組織の状況を含めた止血検査の基本となるものであり、心臓カテーテル検査を実施するに当たって有意義な検査と認められる。

【国保】

D-30 活性化部分トロンボプラスチン時間(APTT)(心臓カテーテル法)

《令和元年 8 月 29 日新規》

○ 取扱い

心臓カテーテル法による諸検査施行前の活性化部分トロンボプラスチン時間 (APTT) は認められる。

○ 取扱いの根拠

心臓カテーテル法による諸検査には、右心・左心カテーテルを含む。それぞれ静脈、動脈にシースイントロデューサーを挿入し、必要とするカテーテルにより検査を施行する。検査終了時の止血は主に圧迫止血である。

活性化部分トロンボプラスチン時間 (APTT)、プロトロンビン時間 (PT) はそれぞれ内因系及び外因系の止血異常を、また、出血時間は血小板機能を始め血管壁やその周囲組織の状況を含めた止血検査の基本となるものであり、心臓カテーテル検査を実施するに当たって有意義な検査と認められる。

【国保】

D-31 血液ガス分析(呼吸不全)

《令和元年 8 月 29 日新規》

○ 取扱い

急性期の呼吸不全の場合、毎日複数回の血液ガス分析の算定は認められる。

○ 取扱いの根拠

急性期の呼吸不全とは、血液ガス上 PaO_2 の低下、 PaCO_2 の上昇がもたらされる状態であり、血液ガスを正常化させる呼吸管理が治療上最も重要であり、その為には複数回の血液ガス分析は必要と認められる。

○ 留意事項

1 日の必要回数については、個々の病状により異なる。急性期とは、通常、1～2 週間程度である。

D-32 T3、FT3、T4、FT4(併施)

《令和 2 年 2 月 26 日新規》

○ 取扱い

原則として、T3 と FT3、T4 と FT4 の併施は認められない。

T3 および T4、あるいは FT3 および FT4 の組み合わせによる併施は認められる。

○ 取扱いの根拠

日常の臨床場で、甲状腺ホルモンの動向をみるためには、特定の場合を除き総甲状腺ホルモン T3、T4 の測定によってのみでも可能であるが、総甲状腺ホルモン (T3 や T4) は、血中ではその大部分が蛋白 (TBG 等) と結合した形で存在しており、実際の生体での作用は遊離系の freeT3 (FT3)、freeT4 (FT4) 濃度によって決定されることから、病態の把握には遊離ホルモンの測定がより有用となる。また、甲状腺ホルモンの総量と遊離系ホルモン量とは概ね相関して増減することから、特定の場合を除き、甲状腺ホルモンの測定は、その遊離系ホルモン量あるいは甲状腺ホルモン総量測定のいずれかによることが望ましい。

○ 留意事項

まれに、TBG 異常症等で T3・T4 と FT3・FT4 との間に乖離 (かいり) が見られることがあり、臨床的にそのようなことが想定され T3 と FT3、T4 と FT4 の併施測定の医学的必要性が認められる場合に限り認められる。

【国保】

D-33 梅毒血清反応(STS)定性(心臓カテーテル法)

《令和元年 8 月 29 日新規》

○ 取扱い

心臓カテーテル法による諸検査など観血的検査や PTCA 施行前の梅毒血清反応 (STS) 定性は認められる。

○ 取扱いの根拠

梅毒は、血液を介して感染が広がるおそれがあることから、観血的検査等を実施するに当たって感染の有無の確認を行うことに意義は認められる。

○ 留意事項

梅毒血清反応 (STS) 半定量、梅毒血清反応 (STS) 定量の算定は認められない。

【国保】

D-34 HBs 抗原定性・半定量(心臓カテーテル法)

《令和元年 8 月 29 日新規》

○ 取扱い

心臓カテーテル法による諸検査など観血的検査や PTCA 施行前の HBs 抗原定性・半定量は認められる。

○ 取扱いの根拠

B 型肝炎は、日常の臨床現場で遭遇することが稀ではない感染症であるが、血液を介して感染が広がるおそれがあることから、観血的検査等を実施するに当たって感染の有無の確認を行うことに意義は認められる。

【国保】

D-35 HCV 抗体定性・定量(心臓カテーテル法)

《令和元年 8 月 29 日新規》

○ 取扱い

心臓カテーテル法による諸検査など観血的検査や PTCA 施行前の HCV 抗体定性・定量は認められる。

○ 取扱いの根拠

C 型肝炎は、日常の臨床現場で遭遇することが稀ではない感染症であるが、血液を介して感染が広がるおそれがあることから、観血的検査等を実施するに当たって感染の有無の確認を行うことに意義は認められる。

【国保】

D-36 梅毒血清反応(STS)定性(人工腎臓実施時)

《令和元年 8 月 29 日新規》

○ 取扱い

人工腎臓実施時（初回）に梅毒血清反応（STS）定性の算定は認められる。

○ 取扱いの根拠

梅毒は、血液を介して感染が広がるおそれがあることから、観血的検査等を実施するに当たって感染の有無の確認を行うことに意義は認められる。

○ 留意事項

梅毒血清反応（STS）半定量、梅毒血清反応（STS）定量の算定は認められない。

【国保】

D-37 HBs 抗原定性・半定量(人工腎臓実施時)

《令和元年 8 月 29 日新規》

○ 取扱い

人工腎臓実施時（初回）に HBs 抗原定性・半定量の算定は認められる。

○ 取扱いの根拠

B 型肝炎は、日常の臨床現場で遭遇することが稀ではない感染症であるが、血液を介して感染が広がるおそれがあることから、観血的検査等を実施するに当たって、感染の有無の確認を行うことに意義は認められる。

【国保】

D-38 HCV 抗体定性・定量(人工腎臓実施時)

《令和元年 8 月 29 日新規》

○ 取扱い

人工腎臓実施時（初回）に HCV 抗体定性・定量の算定は認められる。

○ 取扱いの根拠

C 型肝炎は、日常の臨床現場で遭遇することが稀ではない感染症であるが、血液を介して感染が広がるおそれがあることから、観血的検査等を実施するに当たって、感染の有無の確認を行うことに意義は認められる。

D-39 細菌顕微鏡検査(血液培養)

《令和元年 8 月 29 日新規》

○ 取扱い

原則として、血液培養の際の検体での細菌顕微鏡検査は認められない。

○ 取扱いの根拠

臨床的に感染症の診療に当っては、原虫類、一部のスピロヘータ類は塗抹検査でその種類を特定できるが、細菌類、真菌類の多くは培養検査の結果を待たなければならない。

また、検体塗抹検査によって菌が検出されるためには、材料中に多量の菌の存在が必要であり、化学療法の普及した今日にあっては、塗抹検査で菌の検出されることは極めて限られており、日常診療での有用性は極めて限られていると判断される。

○ 留意事項

原則として、血液培養の際の検体からの細菌顕微鏡検査は認められないが、マラリア、アメーバ赤痢等顕微鏡検査による形態学的診断が極めて重要な役割を演じる疾患であって、当該疾病を疑う医学的必要性が認められる場合は、D005 の 7 血中微生物検査により算定する。

D-40 血液ガス分析(呼吸不全)

《令和元年 8 月 29 日新規》

○ 取扱い

原則として、症状の安定している慢性期の呼吸不全においては、毎日複数回の血液ガス分析の実施は認められない。

○ 取扱いの根拠

室内気吸入時の動脈血酸素分圧 (PaO₂) が 60Torr 以下の状態が 1 か月以上持続する状態を慢性呼吸不全というが、慢性期の呼吸不全患者での動脈血ガス分析による経過観察は、通常 1～6 か月間隔で行う。在宅酸素療法の患者など症状・重症度によっては自ずから頻回の測定が必要となる場合もあり、また適宜外来等においてパルスオキシメーターによる管理も行われるが、連日複数回の血液ガス分析は通常慢性呼吸不全においてはその必要性は認められない。

○ 留意事項

慢性呼吸不全の急性増悪期にあつては、連日あるいは 1 日に複数回の動脈血ガス分析が必要となる場合もあり、このような症例に対しては認められる。

D-41 リポ蛋白分画とコレステロール分画(併施)

《令和元年 8 月 29 日新規》

○ 取扱い

原則として、リポ蛋白分画とコレステロール分画の併施は認められない。

○ 取扱いの根拠

脂質異常症は、血液中の脂質すなわち LDL-コレステロール (LDL-C)、HDL コレステロール (HDL-C) 中性脂肪 (TG) のうち少なくとも一つが病的範囲にある状態をいう。

日本動脈硬化学会では、脂質異常症の診断基準として、LDL-C140mg/dL 以上、TG150mg/dL 以上を挙げ、HDL-C40mg/dL 未満を低 HDL-C 血症としている。また、同学会の動脈硬化性疾患予防ガイドラインは LDL-C を重視し、患者を冠動脈疾患の有無と LDL-C 以外の主要危険因子により 4 カテゴリーに分け、その脂質管理目標値に従った管理を推奨している。

一方、リポ蛋白は脂質と蛋白の複合体をさし、カイロミクロン、超低比重リポ蛋白 (VLDL)、低比重リポ蛋白 (LDL)、高比重リポ蛋白 (HDL) が含まれる。ある種の病的状態で中間比重リポ蛋白 (IDL) あるいはレムナントが増加する。

従来、脂質異常症の分類については、脂質代謝過程で障害されている経路や機構を把握する目的でリポ蛋白分画が測定され、Fredrickson の分類を改変した WHO の表現型分類が用いられている。

しかし、実際の臨床の間では上記の日本動脈硬化学会の基準に基づいた診療が行われている。また、リポ蛋白は脂質値 (コレステロール分画) やアポ蛋白値と相関して変動することが多く、コレステロール分画についてはその測定も容易であり、その測定値でリポ蛋白の値を類推できることから、日常の脂質異常症の診療はコレステロール分画測定にて足りると考えられ、原則として両検査の併施は認められない。

○ 留意事項

治療上必要となる場合は、当該理由を詳記することにより認められる場合もある。

【国保】

D-42 梅毒血清反応(STS)定性(内視鏡検査)

《令和 2 年 2 月 26 日新規》

○ 取扱い

原則として、内視鏡検査時における梅毒血清反応（STS）定性は認められる。

○ 取扱いの根拠

梅毒は、血液を介して感染が広がるおそれがあることから、内視鏡検査を実施するにあたって感染の有無の確認を行うことに意義は認められる。

【国保】

D-43 HBs 抗原定性・半定量(内視鏡検査)

《令和 2 年 2 月 26 日新規》

○ 取扱い

原則として、内視鏡検査時における HBs 抗原定性・半定量は認められる。

○ 取扱いの根拠

B 型肝炎は、日常の臨床現場で遭遇することが稀ではない感染症であるが、血液を介して感染が広がるおそれがあることから、内視鏡検査を実施するにあたって感染の有無の確認を行うことに意義は認められる。

【国保】

D-44 HCV 抗体定性・定量(内視鏡検査)

《令和 2 年 2 月 26 日新規》

○ 取扱い

原則として、内視鏡検査時における HCV 抗体定性・定量は認められる。

○ 取扱いの根拠

C 型肝炎は、日常の臨床現場で遭遇することが稀ではない感染症であるが、血液を介して感染が広がるおそれがあることから、内視鏡検査を実施するにあたって感染の有無の確認を行うことに意義は認められる。

D-45 インスリン(IRI)(糖尿病確定後の患者)

《令和 2 年 2 月 26 日新規》

○ 取扱い

原則として、糖尿病確定後の患者に対して、インスリン（IRI）は認められる。

○ 取扱いの根拠

糖尿病として診断されても、その型別の判断が困難である症例も見受けられる。糖尿病の病態把握、特にインスリン抵抗性を知るために、一定間隔での経過観察が必要な場合もある。

まれな病型であるが、**slowly progressive** I 型糖尿病においては、発症初期には一見 II 型糖尿病のような臨床症状を呈する。

○ 留意事項

C-ペプチド（CPR）との併施は、インスリン異常症等の場合を除き原則として認められない。

インスリン治療中は認められない。

【国保】

D-46 C-ペプチド(CPR)(糖尿病確定後の患者)

《令和 2 年 2 月 26 日新規》

○ 取扱い

原則として、糖尿病確定後の患者に対して、C-ペプチド（CPR）は認められる。

○ 取扱いの根拠

糖尿病として診断されても、その型別の判断が困難である症例も見受けられる。特にインスリン抵抗性を知るために、一定間隔での経過観察が必要である。

まれな病型であるが、**slowly progressive** I 型糖尿病においては、発症初期には一見 II 型糖尿病のような臨床症状を呈する。また、小児・若年の糖尿病においては、発病初期の場合が多く、病型の判定の困難なことがある。

○ 留意事項

インスリン（IRI）との併施は、インスリン異常症等の場合を除き原則として認められない。

【国保】

D-47 血清補体価(CH50)(膠原病の疑い)

《令和元年 8 月 29 日新規》

○ 取扱い

原則として、初診時に「膠原病の疑い」の病名に対する血清補体価(CH50)は認められる。

○ 取扱いの根拠

血清補体価検査は、その病態にⅡ型・Ⅲ型アレルギー機序が関与する膠原病(全身性エリテマトーデス、クリオグロブリン血症、血管炎症候群等)では低値を示すことが一般的に知られている。
したがって、CH50は膠原病の診断を進める際に用いる血清補体価検査として有用である。

【国保】

D-48 パルストプラ法加算(腎悪性腫瘍)

《令和元年 8 月 29 日新規》

○ 取扱い

原則として、腎悪性腫瘍に対して超音波検査（断層撮影法）を施行する場合にパルストプラ法加算は認められる。

○ 取扱いの根拠

腎癌の大半は血管の豊富な腫瘍であり診断的価値は大きい。また腎静脈、下大静脈などへの腫瘍浸潤の診断にも有用である。

○ 留意事項

原則として良性腫瘍では有用性は低いが、腎血管筋脂肪腫などの血管の豊富な腫瘍では、パルストプラ法が必要である場合がある。

【国保】

D-49 パルストプラ法加算(尿管腫瘍)

《令和元年 8 月 29 日新規》

○ 取扱い

原則として、尿管腫瘍に対して超音波検査（断層撮影法）を施行する場合にパルストプラ法加算は認められない。

○ 取扱いの根拠

尿管腫瘍は血流がほとんど存在せず、小さいので診断的価値が少ない。

○ 留意事項

原則として良性腫瘍では有用性は低いが、進行病変では診断的価値が高いことから、悪性腫瘍、血管病変では必要である場合がある。

【国保】

D-50 パルストプラ法加算(精索静脈瘤)

《令和元年 8 月 29 日新規》

○ 取扱い

原則として、精索静脈瘤に対して超音波検査（断層撮影法）を施行する場合にパルストプラ法加算は認められる。

○ 取扱いの根拠

手術適応の決定の際に、精索静脈の血流状態の診断が必要である。

【国保】

D-51 パルストプラ法加算(精索、精巣捻転症)

《令和元年 8 月 29 日新規》

○ 取扱い

精索及び精巣捻転症に対して超音波検査（断層撮影法）を施行する場合にパルストプラ法加算は認められる。

○ 取扱いの根拠

精巣温存のためには緊急手術を要する疾患であり、その手術適応の決定の際に、精巣の血行障害の診断が必要である。

【国保】

D-52 HIV-1 抗体、HIV-1、2 抗体定性、HIV-1、2 抗体半定量、HIV-1、2 抗体定量、HIV-1、2 抗原・抗体同時測定定性又は HIV-1、2 抗原・抗体同時測定定量（入院時）

《令和 2 年 2 月 26 日新規》

○ 取扱い

入院時の検査として、HIV-1 抗体、HIV-1、2 抗体定性、HIV-1、2 抗体半定量、HIV-1、2 抗体定量、HIV-1、2 抗原・抗体同時測定定性又は HIV-1、2 抗原・抗体同時測定定量は認められない。

○ 取扱いの根拠

本検査は、スクリーニング検査としては、認められない。

【国保】

D-53 HIV-1 抗体、HIV-1、2 抗体定性、HIV-1、2 抗体半定量、HIV-1、2 抗体定量、HIV-1、2 抗原・抗体同時測定定性又は HIV-1、2 抗原・抗体同時測定定量(内視鏡検査)

《令和元年 8 月 29 日新規》

○ 取扱い

内視鏡検査時の検査として、HIV-1 抗体、HIV-1、2 抗体定性、HIV-1、2 抗体半定量、HIV-1、2 抗体定量、HIV-1、2 抗原・抗体同時測定定性又は HIV-1、2 抗原・抗体同時測定定量は認められない。

○ 取扱いの根拠

本検査は、スクリーニング検査としては、認められない。

D-54 呼吸心拍監視(硬膜外麻酔による手術)

《令和元年 8 月 29 日新規》

○ 取扱い

硬膜外麻酔による手術に伴う呼吸心拍監視は認められる。

○ 取扱いの根拠

硬膜外麻酔による術中・術後において、血圧降下など当然のごとく発生する副作用や術中・術後の出血に伴って発生する偶発事故の兆候を早期に発見するには、呼吸心拍監視を用いる。

○ 留意事項

手術を伴わない硬膜外麻酔として、硬膜外ブロックでは、偶発事故の発生は少ないことから、呼吸心拍監視の算定については、「心機能の低下があり、神経ブロックによる血圧降下の及ぼす影響が著しく、合併症の危険性が増す」等の医学的に必要な理由がある場合に限られる。

【国保】

D-55 呼吸心拍監視(脊椎麻酔による手術)

《令和元年 8 月 29 日新規》

○ 取扱い

脊椎麻酔による手術に伴う呼吸心拍監視は認められる。

○ 取扱いの根拠

脊椎麻酔による術中・術後において、血圧降下など当然のごとく発生する副作用や術中・術後の出血に伴って発生する偶発事故の兆候を早期に発見するには、呼吸心拍監視を用いる。

【国保】

D-56 呼吸心拍監視(静脈麻酔による手術)

《令和元年 8 月 29 日新規》

○ 取扱い

静脈麻酔による手術に伴う呼吸心拍監視は認められる。

○ 取扱いの根拠

静脈麻酔を用いる場合、その薬剤の特性から合併症として呼吸停止や血圧降下が見られる。これら術中の合併症の情報を早期に取得するために呼吸心拍監視を用いる。

【国保】

D-57 プロトロンビン時間(PT)(術前検査)

《令和 2 年 2 月 26 日新規》

○ 取扱い

原則として、消化管内視鏡検査（ポリープ切除を実施しない場合）の術前検査として、プロトロンビン時間（PT）は認められる。

○ 取扱いの根拠

当初の目的が消化管内視鏡（特に大腸内視鏡）検査であって、観察の結果で、そのままポリープ切除術など観血的な医療行為に移行することがある。

【国保】

D-58 ヒアルロン酸(肝機能障害、肝細胞癌疑い)

《令和元年 8 月 29 日新規》

○ 取扱い

「慢性肝炎」の病名がない場合、「肝機能障害」又は「肝細胞癌疑い」に対するヒアルロン酸は認められない。

○ 取扱いの根拠

「肝機能障害」では、慢性肝炎かどうか明確ではない。

「肝細胞癌疑い」では、ヒアルロン酸の測定は診断の参考とならない。

【国保】

D-59 ヒアルロン酸(肝硬変)

《令和 2 年 2 月 26 日新規》

○ 取扱い

原則として、肝硬変に対するヒアルロン酸は認められない。

○ 取扱いの根拠

「肝硬変」では、既に肝の線維化が認められるものであり、ヒアルロン酸の測定は、疾患の経過観察の参考とならない。

【国保】

D-60 ヒアルロン酸(肝細胞癌)

《令和元年 8 月 29 日新規》

○ 取扱い

原則として、「慢性肝炎」の病名がない場合、肝細胞癌に対するヒアルロン酸は認められない。

○ 取扱いの根拠

「肝細胞癌」では、ヒアルロン酸の測定は、経過観察や治療方針の決定には参考とならない。

【国保】

D-61 ヒアルロン酸(原発性胆汁性肝硬変)

《令和 2 年 2 月 26 日新規》

○ 取扱い

原則として、「慢性肝炎」の病名がない場合であっても、原発性胆汁性肝硬変に対するヒアルロン酸は認められる。

○ 取扱いの根拠

「原発性胆汁性肝硬変」は、診断時には必ずしも肝硬変とは言えず、そのステージングの参考となる。

【国保】

D-62 α -フェトプロテインレクチン分画(AFP-L3%)(慢性肝炎)

《令和元年 8 月 29 日新規》

○ 取扱い

原則として、初診月又は再診月に傷病名が「慢性肝炎」のみの場合、 α -フェトプロテインレクチン分画（AFP-L3%）は認められない。

○ 取扱いの根拠

告示・通知から、「慢性肝炎」のみでは認められない。

【国保】

D-63 抗核抗体、抗 DNA 抗体定性、抗 DNA 抗体定量(疑い病名、「注記」がない場合)

《令和 2 年 2 月 26 日新規》

○ 取扱い

原則として、「疑い病名」あるいは「注記」がない場合、抗てんかん剤に対する抗核抗体、抗 DNA 抗体定性、抗 DNA 抗体定量は認められない。

○ 取扱いの根拠

抗てんかん剤の副作用として SLE 様症状は稀であるので、認めない。

○ 留意事項

「疑い病名」又は「注記」の記載がある場合は認める。

【国保】

**D-64 ループスアンチコアグラント定性、ループスアンチコアグラント定量
(膠原病疑い)**

《令和元年 8 月 29 日新規》

○ 取扱い

「抗リン脂質抗体症候群」の病名がない場合、「膠原病疑い」に対するループスアンチコアグラント定性、ループスアンチコアグラント定量は認められない。

○ 取扱いの根拠

膠原病のスクリーニング検査としてループスアンチコアグラント定性、ループスアンチコアグラント定量を測定することは適当でない。

【国保】

**D-65 ループスアンチコアグラント定性、ループスアンチコアグラント定量
(習慣流産)**

《令和元年 8 月 29 日新規》

○ 取扱い

原則として、「抗リン脂質抗体症候群」の病名がない場合であっても、「習慣流産」に対するループスアンチコアグラント定性、ループスアンチコアグラント定量は認められる。

○ 取扱いの根拠

習慣流産の原因となる母体疾患として、「抗リン脂質抗体症候群」を持っている可能性が高いと考えられる。抗リン脂質抗体は、流産との関連性が大きく、不育症の重要な要因でもあるため、これらの母体疾患の有無を検討し、異常があれば治療を加えることで流産を予防することが可能である。

【国保】

D-66 心臓カテーテル法による諸検査(ペースメーカー移植術と同日)

《令和 2 年 2 月 26 日新規》

○ 取扱い

原則として、ペースメーカー移植術と同日に行った心臓カテーテル法による諸検査（右心カテーテル）は認められる。

○ 取扱いの根拠

右心カテーテルについては、ペースメーカーの種類を決定するため必要な検査である。

○ 留意事項

左心カテーテルについては、傷病名より、必要性を判断する。

【国保】

D-67 パルストプラ法加算(乳癌)

《令和元年 8 月 29 日新規》

○ 取扱い

原則として、乳癌が疑われる患者に対するスクリーニング検査として、超音波検査の断層撮影法におけるパルストプラ法加算は認められない。

○ 取扱いの根拠

乳癌自体の血流量が少ないので、パルストプラ法は意味がない。
また、スクリーニング検査では、早期症例又は他の良性腫瘍も多く含まれる。

【国保】

D-68 終夜睡眠ポリグラフィー(慢性心不全)

《令和 2 年 2 月 26 日新規》

○ 取扱い

原則として、在宅酸素療法指導管理料 2 のその他の場合について、在宅酸素療法指導管理料を慢性心不全で算定する場合で、睡眠時無呼吸症候群の病名がない場合、「終夜睡眠ポリグラフィー 1 携帯用装置を使用した場合」、「終夜睡眠ポリグラフィー 2 多点感圧センサーを有する睡眠評価装置を使用した場合」又は「終夜睡眠ポリグラフィー 3 1 及び 2 以外の場合」は認められない。

○ 取扱いの根拠

終夜睡眠ポリグラフィー（PSG）は、睡眠時無呼吸症候群（SAS）の合併を疑って行なう検査である。

○ 留意事項

慢性心不全患者には SAS（とりわけ中枢性 SAS）の合併が高頻度に見られること。また、その治療には在宅酸素療法（HOT）と並んで在宅持続陽圧呼吸療法（C-PAP）が有効であることが知られている。PSG を施行した慢性心不全患者で SAS の病名が付いていないレセプトでは、PSG を必要とした理由や無呼吸低呼吸指数（AHI）の値に関してコメントすることが適当である。

【国保】

D-69 アルブミン定量(尿)(糖尿病性早期腎症)

《令和元年 8 月 29 日新規》

《令和 6 年 12 月 5 日更新》

○ 取扱い

糖尿病性早期腎症（第 1 期又は第 2 期の記載がないもの。）に対してのアルブミン定量（尿）の算定を認める。

○ 取扱いの根拠

D001 の 9 アルブミン定量（尿）は通知に「糖尿病又は糖尿病性早期腎症患者であって微量アルブミン尿を疑うもの（糖尿病性腎症第 1 期又は第 2 期のものに限る。）に対して行った場合に、3 か月に 1 回に限り算定できる。」とある。

糖尿病診療ガイドラインに糖尿病性腎症病期分類の表が記載されているが、第 1 期とは尿蛋白（アルブミン）が正常であるもの、第 2 期とは尿蛋白（アルブミン）が微量アルブミン尿であるものと定義し、第 2 期を早期腎症と呼称している。

傷病名「早期腎症」は、尿蛋白が陰性で、アルブミン定量（尿）の測定により微量アルブミンを診断できる患者であり、通知に該当すると考えられる。

【国保】

D-70 抗好中球細胞質ミエロペルオキシダーゼ抗体(MPO-ANCA) (ANCA 関連血管炎)

《令和元年 8 月 29 日新規》

○ 取扱い

原則として、ANCA 関連血管炎（疑いを含む）に対して、抗好中球細胞質ミエロペルオキシターゼ抗体（MPO-ANCA）は認められる。

○ 取扱いの根拠

急速進行性糸球体腎炎は急速に腎機能に影響を及ぼす病態の一つの総称であり、具体的傷病名として多くの疾患が包含されている。ANCA 関連血管炎は急速進行性糸球体腎炎の様々な原因疾患の中の一つであり、MPO-ANCA の測定は ANCA 関連血管炎の診断および病態把握に有用であると考えられる。

○ 留意事項

「ANCA 関連血管炎の疑い」に対して、MPO-ANCA を連月算定する場合は、ANCA 関連血管炎を疑う所見等のコメントが必要であり、単に「ANCA 関連血管炎の疑い」の病名が記載されているだけでは、MPO-ANCA の算定は認められない。

【国保】

D-71 HBs 抗原(B 型肝炎疑い)

《令和 2 年 2 月 26 日新規》

○ 取扱い

原則として、健診等の結果、血液検査の結果及び症状等から、「B 型肝炎の疑い」病名がある場合において、スクリーニングを目的として実施した、区分番号「D013」肝炎ウイルス関連検査の「3」の HBs 抗原の算定は認められる。

○ 取扱いの根拠

区分番号「D013」肝炎ウイルス関連検査の「3」の HBs 抗原については、健診等で肝機能障害や黄疸が指摘された場合や、血液検査の結果及び全身倦怠感に引き続き食欲不振、悪心・嘔吐などの症状から B 型肝炎が疑われる場合に実施されており、B 型肝炎ウイルスの感染を見逃さないために高感度又は高精度に測定することは臨床上有用である。

したがって、B 型肝炎が疑われた時点で高感度又は高精度の区分番号「D013」肝炎ウイルス関連検査の「3」の HBs 抗原を実施することは必要と認められる。

【国保】

D-72 HBs 抗原(手術前及び観血的検査前)

《令和 2 年 2 月 26 日新規》

○ 取扱い

原則として、手術前及び観血的検査前において、スクリーニングを目的として実施した区分番号「D013」肝炎ウイルス関連検査の「3」の HBs 抗原の算定は認められる。

○ 取扱いの根拠

区分番号「D013」肝炎ウイルス関連検査の「3」の HBs 抗原については、一般的に手術前及び観血的検査前において実施されており、B 型肝炎ウイルスの感染を見逃さないために高感度又は高精度に測定することは臨床上有用である。

したがって、手術前及び観血的検査前において高感度又は高精度の区分番号「D013」肝炎ウイルス関連検査の「3」の HBs 抗原を実施することは必要と認められる。

【国保】

D-73 HBs 抗原(B 型肝炎の経過観察)

《令和元年 8 月 29 日新規》

○ 取扱い

原則として、「B 型肝炎」の抗ウイルス療法、肝底護療法及び免疫療法の治療をしている経過観察において、区分番号「D013」肝炎ウイルス関連検査の「3」の HBs 抗原を測定し算定することは認められる。

○ 取扱いの根拠

区分番号「D013」肝炎ウイルス関連検査の「3」の HBs 抗原については、B 型肝炎（診断時以外）患者に対する抗ウイルス療法、肝底護療法及び免疫療法の治療効果を判定するうえで、肝細胞内の B 型肝炎ウイルスの増殖の病態を把握するために HBs 抗原定量値を経時的に測定することが最も有用である。

したがって、B 型肝炎（診断時以外）患者に対する抗ウイルス療法、肝底護療法及び免疫療法の治療効果を判定するうえで、区分番号「D013」肝炎ウイルス関連検査の「3」の HBs 抗原を実施することは必要と認められる。

D-74 糖尿病確定診断後の患者に対する連月のインスリン(IRI)の算定について

《令和元年 8 月 29 日新規》

○ 取扱い

糖尿病確定診断後の患者に対するインスリン (IRI) の連月の算定は、原則として認めない。ただし、症状詳記等から薬剤変更時、コントロール不良例、治療方針の評価及び決定等、連月の算定の必要性が医学的に判断できる場合は認める。

○ 取扱いの根拠

審査情報提供事例（平成 18 年 3 月 27 日第 2 次提供事例）より「原則として、糖尿病確定後の患者に対して、インスリン (IRI) は認められる。」とされ、その理由として「糖尿病として診断されても、その型別の判断が困難である症例も見受けられる。糖尿病の病態把握、特にインスリン抵抗性を知るために、一定間隔での経過観察が必要な場合もある。まれな病型であるが、**slowly progressive** I 型糖尿病においては、発症初期には一見 II 型糖尿病のような臨床症状を呈する。」としている。

インスリン (IRI) は、インスリン分泌能の評価を行い、病型の診断 (I 型等) を行う検査であり、病型の診断が既に行われ症状が安定している患者に対しては頻回に実施する検査ではないが、薬剤変更時、コントロール不良例、治療方針の評価及び決定等、経過観察が必要な場合もある。

これらの状態が病名又は症状詳記等で医学的に判断できる場合は、連月の算定は原則認められると判断した。

以上のことから、糖尿病確定診断後の患者に対しての IRI の算定は、一定間隔での経過観察が必要な場合等もあるため認めるが、病型の診断が既に行われ、症状が安定している患者に対しては頻回に実施する検査ではないため、連月の算定については原則として認めないとし、症状詳記等から薬剤変更時、コントロール不良例、治療方針の評価及び決定等、連月の算定の必要性が医学的に判断できれば認める場合もあるとして取り扱うこととする。

【国保】

D-75 HBs 抗原(入院時)

《令和 2 年 9 月 8 日新規》

○ 取扱い

原則として、入院時の検査として D013 の 1 HBs 抗原定性・半定量又は D013 の 3 HBs 抗原の算定は認められる。

○ 取扱いの根拠

D013 の 1 HBs 抗原定性・半定量又は D013 の 3 HBs 抗原については、一般的に入院時検査として実施されており、B 型肝炎ウイルスの感染症を見逃さないために測定することは認められる。

【国保】

D-76 HBs 抗原(手術時)

《令和 2 年 9 月 8 日新規》

○ 取扱い

原則として、手術前検査として D013 の 1 HBs 抗原定性・半定量又は D013 の 3 HBs 抗原の算定は認められる。

○ 取扱いの根拠

D013 の 1 HBs 抗原定性・半定量又は D013 の 3 HBs 抗原については、一般的に手術前検査として実施されており、B 型肝炎ウイルスの感染症を見逃さないために測定することは認められる。

【国保】

D-77 梅毒(手術前)

《令和 2 年 9 月 8 日新規》

○ 取扱い

原則として、手術前の検査として梅毒定性（D012-1）、梅毒トレポネーマ抗体定性（D012-4）の算定は認められる。

○ 取扱いの根拠

梅毒定性（D012-1）、梅毒トレポネーマ抗体定性（D012-4）、梅毒は血液を介して感染が広がる恐れがあることから、手術前検査等を実施するに当たって感染の有無の確認を行うことに意義は認められる。

【国保】

D-78 HCV 抗体(入院時)

《令和 2 年 9 月 8 日新規》

○ 取扱い

原則として、入院時前の検査として HCV 抗体は認められる。

○ 取扱いの根拠

HCV 抗体定性・定量（D013-5）は血液を介して感染が広がる恐れがあることから、一般的に入院時検査として実施されており、C 型肝炎ウイルスの感染症を見逃さないために測定することは認められる。

【国保】

D-79 D ダイマー(心房細動)

《令和 3 年 2 月 26 日新規》

○ 取扱い

原則として、心房細動の病名に対する D ダイマーの算定は認められない。

○ 取扱いの根拠

D ダイマーは DIC や深部静脈血栓症の診断や病勢の推移の評価に用いる検査である。

【国保】

D-80 D ダイマー(心房細動疑い)

《令和 3 年 2 月 26 日新規》

○ 取扱い

原則として、心房細動疑いの病名に対する D ダイマーの算定は認められない。

○ 取扱いの根拠

D ダイマーは DIC や深部静脈血栓症の診断や病勢の推移の評価に用いる検査である。

【国保】

D-81 HbA1c(当月確定の境界型糖尿病)

《令和 2 年 9 月 8 日新規》

○ 取扱い

原則として、当月確定の境界型糖尿病に対する HbA1c の算定は認められる。

○ 取扱いの根拠

HbA1c は糖尿病疑いでも算定できる検査であり、検査の結果、境界域との結論となったものとして妥当。

○ 留意事項

毎月の算定は認めない。3 か月に 1 回程度の算定が妥当と考える。

【国保】

**D-82 手術前においてスクリーニングを目的として実施した D006 の
14 D ダイマー定性、D006 の 15 D ダイマー半定量及び D006
の 17 D ダイマーの算定について**

《令和 2 年 9 月 8 日新規》

○ 取扱い

手術前において、スクリーニングを目的として実施した D006 の 14 D ダイマー定性、D006 の 15 D ダイマー半定量及び D006 の 17 D ダイマーの算定は、血栓症の発症リスクの高い症例を除き、原則として認められない。

○ 取扱いの根拠

D ダイマーは、安定化フィブリンのプラスミンによる分解産物で、二次線溶（フィブリン形成に伴う線溶）の亢進の指標となるものであり、DIC や深部静脈血栓症の診断ならびに病勢の推移の評価に用いるものである。

したがって、血栓症の発症リスクが高い症例を除き、手術前におけるスクリーニングを目的とした当該検査の必要性は低く、原則認められないと判断した。

【国保】

D-83 アレルギー性鼻炎の疑いに対する D015 の 10 非特異的 IgE 半定量及び非特異的 IgE 定量の算定について

《令和 2 年 9 月 8 日新規》

○ 取扱い

アレルギー性鼻炎の疑いに対して、D015 の 10 非特異的 IgE 半定量及び非特異的 IgE 定量の算定は、原則として認められる。

○ 取扱いの根拠

IgE は血清中にごく微量存在する免疫グロブリンで、気管支喘息、アレルギー性鼻炎、じんま疹 I 型（即時型）アレルギー反応が関与する疾患などの I 型アレルギー疾患で高値を示す。

非特異的 IgE は、IgE の血中総濃度を測定する検査であり、I 型アレルギーのスクリーニング検査として有用である。

このため、アレルギー性鼻炎の疑いに対する D015 の 10 非特異的 IgE 半定量及び非特異的 IgE 定量の算定は、原則として認められることとした。

【国保】

D-84 重心動揺計(末梢神経障害やロコモ症候群、脊柱管狭窄症などの術前検査)

《令和 3 年 2 月 26 日新規》

○ 取扱い

原則として、末梢神経障害やロコモ症候群、脊柱管狭窄症などの術前検査での重心動揺計の算定は認められない。

○ 取扱いの根拠

めまい・平衡障害の病巣診断のために行うものであり、末梢神経障害などでは必要と考えない。

【国保】

D-85 下肢加重検査(末梢神経障害やロコモ症候群、脊柱管狭窄症などの術前検査)

《令和 3 年 2 月 26 日新規》

○ 取扱い

原則として、末梢神経障害やロコモ症候群、脊柱管狭窄症などの術前検査での下肢加重検査の算定は認められない。

○ 取扱いの根拠

変形性膝関節症などで左右それぞれの荷重量を分析するものであり、末梢神経障害などでは必要と考えない。

【国保】

D-86 フィブリノゲン(治療開始後の DIC の経過観察目的)

《令和 3 年 9 月 7 日新規》

○ 取扱い

原則として、治療開始後の DIC の経過観察目的に対するフィブリノゲンの算定は認められる。

○ 取扱いの根拠

DIC の診断基準のスコアリングにも用いることから、測定された数値は合併症の有無や疾患の経過観察を行う上で有用である。

【国保】

D-87 スパイログラフィー等検査(入院時検査)

《令和 3 年 9 月 7 日新規》

○ 取扱い

原則として、入院時検査でのスパイログラフィー等検査の算定は認められない。

○ 取扱いの根拠

当該検査を必要とする病態、症状のない患者に対するいわゆるスクリーニング検査としては、適当でないと考える。

【国保】

D-88 FDP(入院時検査)

《令和 3 年 9 月 7 日新規》

○ 取扱い

原則として、入院時検査での FDP の算定は認められない。

○ 取扱いの根拠

当該検査を必要とする病態、症状のない患者に対するいわゆるスクリーニング検査としては、適当でないと考える。

【国保】

D-89 D ダイマー(入院時検査)

《令和 3 年 9 月 7 日新規》

○ 取扱い

原則として、入院時検査での D ダイマーの算定は認められない。

○ 取扱いの根拠

当該検査を必要とする病態、症状のない患者に対するいわゆるスクリーニング検査としては、適当でないと考える。

【国保】

D-90 心臓超音波検査(入院時検査)

《令和 3 年 9 月 7 日新規》

○ 取扱い

原則として、入院時検査での心臓超音波検査の算定は認められない。

○ 取扱いの根拠

当該検査を必要とする病態、症状のない患者に対するいわゆるスクリーニング検査としては、適当でないと考える。

【国保】

D-91 APTT(手術前検査)

《令和 3 年 9 月 7 日新規》

○ 取扱い

原則として、手術前検査での APTT の算定は認められる。

○ 取扱いの根拠

出血傾向のある患者又は出血傾向の有無を調べるのに有用である。

【国保】

D-92 アンチトロンビン(手術前検査)

《令和 3 年 9 月 7 日新規》

○ 取扱い

原則として、手術前検査でのアンチトロンビンの算定は認められない。

○ 取扱いの根拠

アンチトロンビンは、凝固亢進状態の確認や抗凝固療法時の ATⅢ補充療法による ATⅢのモニタリング、先天性 ATⅢ欠乏症の診断を目的に行う検査であり、手術前検査としては、適当でないと考える。

【国保】

D-93 リウマトイド因子(RF)定量(膠原病の疑い)

《令和 3 年 9 月 7 日新規》

○ 取扱い

原則として、初診時に「膠原病の疑い」の病名に対する、リウマトイド因子 (RF) 定量は認められる。

○ 取扱いの根拠

リウマトイド因子 (RF) 定量などのリウマトイド因子の測定は、膠原病の代表疾患である関節リウマチ (RA) の診断に欠かせない検査であり、リウマトイド因子 (RF) 定量は抗核抗体とともに、膠原病の特徴である自己抗体の存在を検討する上で基本的な検査である。

したがって、リウマトイド因子 (RF) 定量は膠原病の診断を進める際に用いる検査として有用である。

【国保】

D-94 耐糖能精密検査(糖尿病疑い)

《令和 3 年 9 月 7 日新規》

○ 取扱い

原則として、「糖尿病疑い」の初診月に耐糖能精密検査(糖負荷試験)は認められる。

○ 取扱いの根拠

血糖値、HbA1c の数値により強く糖尿病が疑われる場合、負荷時におけるインスリン又は C ペプチドの測定は、糖尿病の診断だけでなく、インスリン分泌能、インスリン初期分泌の低下、インスリン抵抗性等を同時に把握でき、病型・病態の診断や治療法の選択上必要である。

【国保】

D-95 超音波検査(断層撮影法)(関節リウマチ)

《令和 3 年 9 月 7 日新規》

○ 取扱い

原則として、「関節リウマチ」に対する診断及び経過観察を目的として実施した「超音波検査（断層撮影法）（その他）」の算定は認められる。

○ 取扱いの根拠

「関節リウマチ」の骨破壊の原因である滑膜炎の存在と、リウマチの特徴的な骨破壊像である骨びらんを描出することができるため「超音波検査（断層撮影法）（その他）」が有用である。

○ 留意事項

経過観察として認める場合の期間（算定間隔）については、個々の症例により適正なものとする。

【国保】

D-96 ヘリコバクター・ピロリ感染診断において、プロトンポンプ・インヒビター(PPI)投与中止又は終了後 2 週間以上経過せず実施した D023-2 の 2 尿素呼気試験(UBT)の算定について(検査結果が陽性の場合)

《令和 3 年 9 月 7 日新規》

○ 取扱い

ヘリコバクター・ピロリ感染診断において、プロトンポンプ・インヒビター (PPI) 投与中止又は終了後 2 週間以上経過せず実施した D023-2 の 2 尿素呼気試験 (UBT) の算定は、検査結果が陽性の場合であっても、原則として認められない。

○ 取扱いの根拠

ヘリコバクター・ピロリ感染診断において、プロトンポンプ・インヒビター (PPI) が投与されている患者に対する D023-2 の 2 尿素呼気試験 (UBT) については、PPI の静菌作用により検査結果が偽陰性となる可能性がある。

厚生労働省通知^(※)にも「ランソプラゾール等、ヘリコバクター・ピロリに対する静菌作用を有するとされる薬剤が投与されている場合については感染診断の結果が偽陰性となるおそれがあるので、除菌前及び除菌後の感染診断の実施に当たっては、当該静菌作用を有する薬剤投与中止又は終了後 2 週間以上経過していることが必要である。」と示されている。

このため、当該検査は PPI の投与を中止又は終了してから 2 週間以上経過後に実施する必要がある。一方、投与中止又は終了後 2 週間以上経過せず実施し、結果「陽性」だった場合は、ヘリコバクター・ピロリ (HP) 感染について「真に陽性」と判断し得る。

しかし、ヘリコバクター・ピロリ (HP) 感染者の偽陰性率は PPI 服用中が 33%、服用中止後 3 日目 9%、7 日目 3%、14 日目 0%と報告されている。

本検査において重要なことは、偽陰性例（真の陽性例の見落とし）の発生を極力避けることによって、ヘリコバクター・ピロリ感染を正確に診断することである。

以上のことから、ヘリコバクター・ピロリ感染診断において、PPI 投与

中止又は終了後 2 週間以上経過せず実施した D023-2 の 2 尿素呼気試験 (UBT) の算定は、検査結果が陽性の場合であっても、原則認められないと判断した。

(※)「ヘリコバクター・ピロリ感染の診断及び治療に関する取扱いについて」(平成 12 年 10 月 31 日保険発第 180 号、最終改正：平成 25 年 2 月 21 日保医発 0221 第 31 号)

(参考文献) L Laine, R Estrada, M Trujilo et al. Effect of proton-pump inhibitor therapy on diagnostic testing for *Helicobacter pylori*. Ann Intern Med 1998, 129(7):547-50.

【国保】

D-97 ヘリコバクター・ピロリ感染診断において、プロトンポンプ・インヒビター(PPI)投与中止又は終了後 2 週間以上経過せず実施した D012 の 25 ヘリコバクター・ピロリ抗原定性の算定について

《令和 3 年 9 月 7 日新規》

《令和 6 年 12 月 5 日更新》

○ 取扱い

ヘリコバクター・ピロリ感染診断において、プロトンポンプ・インヒビター (PPI) 投与中止又は終了後 2 週間以上経過せず実施した D012 の 25 ヘリコバクター・ピロリ抗原定性の算定は、原則として認められる。

○ 取扱いの根拠

令和 6 年 10 月 28 日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡「疑義解釈資料の送付について (その 13)」において以下のとおり取扱いが示され、ヘリコバクター・ピロリ感染診断において、プロトンポンプ・インヒビター (PPI) 投与中止又は終了後 2 週間以上経過せず実施した D012 の 25 ヘリコバクター・ピロリ抗原定性 (糞便中抗原測定) は算定できることとされた。

「令和 6 年 10 月 28 日「疑義解釈資料の送付について (その 13)」

問 1 「ヘリコバクター・ピロリ感染の診断及び治療に関する取扱いについて」(平成 12 年 10 月 31 日保険発第 180 号) の「8 その他」において、「ヘリコバクター・ピロリ感染の診断及び治療については、関係学会よりガイドラインが示されているので参考とすること」とされている。日本ヘリコバクター学会の「H.pylori 感染の診断と治療のガイドライン 2024 改訂版」においては、H.pylori の感染診断について「尿素呼気試験 (UBT)、迅速ウレアーゼ試験 (RUT)、(中略) はプロトンポンプ阻害薬 (PPI)、カリウムイオン競合型アシッドブロッカー (P-CAB) の影響を受けるので休薬して実施する。その他の診断法は PPI 内服のまま実施できる。」とあるが、当該通知 2 (1) で掲げられている感染診断の検査法のうち、②鏡検法、③培養法、④抗体測定、⑥糞便中抗原測定又は⑦核酸増幅法をプロトンポンプ阻害薬 (PPI) 又はカリウムイオン競合型アシッドブロッカー (P-CAB) を休薬せず

に実施した場合、当該検査の費用は算定できるか。
(答) 算定できる。

【国保】

D-98 狭心症(確定後)の傷病名のみに対する D215 の 3 心臓超音波の算定について

《令和 3 年 9 月 7 日新規》

○ 取扱い

狭心症（確定後）の傷病名のみに対する D215 の 3 心臓超音波 イ 経胸壁心エコー法の算定は、原則として認められる。

○ 取扱いの根拠

心臓超音波検査は、高周波の超音波を用いて心臓の動きや構造、血流を観察し、心臓疾患の診断や心機能・血行動態の判定を行う検査であり、狭心症確定後においては、心腔壁運動の異常、心筋虚血の有無の検出等に有用である。

以上のことから、狭心症（確定後）の傷病名のみに対する D215 の 3 心臓超音波 イ 経胸壁心エコー法の算定は、原則認められると判断した。

【国保】

D-99 HIV 抗体(輸血前後)

《令和 4 年 3 月 4 日新規》

○ 取扱い

原則として、輸血前後の検査として、以下の HIV 抗体は認められる。

- ・ D012 16

HIV-1,2 抗体定性, HIV-1,2 抗体半定量, HIV-1,2 抗原・抗体同時測定定性

- ・ D012 17

HIV-1 抗体

- ・ D012 18

HIV-1,2 抗体定量, HIV-1,2 抗原・抗体同時測定定量

○ 取扱いの根拠

医師が感染リスクを考慮し、感染が疑われる場合等には、抗体検査等を行うことは妥当と考える。

【国保】

D-100 TSH、FT3、FT4 の併算定(甲状腺機能亢進症の経過観察)

《令和 4 年 3 月 4 日新規》

○ 取扱い

原則として、甲状腺機能亢進症の経過観察における TSH、FT3、FT4 の併算定は認められる。

○ 取扱いの根拠

FT3 優位のバセドウ病では、FT4 正常で FT3 のみ増加するため FT3 の測定は必要である。

【国保】

D-101 1,5-アンヒドロ-D-グルシトール(糖尿病(確定))

《令和 4 年 3 月 4 日新規》

○ 取扱い

原則として、糖尿病（確定）に対する 1,5-アンヒドロ-D-グルシトールの算定は認められる。

○ 取扱いの根拠

過去数日間の血糖コントロール状態が分かる 1,5AG は、治療開始直後や投薬内容の変更直後に有用な指標となる。

【国保】

D-102 心臓超音波検査(心臓弁膜症疑いを含め心疾患が全くない場合の術前検査)

《令和 4 年 3 月 4 日新規》

○ 取扱い

原則として、心臓弁膜症疑いを含め心疾患が全くない場合、術前検査での心臓超音波検査の算定は認められない。

○ 取扱いの根拠

当該検査を必要とする病態、症状のない患者に対するいわゆるスクリーニング検査としては、適当でないと考える。

【国保】

D-103 HTLV-1 抗体(適応病名なし、輸血前感染症検査のコメントのみ)

《令和 4 年 3 月 4 日新規》

○ 取扱い

原則として、適応病名がなく、輸血前感染症検査のコメントのみに対する HTLV-1 抗体の算定は認められない。

○ 取扱いの根拠

検査に対する傷病名の記載は原則必要であり、治療中に派生する二次性疾患や副作用の発現監視を目的とした実施においても同様である。

また、HTLV-1 抗体は、成人 T 細胞白血病や HTLV-1 関連脊髄症を診断するための検査であり、輸血前感染症では必要ないと考える。

【国保】

D-104 FDP(内視鏡的生検、外来手術など侵襲が比較的軽く、止血操作が簡単・的確に行える手術においてスクリーニング検査として算定している場合)

《令和 4 年 9 月 26 日新規》

○ 取扱い

原則として、内視鏡的生検、外来手術など侵襲が比較的軽く、止血操作が簡単・的確に行える手術においてスクリーニング検査として、**FDP** の算定は認められない。

○ 取扱いの根拠

体内の線溶現象を反映させるため、侵襲の大きい手術を実施する場合のモニタリングとしては有用であるが、侵襲が比較的軽く、止血操作が簡単・的確に行える手術のスクリーニング検査では適当でないと考える。

【国保】

D-105 フィブリノゲン(DIC 疑い)

《令和 4 年 9 月 26 日新規》

○ 取扱い

原則として、DIC 疑いの病名に対するフィブリノゲン算定は認められる。

○ 取扱いの根拠

DIC の診断基準のスコアリングにも用いることから、測定された数値は診断を行う上で有用である。

【国保】

D-106 スパイログラフィー等検査(肺気量分画測定、フローボリュームカーブ)(全身麻酔による手術を施行する場合の手術前検査)

《令和 4 年 9 月 26 日新規》

○ 取扱い

原則として、全身麻酔による手術を施行する場合の手術前検査でのスパイログラフィー等検査（肺気量分画測定、フローボリュームカーブ）の算定は認められる。

○ 取扱いの根拠

全身麻酔では呼吸管理を必須としていることから、患者の呼吸機能の評価を行っておくことは必要と考える。

○ 留意事項

肺気量分画測定及びフローボリュームカーブの併施については、手術内容等により判断する。

【国保】

D-107 TSH、FT3、FT4 の併算定(甲状腺機能低下症疑い、甲状腺機能亢進症疑い)

《令和 4 年 9 月 26 日新規》

○ 取扱い

原則として、甲状腺機能低下症疑い又は甲状腺機能亢進症疑いの病名に対し、TSH、FT3、FT4 の併算定は認められる。

○ 取扱いの根拠

初診時の診断に際し下垂体、甲状腺系の評価のため TSH に加え FT3、FT4 を測定することは妥当である。

【国保】

D-108 糞便中ヘモグロビン定性(回数)

《令和 4 年 9 月 26 日新規》

○ 取扱い

原則として、糞便中ヘモグロビン定性は、一連につき 2 回まで認められる。

○ 取扱いの根拠

偽陰性の可能性を考慮し、通常 2 回法が用いられるが、外来受診時や予定入院初日などでは 2 検体がまとめて提出されることがある。また、患者の便通状況によって 1 日 2 検体を採取することもある。

※ D-179 と同様の趣旨

【国保】

D-109 精密眼底検査と眼底カメラの併施

《令和 4 年 9 月 26 日新規》

○ 取扱い

原則として、精密眼底検査と眼底カメラの併施算定は認められる。

○ 取扱いの根拠

眼底カメラは精密眼底検査の画像を捉えるための 1 つの手法であり、また精密眼底検査は、眼底の血管の状況を診断するための手法である。

【国保】

D-110 血液型検査(ABO、Rh(D)型)(手術で輸血が予想されるもの(術前検査))

《令和 4 年 9 月 26 日新規》

○ 取扱い

原則として、手術で輸血が予想される場合、術前検査として血液型検査(ABO、Rh (D) 型) の算定は認められる。

○ 取扱いの根拠

輸血が必要となった場合に、速やかに履行するために事前の把握が必要である。

【国保】

D-111 Dダイマー(基礎疾患のないDIC 疑い)

《令和 4 年 9 月 26 日新規》

○ 取扱い

原則として、基礎疾患のない DIC 疑いに対する D ダイマーの算定は認められない。

○ 取扱いの根拠

DIC はその要因となる何らかの基礎疾患があつて疑うものである。基礎疾患等がない場合に、D ダイマーの溶解現象を検査することは、適当でないを考える。

【国保】

D-112 D ダイマー(治療開始後の DIC の経過観察目的)

《令和 4 年 9 月 26 日新規》

○ 取扱い

原則として、治療開始後の DIC の経過観察目的での D ダイマーの算定は認められる。

○ 取扱いの根拠

DIC の診断基準のスコアリングにも用いることから、測定された数値は合併症の有無や疾患の経過観察を行う上で有用である。

【国保】

D-113 KL-6(肺線維症)

《令和 4 年 9 月 26 日新規》

○ 取扱い

原則として、肺線維症に対する KL-6 の算定は認められる。

○ 取扱いの根拠

肺線維症では血清中の KL-6 が上昇するので、特に特異性の高いマーカーであり、他の肺疾患との鑑別に有用である。

【国保】

D-114 (1→3)- β -D グルカン(投薬治療中の関節リウマチ患者で、真菌症・感染症・肺炎等の疑い病名がある場合)

《令和 4 年 9 月 26 日新規》

○ 取扱い

原則として、投薬治療中の関節リウマチ患者で、真菌症・感染症・肺炎等の疑い病名がある場合、(1→3)- β -D グルカンの算定は 3 か月に 1 回まで認められる。

○ 取扱いの根拠

関節リウマチ患者に対する薬剤投与による副作用として感染症や肺炎を疑って経過観察を要する場合があるため、医学的に頻回な検査の必要性が認められる場合を除き、3 か月に 1 回までの算定が妥当と考える。

【国保】

D-115 亜鉛(Zn)の連月算定(亜鉛補充療法(ノベルジン投与等)がない人工透析患者)

《令和 4 年 9 月 26 日新規》

○ 取扱い

原則として、亜鉛補充療法（ノベルジン投与等）がない人工透析患者に対する亜鉛（Zn）の連月での算定は認められない。

○ 取扱いの根拠

亜鉛欠乏が疑われる症状がある場合に実施する検査であり、毎月定期的に実施する必要はないと考える。

【国保】

D-116 パルストプラ法加算(超音波検査(断層撮影法)(胆嚢炎))

《令和 4 年 9 月 26 日新規》

○ 取扱い

原則として、胆嚢炎に対する超音波検査(断層撮影法)を施行する場合、パルストプラ法加算の算定は認められない。

○ 取扱いの根拠

胆嚢癌との鑑別および壁内血流の定量化は困難であり、胆嚢炎の診断そのものに対しての有用性は低いと考える。

【国保】

D-117 CPR(糖尿病の疑い)

《令和 4 年 9 月 26 日新規》

○ 取扱い

原則として、糖尿病の疑いに対する CPR の算定は認められない。

○ 取扱いの根拠

内因性のインスリン分泌能を評価する検査であり、診断後の病型分類や治療法の選択時に行うことが適当と考える。

【国保】

D-118 インフルエンザウイルス抗原定性(回数)

《令和 4 年 9 月 26 日新規》

○ 取扱い

原則として、インフルエンザウイルス抗原定性は、発症後 48 時間以内の実施につき 2 回まで認めらる。

○ 取扱いの根拠

発症直後はウイルス量が少なく陰性となることがあり、再検査を要することがある。

【国保】

D-119 TARC(アトピー性皮膚炎の疑い)

《令和 4 年 9 月 26 日新規》

○ 取扱い

原則として、アトピー性皮膚炎の疑い病名に対する TARC の算定では認められない。

○ 取扱いの根拠

アトピー性皮膚炎の重症度を鋭敏に評価する検査であるため病態が確定してから実施すべきと考える。

【国保】

D-120 DLST(D016 7 リンパ球刺激試験(LST))の適応病名について

《令和 4 年 9 月 26 日新規》

○ 取扱い

原則として、DLST（LST）を保険請求する場合の適応病名に薬物性肝障害（薬剤性肝障害）及び薬物性肝障害（薬剤性肝障害）の疑いを認める。

○ 取扱いの根拠

薬物性肝障害の診断基準のスコアリングにも用いることから、測定された数値は診断を行う上で有用である。

【国保】

D-121 抗 CCP 抗体(関節リウマチ疑いに対して、リウマトイド因子(RF)の算定がない場合)

《令和 4 年 9 月 26 日新規》

○ 取扱い

原則として、関節リウマチ疑いに対して、リウマトイド因子 (RF) の算定がない場合でも、抗 CCP 抗体の算定は認められる。

○ 取扱いの根拠

臨床症状、炎症反応などから、関節リウマチが強く疑われる場合、RF を実施せず、抗 CCP 抗体を選択することはあり得ると考える。

【国保】

D-122 HBs 抗体(定性・半定量含む)の心カテ時の適応

《令和 4 年 9 月 26 日新規》

○ 取扱い

原則として、心臓カテーテルの施行に際して実施した HBs 抗体、HBs 抗体定性、HBs 抗体半定量の算定は認められない。

○ 取扱いの根拠

B 型肝炎は、臨床現場で遭遇することが稀ではない感染症であることから抗原検査を認めているが、抗体検査については不要と整理する。

【国保】

D-123 HBs 抗体(定性・半定量含む)の内視鏡時の適応

《令和 4 年 9 月 26 日新規》

○ 取扱い

原則として、内視鏡検査に際して実施した HBs 抗体、HBs 抗体定性、HBs 抗体半定量の算定は認められない。

○ 取扱いの根拠

B 型肝炎は、臨床現場で遭遇することが稀ではない感染症であることから抗原検査を認めているが、抗体検査については不要と整理する。

【国保】

D-124 HBs 抗体(定性・半定量含む)の入院時の適応

《令和 4 年 9 月 26 日新規》

○ 取扱い

原則として、入院に際して実施した HBs 抗体、HBs 抗体定性、HBs 抗体半定量の算定は認められない。

○ 取扱いの根拠

B 型肝炎は、臨床現場で遭遇することが稀ではない感染症であることから抗原検査を認めているが、抗体検査については不要と整理する。

【国保】

D-125 HBs 抗体(定性・半定量含む)の神経ブロック時の適応

《令和 4 年 9 月 26 日新規》

○ 取扱い

原則として、神経ブロックの施行に際して実施した HBs 抗体、HBs 抗体定性、HBs 抗体半定量の算定は認められない。

○ 取扱いの根拠

B 型肝炎は、臨床現場で遭遇することが稀ではない感染症であるが、神経ブロックでは手技に際して、不要と整理する。

【国保】

D-126 HBs 抗原(定性・半定量含む)の神経ブロック時の適応

《令和 4 年 9 月 26 日新規》

○ 取扱い

原則として、神経ブロックの施行に際して実施した HBs 抗原、HBs 抗原定性、HBs 抗原半定量の算定は認められない。

○ 取扱いの根拠

B 型肝炎は、臨床現場で遭遇することが稀ではない感染症であるが、神経ブロックでは手技に際して、不要と整理する。

【国保】

D-127 尿沈渣(鏡検法)時の染色標本加算の取扱い

《令和 4 年 9 月 26 日新規》

○ 取扱い

原則として、腎・尿路系の疾患がない場合、認められない。

○ 取扱いの根拠

鏡検法による尿沈渣は無染色標本により実施することが一般的である。

尿沈渣成分の確認や同定、また類似成分との鑑別が必要な場合は、用途に適した各染色法を用いることが有用であるが、選定して行われるべきと整理する。

【国保】

D-128 FDP・D ダイマーの取扱い(適応)

《令和 4 年 9 月 26 日新規》

○ 取扱い

原則として、DIC のほか、深部静脈血栓症をはじめとする血栓病名（いずれも疑いを含む）がなければ認めない。

心房細動やがん化学療法時等、血栓の発生を懸念する場合においても、前述の病名がなく、背景疾患のみの場合は認められない。

○ 取扱いの根拠

当該検査は DIC の診断基準のひとつとなっている検査である。

また、DIC 以外の病態についても血栓の発生が懸念される場合は有用であると整理する。

【国保】

D-129 肝線維化マーカーの取扱い(回数)

《令和 4 年 9 月 26 日新規》

○ 取扱い

原則として、肝疾患に対するヒアルロン酸、Mac-2 結合蛋白糖鎖修飾異性体、P-III-P、IV型コラーゲン、IV型コラーゲン・7S、オートタキシンは、3 か月に 1 回を超える算定は認められない。

○ 取扱いの根拠

肝臓の線維化は進展が急激ではないことが殆どである。

※ D-243 と同様の趣旨

【国保】

D-130 心電図検査(初診時の貧血(確定))

《令和 5 年 3 月 2 日新規》

○ 取扱い

原則として、初診時の貧血（確定）に対する心電図検査の算定は認められない。

○ 取扱いの根拠

心電図は、主に心疾患を診断するための検査であり、貧血患者の初診スクリーニングで行うことは過剰。

【国保】

D-131 HCV 核酸定量の回数(慢性 C 型肝炎)

《令和 5 年 3 月 2 日新規》

《令和 6 年 3 月 7 日更新》

○ 取扱い

原則として、慢性 C 型肝炎に対する HCV 核酸定量の回数は月に 1 回まで認められる。必要性があり月に 2 回算定する場合は理由の記載が必要。

○ 取扱いの根拠

病勢の推移や治療後の経過観察、治療時期の判断のため月に 1 回ウイルス量を把握することは妥当。

○ 留意事項

「月 1 回」というのは、連月の算定を示しているものではない。

【国保】

D-132 標準純音聴力検査と簡易聴力検査の同日算定

《令和 5 年 6 月 29 日新規》

○ 取扱い

原則として、標準純音聴力検査と簡易聴力検査の同日算定は認められない。

○ 取扱いの根拠

簡易聴力検査は、標準純音聴力検査の簡易版の検査であるため、同日の算定は不適切と考える。

【国保】

D-133 連月のアルブミン定性(尿)検査(糖尿病)

《令和 5 年 6 月 29 日新規》

○ 取扱い

原則として、糖尿病での連月のアルブミン定性（尿）検査は認められない。

○ 取扱いの根拠

定性法は糖尿病性腎障害の早期発見のスクリーニングの検査としては有用であるが、糖尿病性腎症の早期診断基準では、定量法で測定することとされているため、定性法の連月算定は過剰と考える。

【国保】

D-134 心電図検査を行っている場合の CK-MB、心筋トロポニン I 若しくは心筋トロポニン T 検査(初診時の急性心筋梗塞疑い)

《令和 5 年 6 月 29 日新規》

○ 取扱い

原則として、初診時の急性心筋梗塞疑いに対して、心電図検査を行っている場合、CK-MB、心筋トロポニン I 若しくは心筋トロポニン T 検査は認められる。

○ 取扱いの根拠

発症からの時間経過によって反映される検査が異なるため、併せて実施することは妥当と考える。

【国保】

D-135 心電図検査を行っていない場合の CK-MB、心筋トロポニン I 若しくは心筋トロポニン T 検査(初診時の急性心筋梗塞疑い)

《令和 5 年 6 月 29 日新規》

《令和 5 年 8 月 31 日更新》

○ 取扱い

原則として、初診時の急性心筋梗塞疑いに対して、心電図検査を行っていない場合、CK-MB、心筋トロポニン I 若しくは心筋トロポニン T 検査は認められない。

○ 取扱いの根拠

急性心筋梗塞は、胸痛などの臨床症状、心電図、心筋逸脱酵素の上昇から総合的に診断されるため、非侵襲的に簡便かつ迅速に行うことができる心電図は、心筋梗塞の診断及び経過観察に有用かつ不可欠であると考える。

【国保】

D-136 レチノール結合蛋白(RBP)とトランスサイレチン(プレアルブミン)の併用

《令和 5 年 6 月 29 日新規》

《令和 5 年 8 月 31 日更新》

○ 取扱い

原則として、外来でのレチノール結合蛋白（RBP）とトランスサイレチン（プレアルブミン）の併用は認められない。

○ 取扱いの根拠

いずれも直近の栄養状態を示し、半減期に大きな差異がないことから併用は過剰と考える。

【国保】

D-137 抗酸菌分離培養検査と結核菌群核酸検出の併施（結核症疑い）

《令和 5 年 6 月 29 日新規》

《令和 5 年 8 月 31 日更新》

○ 取扱い

原則として、結核症疑いに対して抗酸菌分離培養検査と結核菌群核酸検出の併施は認められる。

○ 取扱いの根拠

結核症の早期診断の為、結核症疑いに対する塗抹・培養検査と結核菌群核酸検出の併施は必要であると整理した。

【国保】

D-138 オプジーボ点滴静注投与時の抗 GAD 抗体の算定について

《令和 5 年 6 月 29 日新規》

《令和 5 年 8 月 31 日更新》

○ 取扱い

留意事項通知の要件を満たさない D008「21」抗グルタミン酸デカルボキシラーゼ抗体（抗 GAD 抗体）の算定は、オプジーボ点滴静注投与時であったとしても、原則として認められない。

○ 取扱いの根拠

オプジーボ点滴静注の特に注意を要する副作用の一つに 1 型糖尿病の発症があげられる。

抗 GAD 抗体は、1 型糖尿病に高頻度に検出される膵 β 細胞に対する抗体だが、厚生労働省通知※に、すでに糖尿病の診断が確定した患者に対して 1 型糖尿病の診断に用いた場合に算定できる旨示されており、当該通知の要件を満たさない当該検査の算定は、原則として認められないと判断した。

（厚生労働省通知）

抗グルタミン酸デカルボキシラーゼ抗体（抗 GAD 抗体）は、すでに糖尿病の診断が確定した患者に対して 1 型糖尿病の診断に用いた場合又は自己免疫介在性脳炎・脳症の診断に用いた場合に算定できる。

（※）診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について

【国保】

D-139 前立腺肥大症又は前立腺炎に対す PSA の算定について

《令和 5 年 6 月 29 日新規》

《令和 5 年 8 月 31 日更新》

○ 取扱い

前立腺肥大症又は前立腺炎に対する D009「9」前立腺特異抗原（PSA）の算定は、原則として認められない。

○ 取扱いの根拠

前立腺特異抗原（PSA）は、厚生労働省通知※に「診察、腫瘍マーカー以外の検査、画像診断等の結果から、前立腺癌の患者であることを強く疑われる者に対して検査を行った場合に、前立腺癌の診断の確定又は転帰の決定までの間に原則として、1 回を限度として算定する。」と示されている。

本検査は、前立腺腫瘍マーカーとして頻用されており、前立腺肥大症や前立腺炎でも PSA 値が上昇することがあるが、いずれも前立腺癌の鑑別診断として行われるものであり、当該通知から、前立腺肥大症又は前立腺炎に対する算定は原則として認められないと判断した。

（※）診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について

D-140 AFP-L3%の算定について

《令和 5 年 6 月 29 日新規》

《令和 5 年 8 月 31 日更新》

○ 取扱い

- 1 次の傷病名に対する D009「23」α-フェトプロテインレクチン分画（AFP-L3%）の算定は、原則として認められる。
 - (1) 肝癌の疑い
 - (2) 肝癌（当月診療開始日）
- 2 次の傷病名に対する D009「23」α-フェトプロテインレクチン分画（AFP-L3%）の算定は、原則として認められない。
 - (1) 肝硬変
 - (2) B型肝炎
 - (3) C型肝炎

○ 取扱いの根拠

α-フェトプロテインレクチン分画（AFP-L3%）は、レクチン反応性による分画比で、AFPやPIVKAⅡよりも肝癌に対する特異度が高く、肝細胞癌の早期診断や治療効果の判定に使用されるものである。

また、当該検査を含め腫瘍マーカーについては、厚生労働省通知※において、悪性腫瘍の患者であることが強く疑われる者に対して算定できる旨示されている。

以上のことから、当該検査は、原則、肝癌疑いと肝癌（当月診療開始日）で認められるものであり、肝硬変、B型肝炎又はC型肝炎の傷病名に対する算定は、原則として認められないと判断した。

（※）診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について

D-141 HCV 核酸定量の算定について

《令和 5 年 6 月 29 日新規》

○ 取扱い

- 1 次の傷病名に対する D023「15」HCV 核酸定量の算定は、原則として認められる。
 - (1) C 型急性肝炎（疑い含む。）
 - (2) C 型慢性肝炎（疑い除く。）
 - (3) C 型肝硬変
- 2 次の傷病名に対する D023「15」HCV 核酸定量の算定は、原則として認められない。
 - (1) 急性肝炎（疑い含む。）
 - (2) ウイルス性肝炎疑い
 - (3) 肝硬変（疑い含む。）
 - (4) 肝癌（疑い含む。）
 - (5) C 型慢性肝炎疑い

○ 取扱いの根拠

HCV 核酸定量は、血清中の HCV-RNA 量（C 型肝炎ウイルス量）を測定する検査で、厚生労働省通知※に「分岐 DNA プローブ法、PCR 法又は TMA 法と核酸ハイブリダイゼーション法を組み合わせた方法により、急性 C 型肝炎の診断、C 型肝炎の治療法の選択及び治療経過の観察に用いた場合にのみ算定できる。」と示されている。

このため、C 型急性肝炎（疑い含む。）、C 型慢性肝炎（疑い除く。）に対する当該検査の算定は、原則として認められると判断した。

なお、C 型肝硬変は、C 型肝炎ウイルス感染を原因とする肝硬変であり、C 型肝炎と同様、当該検査は治療法の選択や治療経過の観察に有用であることから、当該傷病名に対する算定も原則として認められると判断した。

一方、急性肝炎（疑い含む。）、ウイルス性肝炎の疑い、肝硬変（疑い含む。）、肝癌（疑い含む。）、C 型慢性肝炎疑いの傷病名の場合、C 型肝炎ウイルス感染が原因であるか判断できず、また、上記通知の要件を満たさない。

このため、これらの傷病名に対する当該検査の算定は、原則認められないと判断した。

(※) 診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について

D-142 WT1mRNA の算定について

《令和 5 年 6 月 29 日新規》

○ 取扱い

次の傷病名に対する D006-9 WT1mRNA の算定は、原則として認められない。

- (1) 慢性白血病
- (2) 悪性リンパ腫
- (3) 多発性骨髄腫

○ 取扱いの根拠

WT1mRNA は、急性骨髄性白血病で高頻度に発現し、微小残存病変のモニタリング等に有用な検査である。また、その 25～45%が急性骨髄性白血病に移行するとされている骨髄異形成症候群においても、進行度のモニタリング等に用いられており、厚生労働省通知※において「リアルタイム RT-PCR 法により、急性骨髄性白血病、急性リンパ性白血病又は骨髄異形成症候群の診断の補助又は経過観察時に行った場合に月 1 回を限度として算定できる。」と示されている。

以上のことから、当該検査は急性骨髄性白血病、急性リンパ性白血病又は骨髄異形成症候群で認められ、慢性白血病、悪性リンパ腫、多発性骨髄腫では、原則として認められないと判断した。

(※) 診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について

【国保】

D-143 ステロイド長期服用中の腰痛症に対する骨塩定量検査の算定について

《令和 5 年 6 月 29 日新規》

○ 取扱い

ステロイド長期服用中の骨粗鬆症がない場合の腰痛症に対する D217 骨塩定量検査の算定は、原則として認められない。

○ 取扱いの根拠

ステロイド長期服用中の副作用の一つに骨粗鬆症及びこれに伴う腰痛症があるが、骨塩定量検査は、厚生労働省通知※に「骨粗鬆症の診断及びその経過観察の際のみ算定できる。」と示されている。

以上のことから、ステロイド長期服用中の骨粗鬆症がない場合の腰痛症に対する当該検査の算定は、原則として認められないと判断した。

(※) 診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について

【国保】

D-144 アンモニア(高アンモニア血症疑い)

《令和 5 年 8 月 31 日新規》

○ 取扱い

原則として、基礎疾患がなく、高アンモニア血症疑いのみの場合、アンモニアの算定は認められない。

ただし、バルプロ酸ナトリウムの投与中等の場合は基礎疾患を要しない。

○ 取扱いの根拠

バルプロ酸ナトリウムの投与中等、一定の条件を除き、原則、基礎疾患がない場合の算定は不適當であるとする。

【国保】

D-145 葉酸・ビタミン B12 取扱い(適応)

《令和 5 年 8 月 31 日新規》

○ 取扱い

原則として、認知症に対する、ビタミン B12、葉酸は認められない。

○ 取扱いの根拠

認知症においてビタミン B12 や葉酸の欠乏が要因となっていることはあるが、認知症の診断・治療に用いられることは一般的ではなく過剰と整理する。

【国保】

D-146 腎癌の疑いに対する CEA の算定について

《令和 5 年 8 月 31 日新規》

○ 取扱い

腎癌の疑いに対する D009「2」癌胎児性抗原（CEA）の算定は、原則として認められない。

○ 取扱いの根拠

癌胎児性抗原（CEA）は、大腸癌をはじめとする消化器癌、膵癌、胆道・胆管癌などのさまざまな臓器由来の癌に幅広く用いられる腫瘍マーカーであるが、腎癌に対する有用性は低いとされている。

このため、腎癌の疑いのみに対する当該検査の算定は、原則として認められないと判断した。

【国保】

D-147 痔核等に対する大腸内視鏡検査ファイバースコピーによるものの 算定について

《令和 5 年 8 月 31 日新規》

○ 取扱い

次の肛門疾患のみに対する D313 大腸内視鏡検査 「1」 ファイバースコピーによるものの算定は、原則として認められない。

- (1) 痔核
- (2) 痔瘻
- (3) 裂肛

○ 取扱いの根拠

D313 大腸内視鏡検査 「1」 ファイバースコピーによるものは、主に大腸をみる検査であり、痔核、痔瘻及び裂肛に対する当該検査の算定は、原則として認められないと判断した。

D-148 エリスロポエチンの算定について

《令和 5 年 8 月 31 日新規》

○ 取扱い

- 1 次の傷病名等に対する D008「41」エリスロポエチンの算定は、原則として認められない。
 - (1) 腎不全疑い
 - (2) 慢性腎不全疑い
 - (3) 慢性腎臓病
 - (4) 慢性貧血
- 2 慢性腎不全のない腎性貧血（疑い含む。）に対する D008「41」エリスロポエチンの算定は、原則として認められない。
- 3 慢性腎不全のある腎性貧血（疑い含む。）に対する D008「41」エリスロポエチンの算定は、原則として認められる。

○ 取扱いの根拠

エリスロポエチンは、主に腎臓にて産生される糖蛋白で赤血球産生を促進する造血因子である。慢性腎障害不全状態では、エリスロポエチンの産生が低下し、腎不全における腎性貧血の診断に有用である。

厚生労働省通知※においても、以下のいずれかの目的で行った場合に算定する旨示されている。

ア 赤血球増加症の鑑別診断

イ 重度の慢性腎不全患者又はエリスロポエチン、ダルベポエチン、エポエチンベータペゴル若しくは HIF-PH 阻害薬投与前の透析患者における腎性貧血の診断

ウ 骨髄異形成症候群に伴う貧血の治療方針の決定

以上のことから、腎不全疑い、慢性腎不全疑い、慢性腎臓病、慢性貧血に対する当該検査の算定は、原則として認められないと判断した。

また、腎性貧血（疑い含む。）については、慢性腎不全のある場合に認められるものであり、慢性腎不全のない腎性貧血（疑い含む。）に対する当該検査の算定は、原則として認められないと判断した。

（※）診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について

D-149 血液採取(静脈)での血液ガス分析の算定について

《令和 5 年 12 月 5 日新規》

○ 取扱い

代謝性アシドーシス（糖尿病性ケトーシス、糖尿病性ケトアシドーシス等）に対する血液採取（静脈）での D007「36」血液ガス分析の算定は、原則として認められる。

○ 取扱いの根拠

静脈血における血液ガス分析でも、酸塩基平衡などの評価が可能である。
糖尿病性ケトーシス、糖尿病性ケトアシドーシスなどの代謝性アシドーシスは、重炭酸イオン (HCO_3^-) が減少する（体内の酸塩基平衡が酸性に傾く）病態であり、血液採取（静脈）での D007「36」血液ガス分析の算定は、原則として認められると判断した。

【国保】

D-150 HCV 核酸検出及び HCV 核酸定量と HCV コア蛋白又は HCV コア抗体の併算定について

《令和 5 年 12 月 5 日新規》

○ 取扱い

- 1 C 型肝炎に対する D023「9」HCV 核酸検出と D013「5」HCV コア蛋白又は D013「7」HCV コア抗体の併算定は、原則として認められない。
- 2 C 型肝炎に対する D023「15」HCV 核酸定量と D013「5」HCV コア蛋白又は D013「7」HCV コア抗体の併算定は、原則として認められない。

○ 取扱いの根拠

HCV 核酸検出、HCV 核酸定量、HCV コア蛋白、HCV コア抗体は、いずれも C 型肝炎ウイルス量などを反映し、C 型肝炎の治療方法の選択や治療経過の観察に用いられるものであり、HCV 核酸検出と HCV コア蛋白又は HCV コア抗体の算定、HCV 核酸定量と HCV コア蛋白又は HCV コア抗体の算定は過剰と考えられる。

このため、C 型肝炎に対する D023「9」HCV 核酸検出と D013「5」HCV コア蛋白又は D013「7」HCV コア抗体の併算定及び D023「15」HCV 核酸定量と D013「5」HCV コア蛋白又は D013「7」HCV コア抗体の併算定は、原則として認められないと判断した。

【国保】

D-151 子宮腔部びらんに対するコルポスコピーと腔洗浄(熱性洗浄を含む。)の併算定について

《令和 5 年 12 月 5 日新規》

○ 取扱い

子宮腔部びらんに対する D321 コルポスコピーと J072 腔洗浄(熱性洗浄を含む。)の併算定は、原則として認められない。

○ 取扱いの根拠

子宮腔部びらは、子宮頸部粘膜が炎症等により欠損し下部組織が露出した状態であり、腔内を洗浄して抗生物質で治療する。

腔洗浄は、厚生省通知に「診察の際行った腔洗浄については腔炎、頸管カタル等治療として洗浄を必要とする疾病のある場合に限り算定し得るものとし、その他の場合は算定は認められない。」【昭和 24 年 12 月 10 日保険発第 340 号】と示されており、また、厚生労働省通知※に「処置又は手術と同時に行った内視鏡検査は、別に算定できない。」と示されている。

コルポスコピーは、医科診療報酬点数表の第 3 部検査の内視鏡検査に該当する。

このため、子宮腔部びらんに対する D321 コルポスコピーと J072 腔洗浄(熱性洗浄を含む。)の併算定は、原則として認められないと判断した。

(※) 診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について

D-152 造血器腫瘍細胞抗原検査の算定について

《令和 5 年 12 月 5 日新規》

○ 取扱い

次の傷病名に対する D005「15」造血器腫瘍細胞抗原検査の算定は、原則として認められる。

- (1) 骨髄異形成症候群
- (2) 多発性骨髄腫

○ 取扱いの根拠

造血器腫瘍細胞抗原検査は、フローサイトメトリー法により、腫瘍細胞の抗原を解析し、腫瘍の系統と分化段階を明らかにする検査であり、厚生労働省通知※に「対象疾病は白血病、悪性リンパ腫等である」と示されている。

骨髄異形成症候群は、造血細胞の異常な増殖とアポトーシスによって特徴付けられる腫瘍性の疾患で、単一あるいは複数系統の血球減少、形態学的異形成、骨髄における無効造血、急性白血病転化のリスクを特徴としており、当該検査はその治療法の決定や治療経過の把握に有用である。

また、多発性骨髄腫は、形質細胞の単クローン性（腫瘍性）増殖と、その産物である単クローン性免疫グロブリン（M 蛋白）の血清・尿中増加により特徴づけられる疾患で、同様に当該検査はその治療法の決定や治療経過の把握に有用である。

以上のことから、骨髄異形成症候群、多発性骨髄腫に対する当該検査の算定は、原則として認められると判断した。

（※）診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について

D-153 染色体検査の算定について

《令和 5 年 12 月 5 日新規》

○ 取扱い

次の傷病名に対する D006-5 染色体検査の算定は、原則として認められる。

- (1) 白血病の疑い
- (2) 悪性リンパ腫の疑い
- (3) 骨髄異形成症候群の疑い
- (4) 多発性骨髄腫の疑い
- (5) 骨髄増殖性疾患（骨髄線維症、本態性血小板血症、真性多血症等を含む。）の疑い

○ 取扱いの根拠

染色体検査は、種々の造血器腫瘍の診断、病型判定、予後予測等に有用な検査であり、上記造血器腫瘍の疑いに対する算定は、原則として認められると判断した。

D-154 ASO 定性等の算定について

《令和 5 年 12 月 5 日新規》

○ 取扱い

- 1 次の傷病名に対する D012「1」抗streptリジン O (ASO) 定性又は D012「3」抗streptキナーゼ (ASK) 定性等※の算定は、原則として認められる。
 - (1) 溶連菌感染症（疑い含む。）
 - (2) リウマチ熱（疑い含む。）
 - (3) 急性糸球体腎炎（疑い含む。）
- 2 次の傷病名に対する D012「1」抗streptリジン O (ASO) 定性又は D012「3」抗streptキナーゼ (ASK) 定性等※の算定は、原則として認められない。
 - (1) 関節リウマチ
 - (2) 上気道炎（急性・慢性）

○ 取扱いの根拠

抗streptリジン O (ASO) 又は抗streptキナーゼ (ASK) は、いずれも B 溶血性連鎖球菌（溶連菌）のうち、A 群、C 群、G 群が産生する代表的な菌体外産生物質である溶血毒素に対する抗体で、溶連菌感染症やその合併症であるリウマチ熱や急性糸球体腎炎で上昇する。

以上のことから、溶連菌感染症（疑い含む。）、リウマチ熱（疑い含む。）、急性糸球体腎炎（疑い含む。）に対する D012「1」抗streptリジン O (ASO) 定性又は D012「3」抗streptキナーゼ (ASK) 定性等※の算定は、原則として認められると判断した。

なお、上記のとおり、これらの検査は溶連菌感染症に特異的な検査であることから、関節リウマチ、上気道炎（急性・慢性）に対する算定は、原則として認められないと判断した。

（※）D012「1」抗streptリジン O (ASO) 定性、抗streptリジン O (ASO) 半定量又は抗streptリジン O (ASO) 定量

D012「3」抗streptキナーゼ (ASK) 定性又は抗streptキナーゼ (ASK) 半定量

D-155 常用負荷試験の算定について

《令和 5 年 12 月 5 日新規》

○ 取扱い

次の傷病名に対する D288 糖負荷試験「1」常用負荷試験の算定は、原則として認められる。

- (1) 糖尿病疑い
- (2) 境界型糖尿病
- (3) 耐糖能異常（糖代謝障害を含む。）
- (4) 妊娠糖尿病（疑い含む。）

○ 取扱いの根拠

常用負荷試験は、耐糖能障害や糖尿病の診断を行う検査で、ブドウ糖を負荷し経時的に血糖値や尿糖を測定する検査である。

以上のことから、糖尿病疑い、境界型糖尿病、耐糖能異常（糖代謝障害を含む。）及び妊娠糖尿病（疑い含む。）に対する当該検査の算定は、原則として認められると判断した。

【国保】

D-156 1 型糖尿病(当月確定又は疑い)がない場合の抗 GAD 抗体の算定について

《令和 5 年 12 月 5 日新規》

○ 取扱い

糖尿病で 1 型糖尿病（当月確定又は疑い）がない場合の D008「21」抗グルタミン酸デカルボキシラーゼ抗体（抗 GAD 抗体）の算定は、原則として認められない。

○ 取扱いの根拠

糖尿病に対する抗グルタミン酸デカルボキシラーゼ抗体(抗 GAD 抗体)については、厚生労働省通知※に、既に糖尿病の診断が確定した患者に対して 1 型糖尿病の診断に用いた場合に算定できる検査である旨示されていることから、1 型糖尿病（当月確定又は疑い）がない場合の算定は、原則として認められないと判断した。

（※）診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について

【国保】

D-157 心不全又は心不全の疑い以外の傷病名に対する BNP の算定について

《令和 5 年 12 月 5 日新規》

○ 取扱い

心不全又は心不全の疑い以外の傷病名に対する D008「18」脳性 Na 利尿ペプチド（BNP）の算定は、原則として認められない。

○ 取扱いの根拠

脳性 Na 利尿ペプチド（BNP）については、厚生労働省通知※に、「心不全の診断又は病態把握のために実施した場合に月 1 回に限り算定する」と示されていることから、心不全又は心不全の疑い以外に対する算定は、原則として認められないと判断した。ただし、心臓性浮腫等があり、心不全と同様の病態であることが傷病名や症状詳記等から明らかに判断できる場合は認められると判断した。

（※）診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について

【国保】

D-158 全身性エリテマトーデス疑いに対する抗核抗体等の併算定について

《令和 5 年 12 月 5 日新規》

○ 取扱い

全身性エリテマトーデス疑いに対する D014「17」抗 DNA 抗体定性又は抗 DNA 抗体定量と D014「5」抗核抗体等の併算定は、原則として認められる。

○ 取扱いの根拠

全身性エリテマトーデスの診断にあたり、感度の高い抗核抗体と特異度の高い抗 DNA 抗体を組み合わせることは医学的に意義があり、併算定は原則として認められると判断した。

(※) 抗核抗体等：D014「5」抗核抗体（蛍光抗体法）定性、抗核抗体（蛍光抗体法）半定量、抗核抗体（蛍光抗体法）定量、D014「7」抗核抗体（蛍光抗体法を除く。）

【国保】

D-159 急性胃腸炎に対するロタウイルス抗原定性(糞便)等の算定について

《令和 5 年 12 月 5 日新規》

○ 取扱い

ロタウイルス感染症疑いがない急性胃腸炎に対する D012「8」ロタウイルス抗原定性（糞便）、ロタウイルス抗原定量（糞便）の算定は、原則として認められない。

○ 取扱いの根拠

ロタウイルスは、感染力も強く、ロタウイルス感染性腸炎は、小児仮性コレラと言われる如く激しい水溶性下痢を特徴とする。

本検査は、ロタウイルス感染性腸炎の診断において特異度が高い検査として位置づけられている。

以上のことから、ロタウイルス感染症疑いがない急性胃腸炎に対する D012「8」ロタウイルス抗原定性（糞便）、ロタウイルス抗原定量（糞便）の算定は、原則として認められないと判断した。

【国保】

D-160 脂肪酸分画(脂質異常症や動脈硬化症の病名のみの場合)

《令和 6 年 3 月 7 日新規》

○ 取扱い

原則として、動脈硬化性疾患である心筋梗塞、狭心症や脳梗塞がなく、脂質異常症や動脈硬化症の病名のみの場合、脂肪酸分画の算定は認められない。

○ 取扱いの根拠

動脈硬化性疾患の要因検索や病態把握の指標として有用な検査である。このため、心筋梗塞、狭心症や脳梗塞など具体的な動脈硬化性疾患がなく、脂質異常症や動脈硬化症の病名のみでは不相当と整理した。

【国保】

D-161 心電図の取扱い(適応)(同日の施行)

《令和 6 年 3 月 7 日新規》

○ 取扱い

原則として、不整脈や急性心筋梗塞に対する治療を行っている場合、治療前後の算定は認められる。

○ 取扱いの根拠

心臓の電氣的活動を即座に評価できるため、病態変動の確認や治療後評価として治療前後の実施は有用であると整理した。

【国保】

D-162 抗サイログロブリン抗体、抗甲状腺ペルオキシダーゼ抗体

《令和 6 年 3 月 7 日新規》

○ 取扱い

原則として、診断時の抗サイログロブリン抗体（抗 Tg 抗体）と抗甲状腺ペルオキシダーゼ抗体（抗 TPO 抗体）の併算定は認められる。

○ 取扱いの根拠

いずれの自己抗体が陽性となるかは患者により異なるため、診断時において両者を施行することは妥当であると整理した。

【国保】

D-163 マトリックスメタロプロテインナーゼ-3(MMP-3)

《令和 6 年 3 月 7 日新規》

○ 取扱い

原則として、月 1 回を超える MMP-3 の算定は認められない。

○ 取扱いの根拠

MMP-3 は滑膜炎の活動性指標となるが、変動は緩徐であり頻回に施行する必要性は乏しいため月 1 回を超える実施は不適當と整理した。

○ 留意事項

「月 1 回」というのは、連月の算定を示しているものではない。

【国保】

D-164 糞便中ヘモグロビン検査

《令和 6 年 3 月 7 日新規》

○ 取扱い

原則として、糞便中ヘモグロビン検査は、下部消化管出血を疑う場合以外は認められない。

○ 取扱いの根拠

主に下部消化管の出血を便中ヒトヘモグロビンとして免疫学的に測定する検査のため、下部消化管からの出血を疑う場合に対して行うべきと整理した。

【国保】

D-165 TSAb

《令和 6 年 3 月 7 日新規》

○ 取扱い

原則として、甲状腺機能低下症での甲状腺刺激抗体（TSAb）は認められない。

○ 取扱いの根拠

甲状腺機能低下症の診断および治療は、TSH 値と甲状腺ホルモン量をもって進められるものであり、甲状腺機能低下症の患者に対して TSAb を測定する必要性は乏しいとした。

【国保】

D-166 ベリプラスト P コンビセット、ボルヒール(内視鏡下における使用)

《令和 6 年 3 月 7 日新規》

○ 取扱い

原則として、内視鏡下の消化管止血におけるフィブリノゲン加第 XIII 因子(ベリプラスト P コンビセット、ボルヒール)の使用は認められない。

○ 取扱いの根拠

フィブリノゲン加第 XIII 因子の適応は「組織の接着・閉鎖（但し、縫合あるいは接合した組織から血液、体液または体内ガスの漏出をきたし、他に適切な処置法のない場合に限る）」であり、また、平成 15 年 6 月 13 日保医発第 0613001 号において、「単なる止血を目的として使用するものではないこと」と通知されているため、内視鏡下での消化管止血に使用することは不適當と考える。

【国保】

D-167 微線維性コラーゲン(内視鏡下における使用)

《令和 6 年 3 月 7 日新規》

○ 取扱い

原則として、内視鏡下での消化管止血における微線維性コラーゲンの使用は認められない。

○ 取扱いの根拠

微線維性コラーゲンは、「肝、脾、脾、脳、脊髄の実質性出血及び硬膜出血並びに脊椎・脊髄手術における硬膜外静脈叢・硬膜近傍骨部、大動脈切開縫合吻合部（人工血管を含む）、心臓切開縫合閉鎖部、心臓表面、AC バイパス吻合部、胸骨断面、肺切離面、胸膜剥離面及び縦隔リンパ節郭清部、関節手術における骨切り面、子宮実質、膀胱・骨盤内腹膜・直腸剥離面、傍大動脈リンパ節郭清部、骨盤内リンパ節郭清部、骨盤底又は骨盤壁からの出血で、結紮、レーザーメス又は通常処置による止血が無効又は実施できない場合において、止血に使用した場合に算定する。」と通知されているため、内視鏡下での使用は不適当と考える。

D-168 HbA1c の算定について

《令和 6 年 3 月 7 日新規》

○ 取扱い

糖尿病の傷病名のない場合の、次の傷病名に対する D005「9」HbA1c の算定は、原則として認められない。

- (1) 成長ホルモン分泌不全性低身長症
- (2) ターナー症候群
- (3) 腎臓疾患
- (4) 下垂体疾患
- (5) 低血糖（疑い含む。）

○ 取扱いの根拠

HbA1c は、過去 1 か月から 3 か月の平均血糖値を反映するため、糖尿病の診断や治療による血糖コントロールの指標として用いられる検査であり、糖尿病の傷病名のない場合の、成長ホルモン分泌不全性低身長症、ターナー症候群、腎臓疾患、下垂体疾患、低血糖（疑い含む。）に対する D005「9」HbA1c の算定は、原則として認められないと判断した。

なお、成長ホルモン製剤等投与時の、糖尿病の傷病名のない単なる副作用チェックを目的とした当該検査の算定は、原則として認められないと判断した。

D-169 グリコアルブミンの算定について

《令和 6 年 3 月 7 日新規》

○ 取扱い

糖尿病の傷病名のない場合の、次の傷病名に対する D007「17」グリコアルブミンの算定は、原則として認められない。

- (1) 下垂体疾患
- (2) ターナー症候群
- (3) 低身長

○ 取扱いの根拠

グリコアルブミンは、1 から 2 週間前の平均血糖値を反映するため、糖尿病の診断や治療による血糖コントロールの指標として用いられる検査であり、糖尿病の傷病名のない場合の、下垂体疾患、ターナー症候群、低身長に対する D007「17」グリコアルブミンの算定は、原則として認められないと判断した。

なお、成長ホルモン製剤等投与時の、糖尿病の傷病名のない単なる副作用チェックを目的とした当該検査の算定は、原則として認められないと判断した。

【国保】

D-170 高脂血症疑い又は脂質異常症疑いに対するアポリポ蛋白等の算定について

《令和 6 年 3 月 7 日新規》

○ 取扱い

高脂血症疑い又は脂質異常症疑いに対する次の検査の算定は、原則として認められない。

- (1) D007「10」 アポリポ蛋白
- (2) D007「15」 リポ蛋白分画
- (3) D007「21」 リポ蛋白分画（PAG ディスク電気泳動法）
- (4) D007「34」 リポ蛋白分画（HPLC 法）
- (5) D007「27」 リポ蛋白（a）
- (6) D007「44」 レムナント様リポ蛋白コレステロール（RLP-C）

○ 取扱いの根拠

高脂血症や脂質異常症の診断は、通常、HDL-コレステロール、LDL-コレステロール、トリグリセライド、Non-HDL-コレステロール値に基づき行われ、上記検査は、脂質異常症の診断後、その病態把握やタイプ分類、動脈硬化性疾患のリスク評価等に行われるものである。

以上のことから、高脂血症疑い又は脂質異常症疑いに対する上記検査の算定は、原則として認められないと判断した。

【国保】

D-171 肺炎等に対するクラミドフィラ・ニューモニエ IgG 抗体等の算定について

《令和 6 年 3 月 7 日新規》

○ 取扱い

クラミジア感染症の記載がない次の傷病名に対する D012「9」クラミドフィラ・ニューモニエ IgG 抗体、D012「10」クラミドフィラ・ニューモニエ IgA 抗体又は D012「27」クラミドフィラ・ニューモニエ IgM 抗体の算定は、原則として認められない。

- (1) 肺炎（疑い含む。）
- (2) 肺結核
- (3) 慢性閉塞性肺疾患
- (4) 急性上気道炎
- (5) 急性気管支炎
- (6) 急性副鼻腔炎
- (7) 気管支喘息

○ 取扱いの根拠

クラミドフィラ・ニューモニエ IgG 抗体、クラミドフィラ・ニューモニエ IgA 抗体又はクラミドフィラ・ニューモニエ IgM 抗体は、急性呼吸器感染症を引き起こす病原体であるクラミドフィラ・ニューモニエの抗体検査である。クラミドフィラ・ニューモニエに感染するとまず IgM が上昇し、次いで IgG が上昇する。IgA はクラミドフィラの感染後の活動状態と関連がある。

クラミドフィラ・ニューモニエの各種抗体は、クラミジア感染に対し特異的に反応するため、クラミジア感染の診断等に有用である。

以上のことからクラミジア感染症の記載がない場合の肺炎（疑い含む。）、肺結核、慢性閉塞性肺疾患、急性上気道炎、急性気管支炎、急性副鼻腔炎、気管支喘息に対するこれらの検査の算定は、原則として認められないと判断した。

【国保】

D-172 トキソプラズマ抗体とトキソプラズマ IgM 抗体の併算定について

《令和 6 年 3 月 7 日新規》

○ 取扱い

次の傷病名等に対する D012「14」トキソプラズマ抗体と「15」トキソプラズマ IgM 抗体の併算定は、原則として認められる。

- (1) 先天性トキソプラズマ症疑い
- (2) 胎児のトキソプラズマ症が疑われた妊婦
- (3) トキソプラズマ感染妊婦からの出生児

○ 取扱いの根拠

トキソプラズマ症は、先天性トキソプラズマ症と後天性トキソプラズマ症に大別され、妊娠中の妊婦の初感染が先天性トキソプラズマ症の原因となる。

トキソプラズマ症の診断には抗体検査が行われるが、IgG と IgM 抗体価の推移等から感染時期を推定する。IgG 抗体は、感染後 2 週間程度から上昇し始め、4 週間から 8 週間でピークを示し、数カ月から数年にわたり高値を示す。一方、IgM 抗体は、IgG に先立ち 1 週間以内に上昇し、4 週間から 8 週間でピークを示し、数カ月で陰性となる。

以上のことから、上記傷病名等に対する D012「14」トキソプラズマ抗体と「15」トキソプラズマ IgM 抗体の併算定は、原則として認められると判断した。

【国保】

D-173 TARC と非特異的 IgE 半定量又は非特異的 IgE 定量の併算定について

《令和 6 年 3 月 7 日新規》

○ 取扱い

D015「19」TARC と「10」非特異的 IgE 半定量又は「10」非特異的 IgE 定量の併算定は、原則として認められる。

○ 取扱いの根拠

IgE は、気管支喘息やアトピー性皮膚炎等、I 型（即時型）アレルギーに関与する免疫グロブリンである。非特異的 IgE は、I 型アレルギー疾患患者で高値になるため、I 型アレルギー疾患の診断や経過観察に有用であると考えられる。

また、TARC は、アトピー性皮膚炎患者の重症度マーカーであり、治療薬の選択や変更を検討する指標として、臨床的に有用であると考えられており、非特異的 IgE とは、検査の臨床的意義が異なる。

以上のことから、D015「19」TARC と「10」非特異的 IgE 半定量又は「10」非特異的 IgE 定量の併算定は、原則として認められると判断した。

D-174 インフルエンザウイルス抗原定性の算定について

《令和 6 年 3 月 7 日新規》

○ 取扱い

インフルエンザの診断確定後に対する D012「22」インフルエンザウイルス抗原定性の算定は、原則として認められない。

○ 取扱いの根拠

インフルエンザは、潜伏期間が短く感染力が強いため、迅速な対応が必要である。インフルエンザウイルス抗原の検査を迅速に実施して診断することにより、速やかに抗インフルエンザ薬治療の要否を決定することが肝要である。

また、インフルエンザウイルス抗原定性は、厚生労働省通知※において、「発症後 48 時間以内に実施した場合に限り算定することができる。」旨示されている。インフルエンザの診断が確定した後の再検査は臨床的に必要性はない。

以上のことから、インフルエンザの診断確定後に対する D012「22」インフルエンザウイルス抗原定性の算定は、原則として認められないと判断した。

(※) 診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について

【国保】

D-175 再診時の高血圧症に対する蛋白分画の算定について

《令和 6 年 3 月 7 日新規》

○ 取扱い

再診時の高血圧症に対する D007「4」蛋白分画の算定は、原則として認められない。

○ 取扱いの根拠

蛋白分画は、血清蛋白の分画を測定する検査で、蛋白成分の特徴的な変動を知ることにより、各種の疾患や病態把握に用いられる。

ただし、高血圧症患者においては、蛋白分画検査で特異的な変化は見られない。

以上のことから、再診時の高血圧症に対する当該検査の算定は、原則として認められないと判断した。

【国保】

D-176 有機モノカルボン酸(乳酸)又は有機モノカルボン酸(乳酸)(尿)の算定について

《令和 6 年 3 月 7 日新規》

○ 取扱い

- 1 次の傷病名のみに対する D007「13」有機モノカルボン酸（乳酸）又は有機モノカルボン酸（乳酸）（尿）の算定は、原則として認められる。
 - (1) 乳酸アシドーシス（疑い含む。）
 - (2) 代謝性アシドーシス
- 2 糖尿病のみに対する D007「13」有機モノカルボン酸（乳酸）又は有機モノカルボン酸（乳酸）（尿）の算定は、原則として認められない。

○ 取扱いの根拠

有機モノカルボン酸（乳酸）又は有機モノカルボン酸（乳酸）（尿）は、解糖系代謝経路（グルコースからエネルギーを産生する代謝経路）の最終産物で、主に骨格筋や赤血球、脳、皮膚、腸管で産生され、肝、腎で代謝される。血中の乳酸は生体の酸化還元状態を示す指標であり、乳酸が異常高値となり血液中 pH が酸性に傾いた状態が乳酸アシドーシスであり、代謝性アシドーシスの一つである。

以上のことから、乳酸アシドーシス（疑い含む。）、代謝性アシドーシスに対する有機モノカルボン酸(乳酸)又は有機モノカルボン酸(乳酸)(尿)の算定は原則として認められ、酸・塩基平衡異常を伴わない糖尿病のみに対する算定は原則として認められないと判断した。

【国保】

D-177 膠原病の疑いに対する抗核抗体定性等の算定について

《令和 6 年 3 月 7 日新規》

○ 取扱い

膠原病の疑いに対する D014「5」抗核抗体（蛍光抗体法）定性・半定量・定量の算定は、原則として認められる。

○ 取扱いの根拠

膠原病には自己抗体としての抗核抗体群が存在する疾患が多く、抗核抗体（蛍光抗体法）は多数の抗核抗体群のいずれかの存在を明らかにする目的のスクリーニング検査である。陽性の場合には染色パターンにより対応抗体をある程度推測することが可能で、疾患標識自己抗体検査の選択指標となり得る。

以上のことから、膠原病の疑いに対する D014「5」抗核抗体（蛍光抗体法）定性・半定量・定量の算定は、原則として認められると判断した。

【国保】

D-178 インスリノーマの疑いに対するインスリン(IRI)の算定について

《令和 6 年 3 月 7 日新規》

○ 取扱い

インスリノーマの疑いに対する D008「8」インスリン (IRI) の算定は、原則として認められる。

○ 取扱いの根拠

インスリノーマは、インスリンを過剰分泌する膵 β 細胞由来の腫瘍である。膵・消化管神経内分泌腫瘍 (NEN) 診療ガイドライン 2019 年【第 2 版】(日本神経内分泌腫瘍研究会)におけるインスリノーマの診断アルゴリズムでは、病態鑑別のために低血糖時の検体でインスリン値 (IRI) を測定することが推奨されている。

以上のことから、インスリノーマの疑いに対する D008「8」インスリン (IRI) の算定は、原則として認められると判断した。

【国保】

D-179 同一日の糞便中ヘモグロビン定性等の 2 回の算定について

《令和 6 年 3 月 7 日新規》

○ 取扱い

同一日における 2 検体での D003「5」糞便中ヘモグロビン定性、D003「7」糞便中ヘモグロビン又は D003「8」糞便中ヘモグロビン及びトランスフェリン定性・定量の 2 回の算定は、原則として認められる。

○ 取扱いの根拠

上記検査については、偽陰性の可能性を考慮し通常 2 回法が用いられており、同一日における 2 検体での 2 回の算定は、原則として認められると判断した。

※ D-108 と同様の趣旨

【国保】

D-180 超音波検査(断層撮影法)(その他)のパルスドプラ法加算の算定について

《令和 6 年 3 月 7 日新規》

○ 取扱い

- 1 頸動脈又は内頸頸動脈狭窄症（疑いを含む。）に対する D215 超音波検査（断層撮影法）（その他）のパルスドプラ法加算の算定は、原則として認められる。
- 2 頸動脈又は内頸動脈狭窄症（疑いを含む。）のない、次の基礎疾患に対するスクリーニング検査としての D215 超音波検査（断層撮影法）（その他）のパルスドプラ加算の算定は、原則として認められない。
基礎疾患：高血圧症、脂質異常症、糖尿病、虚血性脳疾患

○ 取扱いの根拠

頸動脈又は内頸頸動脈狭窄症（疑いを含む。）に対する超音波検査（断層撮影法）のパルスドプラ法は血流異常を評価するものであり、原則として認められると判断した。

また、頸動脈又は内頸動脈狭窄症（疑いを含む。）のない上記基礎疾患のみに対する全身的な評価を特定の血管部位で評価することは困難なこともあり、算定は、原則として認められないと判断した。

※ D-280 と同様の趣旨

【国保】

D-181 B型肝炎に対する食道ファイバースкоピーの算定について

《令和 6 年 3 月 7 日新規》

○ 取扱い

B型肝炎（食道静脈瘤（疑い含む。）がない場合）に対するD306 食道ファイバースкоピーの算定は、原則として認められない。

○ 取扱いの根拠

食道ファイバースкоピーは、食道の病変を観察する検査である。

このため、B型肝炎のみ（食道静脈瘤（疑い含む。）がない場合）に対する当該検査の算定は、原則として認められないと判断した。

D-182 胆汁酸の算定について

《令和 6 年 3 月 7 日新規》

○ 取扱い

次の傷病名に対する D007「13」胆汁酸の算定は、原則として認められない。

- (1) 高血圧症
- (2) 高脂血症

○ 取扱いの根拠

胆汁酸は、肝細胞でコレステロールから生成され、肝胆道疾患で上昇し、肝機能検査の一つとして用いられている。

以上のことから、高血圧症や高脂血症に対する算定は、原則として認められないと判断した。

D-183 抗 Sm 抗体定性等の算定について

《令和 6 年 3 月 7 日新規》

○ 取扱い

- 1 全身性エリテマトーデス（疑い含む。）に対する D014「12」抗 Sm 抗体定性、抗 Sm 抗体半定量又は抗 Sm 抗体定量の算定は、原則として認められる。
- 2 関節リウマチの疑いに対する D014「12」抗 Sm 抗体定性、抗 Sm 抗体半定量又は抗 Sm 抗体定量の算定は、原則として認められない。

○ 取扱いの根拠

抗 Sm 抗体は、全身性エリテマトーデスに特異的な抗体であり、当該抗体の陽性は全身性エリテマトーデスの診断基準の一つとされている※。

以上のことから、全身性エリテマトーデス（疑い含む。）に対する上記検査の算定は、原則として認められる。一方、関節リウマチの疑いに対する上記検査の算定は、原則として認められないと判断した。

（※）アメリカリウマチ学会（ACR）分類基準（1997）、厚生労働省ホームページ 自己免疫疾患に関する調査研究班

D-184 抗 SS-A/Ro 抗体定性等の算定について

《令和 6 年 3 月 7 日新規》

○ 取扱い

- 1 シェーグレン症候群（疑い含む。）に対する D014「16」抗 SS-B/La 抗体定性等^{※1}及び D014「18」抗 SS-A/Ro 抗体定性等^{※2}の算定は、原則として認められる。
- 2 次の傷病名に対する D014「16」抗 SS-B/La 抗体定性等^{※1}の算定は、原則として認められない。
 - (1) 膠原病
 - (2) 強皮症
 - (3) 全身性エリテマトーデス疑い
- 3 次の傷病名に対する D014「18」抗 SS-A/Ro 抗体定性等^{※2}の算定は、原則として認められない。
 - (1) 膠原病
 - (2) 強皮症

○ 取扱いの根拠

抗 SS-B/La 抗体及び抗 SS-A/Ro 抗体は、共にシェーグレン症候群で見られる自己抗体である。

一般的に、抗 SS-A/Ro 抗体は、抗 SS-B/La 抗体よりも高頻度に検出されるが、疾患特異性は高くなく、全身性エリテマトーデスなどの他の膠原病でも広く陽性となる。一方で、抗 SS-B/La 抗体はシェーグレン症候群に特異的であるとされている。

また、抗 SS-B/La 抗体は単独で検出されることは稀で、通常抗 SS-B/La 抗体が陽性の場合には抗 SS-A/Ro 抗体も検出される。

以上のことから、シェーグレン症候群（疑い含む。）に対する D014「16」抗 SS-B/La 抗体定性等^{※1}及び D014「18」抗 SS-A/Ro 抗体定性等^{※2}の算定（双方の併算定を含む。）は、原則として認められると判断した。

また、膠原病、強皮症、全身性エリテマトーデス疑いに対する D014「16」抗 SS-B/La 抗体定性等^{※1}の算定、膠原病、強皮症に対する D014「18」抗 SS-A/Ro 抗体定性等^{※2}の算定は、原則として認められないと判断した。

(※1) D014「16」抗 SS-B/La 抗体定性、抗 SS-B/La 抗体半定量又は抗 SS-B/La 抗体定量

(※2) D014「18」抗 SS-A/Ro 抗体定性、抗 SS-A/Ro 抗体半定量又は抗 SS-A/Ro 抗体定量

D-185 葉酸の算定について

《令和 6 年 3 月 7 日新規》

○ 取扱い

- 1 次の傷病名に対する D007「41」葉酸の算定は、原則として認められる。
 - (1) 大球性貧血
 - (2) 巨赤芽球性貧血（疑い含む。）
 - (3) 葉酸欠乏症
- 2 次の傷病名に対する D007「41」葉酸の算定は、原則として認められない。
 - (1) 甲状腺機能亢進症（疑い含む。）
 - (2) 溶血性貧血（疑い含む。）
 - (3) 汎血球減少症（疑い含む。）

○ 取扱いの根拠

葉酸は、ビタミン B12 とともに、増殖細胞における DNA 合成の円滑な進行に不可欠な物質であり、欠乏すると DNA 合成の障害、特に骨髓造血機能の異常（巨赤芽球性貧血）を呈す。

巨赤芽球性貧血はビタミン B12 又は葉酸の不足を原因とし、大球性貧血をきたす貧血であり、葉酸の測定は、巨赤芽球性貧血、大球性貧血、葉酸欠乏症の診断や治療に必要である。

以上のことから、大球性貧血、巨赤芽球性貧血（疑い含む。）、葉酸欠乏症に対する当該検査の算定は、原則として認められると判断した。

なお、葉酸は溶血性貧血や葉酸の需要が増大する甲状腺機能亢進症において低値を示すことがあり、また、巨赤芽球性貧血では、進行すると好中球や血小板も減少し汎血球減少症をきたすこともある。

しかしながら、溶血性貧血（疑い含む。）、甲状腺機能亢進症（疑い含む。）、汎血球減少症（疑い含む。）については、葉酸値の異常が直接的な原因ではなく、測定の必要性は乏しいため、当該検査の算定は原則として認められないと判断した。

D-186 Mac-2 結合蛋白糖鎖修飾異性体の算定について

《令和 6 年 3 月 7 日新規》

○ 取扱い

- 1 次の傷病名に対する D007「48」Mac-2 結合蛋白糖鎖修飾異性体の算定は、原則として認められる。
 - (1) 慢性肝炎
 - (2) アルコール性肝炎
 - (3) 非アルコール性脂肪性肝炎
 - (4) 原発性胆汁性胆管炎
 - (5) 自己免疫性肝炎
 - (6) ヘモクロマトーシス
 - (7) ウイルソン病
 - (8) 特発性門脈圧亢進症
 - (9) 肝硬変
- 2 次の傷病名に対する D007「48」Mac-2 結合蛋白糖鎖修飾異性体の算定は、原則として認められない。
 - (1) 肝機能障害・肝障害（疑い含む。）
 - (2) 脂肪肝（疑い含む。）
 - (3) 急性肝炎（疑い含む。）
 - (4) 肝癌疑い
 - (5) ヘモクロマトーシス疑い
 - (6) ウイルソン病疑い
 - (7) 特発性門脈圧亢進症疑い

○ 取扱いの根拠

Mac-2 結合蛋白糖鎖修飾異性体は、肝臓の線維化の進展度によって増加する血清中の Mac-2 結合蛋白糖鎖修飾異性体を測定する検査で、厚生労働省通知※に「2 ステップサンドイッチ法を用いた化学発光酵素免疫測定法により、慢性肝炎又は肝硬変の患者（疑われる患者を含む。）に対して、肝臓の線維化進展の診断補助を目的に実施した場合に算定する。」と示されている。

以上のことから、1 に掲げる傷病名に対する当該検査の算定は原則とし

て認められる、2に掲げる傷病名に対しては原則として認められないと判断した。

なお、ヘモクロマトーシスは、鉄代謝異常による疾患で、臨床的に認められる主徴の一つに肝硬変がある。また、ウイルソン病は、常染色体劣性遺伝形式をとる先天性銅代謝異常症で、肝臓の線維化が生じ、最終的に肝硬変が起こるとされている。特発性門脈圧亢進症は肝内末梢門脈枝の狭窄、閉塞に伴う肝臓の線維化を呈する。このため、これらの確定傷病名に対する当該検査の算定は認められると判断した。

(※) 診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について

D-187 標準純音聴力検査の算定について

《令和 6 年 3 月 7 日新規》

○ 取扱い

- 1 次の傷病名に対する D244 自覚的聴力検査「1」標準純音聴力検査の算定は、原則として認められる。
 - (1) 難聴（疑い含む。）
 - (2) 感音性難聴（疑い含む。）
 - (3) 突発性難聴
 - (4) 中耳炎
 - (5) めまい
 - (6) 耳管狭窄症
 - (7) メニエール病
 - (8) 内リンパ水腫
 - (9) 顔面神経麻痺
- 2 3 歳未満に対する D244 自覚的聴力検査「1」標準純音聴力検査の算定は、原則として認められない。

○ 取扱いの根拠

標準純音聴力検査は、気導聴力と骨導聴力の測定検査であり、125 から 8000Hz の周波数における聴覚閾値（最小可聴閾値）を測定することにより、難聴の診断や難聴の程度を把握することを目的としている。

上記 1 の傷病名は、聴力低下や難聴をきたすことがあり、本検査はその診断や経過観察に必要な検査である。

一方、3 歳未満の患者では操作の対応が容易ではないことより、検査結果に正確性を欠くため、適切ではないと考える。

以上のことから、上記 1 の傷病名に対する D244 自覚的聴力検査「1」標準純音聴力検査の算定は、原則として認められると判断した。

また、3 歳未満の患者に対する本検査の算定は、原則として認められないと判断した。

D-188 自記オーディオメーターによる聴力検査の算定について

《令和 6 年 3 月 7 日新規》

○ 取扱い

- 1 次の傷病名に対する D244 自覚的聴力検査「1」自記オーディオメーターによる聴力検査の算定は、原則として認められる。
 - (1) 難聴
 - (2) 突発性難聴
 - (3) メニエール病
- 2 3 歳未満の患者に対する D244 自覚的聴力検査「1」自記オーディオメーターによる聴力検査の算定は、原則として認められない。

○ 取扱いの根拠

自記オーディオメーターは、検査音の強さや周波数を変え、持続音と断続音を用いた聴力検査である。本検査では、その波形より I 型（正常・伝音難聴）から V 型（機能性（心因性）難聴）までの 5 型に分類し、補充現象の有無や難聴の種類の鑑別に用いられている。

また、メニエール病では耳鳴、難聴（内耳性感音性難聴）等を伴うめまい発作を主症状とする。

一方、3 歳未満の患者では操作の対応が容易ではないことより、検査結果に正確性を欠くため、適切ではないと考える。

以上のことから、上記 1 の傷病名に対する D244 自覚的聴力検査「1」自記オーディオメーターによる聴力検査の算定は、原則として認められると判断した。

また、3 歳未満の患者に対する本検査の算定は、原則として認められないと判断した。

D-189 簡易聴力検査の算定について

《令和 6 年 3 月 7 日新規》

○ 取扱い

- 1 次の傷病名に対する D244 自覚的聴力検査「3」簡易聴力検査「イ」気導純音聴力検査の算定は、原則として認められる。
 - (1) 難聴
 - (2) 突発性難聴
 - (3) 中耳炎
 - (4) めまい
 - (5) 耳管狭窄症
 - (6) メニエール病
 - (7) 顔面神経麻痺
- 2 次の傷病名に対する D244 自覚的聴力検査「3」簡易聴力検査「ロ」その他(種目数にかかわらず一連につき)の算定は、原則として認められる。
 - (1) 難聴
 - (2) 突発性難聴
 - (3) 中耳炎
 - (4) めまい
 - (5) 耳管狭窄症
 - (6) メニエール病
 - (7) 顔面神経麻痺

○ 取扱いの根拠

簡易聴力検査は、音叉を用いる検査とオーディオメーターを用いた聴力検査である。「イ」気導純音聴力検査は、厚生労働省通知※に「日本工業規格の診断用オーディオメーターを使用して標準純音聴力検査時と同じ測定周波数について気導聴力検査のみを行った場合」に、「ロ」その他は、「音叉を用いる検査とオーディオメーターを用いる検査を一連として行った場合」に算定すると示されている。

本検査は、聴力障害の程度、重症度、発症部位を把握するスクリーニング検査として実施される。

以上のことから、上記 1、2 の傷病名に対する D244 自覚的聴力検査「3」

簡易聴力検査「イ」気導純音聴力検査、又は「3」簡易聴力検査「ロ」その他の算定は、原則として認められると判断した。

(※) 診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について

D-190 内耳機能検査の算定について

《令和 6 年 3 月 7 日新規》

○ 取扱い

- 1 次の傷病名に対する D244 自覚的聴力検査「5」内耳機能検査(種目数にかかわらず一連につき)の算定は、原則として認められる。
 - (1) 難聴
 - (2) 突発性難聴
 - (3) メニエール病
- 2 次の傷病名に対する D244 自覚的聴力検査「5」内耳機能検査(種目数にかかわらず一連につき)の算定は、原則として認められない。
 - (1) 中耳炎
 - (2) 耳管狭窄症
 - (3) 顔面神経麻痺

○ 取扱いの根拠

内耳機能検査は、厚生労働省通知※に「レクルートメント検査（ABLB法）、音の強さ及び周波数の弁別域検査、SISI テスト等の内耳障害の鑑別に係る全ての検査の費用を含むもの」と示されている。

本検査は、他の聴覚検査により難聴と診断された後、内耳性難聴の診断を目的として実施するものであり、内耳以外の部位に発症する傷病名に対する算定は、適切ではない。

以上のことから、D244 自覚的聴力検査「5」内耳機能検査について、上記 1 の傷病名に対する算定は、原則として認められるが、上記 2 の傷病名に対する算定は、原則として認められないと判断した。

(※) 診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について

D-191 耳鳴検査の算定について

《令和 6 年 3 月 7 日新規》

○ 取扱い

- 1 メニエール病に対する D244 自覚的聴力検査「5」耳鳴検査(種目数にかかわらず一連につき)の算定は、原則として認められる。
- 2 次の傷病名に対する D244 自覚的聴力検査「5」耳鳴検査(種目数にかかわらず一連につき)の算定は、原則として認められない。
 - (1) 中耳炎
 - (2) 耳管狭窄症
 - (3) 顔面神経麻痺

○ 取扱いの根拠

耳鳴検査は、厚生労働省通知※に「診断用オーディオメーター、自記オーディオメーター又は耳鳴検査装置を用いて耳鳴同調音の検索やラウドネスの判定及び耳鳴り遮蔽検査等を行った場合に算定する」と示されている。

メニエール病は、内耳にリンパ液が貯留することにより、難聴・耳鳴・耳閉感等の聴覚症状を伴うめまい発作を反復するものであり、その診断において耳鳴検査は必要である。

上記 2 の傷病名については、原因となる傷病名や病態により耳鳴を合併することがあるが、本検査を実施する場合には耳鳴症の記載が必要と考えられる。

以上のことから、メニエール病に対する D244 自覚的聴力検査「5」耳鳴検査の算定は、原則として認められるが、上記 2 の傷病名に対する本検査の算定は、原則として認められないと判断した。

(※) 診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について

D-192 喉頭ファイバースコープの算定について

《令和 6 年 3 月 7 日新規》

○ 取扱い

- 1 次の傷病名等に対する D299 喉頭ファイバースコープの算定は、原則として認められる。
 - (1) 咽頭異物
 - (2) 声帯結節症
- 2 扁桃炎に対する D299 喉頭ファイバースコープの算定は、原則として認められない。

○ 取扱いの根拠

咽頭異物は、魚の骨等の異物が誤って咽頭に入り込んだ状態であるが、咽頭は喉頭と連続しており、異物除去のため、喉頭ファイバースコープが必要となる症例もある。また、声帯結節は、喉頭の内腔にある声帯に両側性にしこりができた状態であり、診断には喉頭ファイバースコープによる声帯の観察が必要である。

一方、扁桃は喉頭よりも上部に位置し、扁桃炎の診療に当たっては、直視下の診察が可能であり、通常、喉頭ファイバースコープの必要性はないと考えられる。

以上のことから、D299 喉頭ファイバースコープについて、咽頭異物、声帯結節症に対する算定は原則として認められるが、扁桃炎に対する算定は原則として認められないと判断した。

【国保】

**D-193 関節リウマチの疑い又は診断時に対する抗核抗体(蛍光抗体法)
定性等の算定について**

《令和 6 年 3 月 7 日新規》

○ 取扱い

次の場合の関節リウマチに対する D014「5」抗核抗体（蛍光抗体法）定性、抗核抗体（蛍光抗体法）半定量、抗核抗体（蛍光抗体法）定量又は「7」抗核抗体（蛍光抗体法を除く。）の算定は、原則として認められる。

- (1) 疑い
- (2) 診断時

○ 取扱いの根拠

抗核抗体（蛍光抗体法）定性、抗核抗体（蛍光抗体法）半定量、抗核抗体（蛍光抗体法）定量又は抗核抗体（蛍光抗体法を除く。）は、膠原病の診断等に広く用いられる検査であり、関節リウマチも膠原病の一種である。

また、関節リウマチの診断においては、さまざまな疾患の除外診断を行う必要がある。

以上のことから関節リウマチの疑い、又は診断時におけるこれらの検査の算定は、原則として認められると判断した。

D-194 トランスサイレチン(プレアルブミン)の算定について

《令和 6 年 3 月 7 日新規》

○ 取扱い

- 1 次の傷病名に対する D015「12」トランスサイレチン（プレアルブミン）の算定は、原則として認められる。
 - (1) 栄養障害（低栄養及び栄養失調症含む。）
 - (2) 劇症肝炎
- 2 栄養障害(低栄養及び栄養失調症含む) に対する D015「12」トランスサイレチン（プレアルブミン）の算定回数は、原則として月 1 回まで認められる。

○ 取扱いの根拠

トランスサイレチン（プレアルブミン）は、肝臓、脳脈絡叢、網膜、膵α細胞で産生される。半減期が短いことから、栄養状態の変動を速やかに反映することが知られている。また、肝細胞の蛋白合成能の指標でもあり、急性肝炎初期、劇症肝炎、慢性活動性肝炎、肝硬変では低値となり、肝炎（肝細胞機能障害）の回復期には一過性に高めとなることもある。

以上のことから、栄養障害（低栄養及び栄養失調症含む）、劇症肝炎に対するトランスサイレチン（プレアルブミン）の算定は、原則として認められると判断した。

なお、算定回数については、一般的に月 1 回までが妥当と判断した。

※ D-196 と同様の趣旨

【国保】

D-195 粘膜点墨法加算(色素内視鏡法検査加算を含む)と狭帯域光強調加算の併算定(内視鏡検査時)

《令和 6 年 6 月 6 日新規》

○ 取扱い

原則として、内視鏡検査時の粘膜点墨法加算（色素内視鏡法検査加算を含む）と狭帯域光強調加算の併算定は認められる。

○ 取扱いの根拠

粘膜点墨法（色素内視鏡法を含む）は病変部を染色、マーキングするものであり、狭帯域光強調は特殊光を用いて病変部の観察を行うものである。画像確認のための方法がそれぞれ異なる。

【国保】

D-196 トランスサイレチン(プレアルブミン)(栄養障害に対する回数)

《令和 6 年 6 月 6 日新規》

○ 取扱い

原則として、栄養障害に対するトランスサイレチン（プレアルブミン）の算定は月 1 回まで認められる。

○ 取扱いの根拠

トランスサイレチン（プレアルブミン）は栄養状態を把握する指標として用いられるが、栄養障害は慢性に経過するものであり、短期間での再算定は過剰であると整理した。

なお、必要があり月 2 回算定する場合は理由の記載が必要である。

○ 留意事項

「月 1 回」というのは、連月の算定を示しているものではない。

※ D-194 と同様の趣旨

D-197 リウマトイド因子(RF)定量(回数)

《令和 6 年 6 月 6 日新規》

○ 取扱い

原則として、リウマトイド因子（RF）定量は月 1 回を超える算定は認められない。

○ 取扱いの根拠

リウマトイド因子（RF）定量は疾患活動性を評価する指標であるが、当該検査の変動は緩徐であり、同一月内で急速に変動することはないため、同一月に 1 回を超える算定は過剰であると整理した。

○ 留意事項

「月 1 回」というのは、連月の算定を示しているものではない。

【国保】

D-198 超音波検査(断層撮影法)(関節リウマチ)(回数)

《令和 6 年 6 月 6 日新規》

○ 取扱い

原則として、関節リウマチに対する超音波検査（断層撮影法）は、急性期及び症状の変化（急性増悪）時を除き、3 か月に 1 回まで算定が認められる。

○ 取扱いの根拠

超音波検査（断層撮影法）は関節リウマチに伴う滑膜炎の状態をみるために行うものであり、通常は頻回に行う必要性はなく、3 か月に 1 回までの算定が妥当であると整理した。ただし、急性期及び症状の変化（急性増悪）が判断できればその限りではない。

【国保】

D-199 超音波検査(断層撮影法)(前立腺肥大症、前立腺癌)(回数)

《令和 6 年 6 月 6 日新規》

○ 取扱い

原則として、前立腺肥大症及び安定期の前立腺癌での超音波検査（断層撮影法）は、3 か月に 1 回まで算定が認められる。

○ 取扱いの根拠

前立腺肥大症や前立腺癌は進行が緩徐であるため、経過観察目的で施行する超音波検査（断層撮影法）については、医学的必要性が認められる場合を除き 3 か月に 1 回までとすることが妥当であると整理した。

【国保】

D-200 眼底カメラ撮影(回数)

《令和 6 年 6 月 6 日新規》

○ 取扱い

原則として、眼底カメラ撮影は 1 日 1 回を超える算定は認められない。

○ 取扱いの根拠

1 日で大幅な変化が現れることはなく、症状出現等により同日再診した場合を除き、原則複数回実施する必要性はないと整理した。

【国保】

D-201 細隙灯顕微鏡検査(前眼部及び後眼部)(回数)

《令和 6 年 6 月 6 日新規》

○ 取扱い

原則として、細隙灯顕微鏡検査（前眼部及び後眼部）は 1 日 1 回を超える算定は認められない。

○ 取扱いの根拠

1 日で大幅な変化が現れることはなく、症状出現等により同日再診した場合を除き、原則複数回実施する必要性はないと整理した。

【国保】

D-202 細隙灯顕微鏡検査(前眼部及び後眼部)後生体染色使用再検査 (回数)

《令和 6 年 6 月 6 日新規》

○ 取扱い

原則として、細隙灯顕微鏡検査（前眼部及び後眼部）を行った後に生体染色を施して再検査を行う細隙灯顕微鏡検査（前眼部）については、1 日 1 回を超える算定は認められない。

○ 取扱いの根拠

通知より「細隙灯顕微鏡検査（前眼部及び後眼部）を行った後、更に必要があって生体染色を施して再検査を行った場合は、再検査 1 回に限り細隙灯顕微鏡検査（前眼部）により算定する。」とある。再検査については、原則複数回実施する必要性はないと整理した。

【国保】

D-203 屈折検査・矯正視力検査(併施)

《令和 6 年 6 月 6 日新規》

○ 取扱い

原則として、屈折状態に変化が生じる手術後における屈折検査と矯正視力検査の併算定は認められる。

○ 取扱いの根拠

白内障などの疾患においては、手術後に屈折状態が大きく変化することから併算定は妥当であると整理した。

【国保】

D-204 調節検査(回数)

《令和 6 年 6 月 6 日新規》

○ 取扱い

原則として、調節検査は 1 日 1 回を超える算定は認められない。

○ 取扱いの根拠

1 日で大幅な変化が現れることはなく、症状出現等により同日再診した場合を除き、原則複数回実施する必要性はないと整理した。

【国保】

D-205 光覚検査(回数)

《令和 6 年 6 月 6 日新規》

○ 取扱い

原則として、光覚検査は 1 日 1 回を超える算定は認められない。

○ 取扱いの根拠

1 日で大幅な変化が現れることはなく、症状出現等により同日再診した場合を除き、原則複数回実施する必要性はないと整理した。

【国保】

D-206 眼球突出度測定(回数)

《令和 6 年 6 月 6 日新規》

○ 取扱い

原則として、眼球突出度測定は 1 日 1 回を超える算定は認められない。

○ 取扱いの根拠

1 日で大幅な変化が現れることはなく、症状出現等により同日再診した場合を除き、原則複数回実施する必要性はないと整理した。

【国保】

D-207 光学的眼軸長測定(回数)

《令和 6 年 6 月 6 日新規》

○ 取扱い

原則として、光学的眼軸長測定は 1 日 1 回を超える算定は認められない。

○ 取扱いの根拠

1 日で大幅な変化が現れることはなく、症状出現等により同日再診した場合を除き、原則複数回実施する必要性はないと整理した。

【国保】

D-208 角膜知覚計検査(回数)

《令和 6 年 6 月 6 日新規》

○ 取扱い

原則として、角膜知覚計検査は 1 日 1 回を超える算定は認められない。

○ 取扱いの根拠

1 日で大幅な変化が現れることはなく、症状出現等により同日再診した場合を除き、原則複数回実施する必要性はないと整理した。

【国保】

D-209 両眼視機能精密検査・立体視検査・網膜対応検査(回数)

《令和 6 年 6 月 6 日新規》

○ 取扱い

原則として、両眼視機能精密検査・立体視検査・網膜対応検査は 1 日 1 回を超える算定は認められない。

○ 取扱いの根拠

1 日で大幅な変化が現れることはなく、症状出現等により同日再診した場合を除き、原則複数回実施する必要性はないと整理した。

【国保】

D-210 前房隅角検査(回数)

《令和 6 年 6 月 6 日新規》

○ 取扱い

原則として、前房隅角検査は 1 日 1 回を超える算定は認められない。

○ 取扱いの根拠

1 日で大幅な変化が現れることはなく、症状出現等により同日再診した場合を除き、原則複数回実施する必要性はないと整理した。

【国保】

D-211 圧迫隅角検査(回数)

《令和 6 年 6 月 6 日新規》

○ 取扱い

原則として、圧迫隅角検査は 1 日 1 回を超える算定は認められない。

○ 取扱いの根拠

1 日で大幅な変化が現れることはなく、症状出現等により同日再診した場合を除き、原則複数回実施する必要性はないと整理した。

【国保】

D-212 角膜内皮細胞顕微鏡検査(回数)

《令和 6 年 6 月 6 日新規》

○ 取扱い

原則として、角膜内皮細胞顕微鏡検査は 1 日 1 回を超える算定は認められない。

○ 取扱いの根拠

1 日で大幅な変化が現れることはなく、症状出現等により同日再診した場合を除き、原則複数回実施する必要性はないと整理した。

【国保】

D-213 レーザー前房蛋白細胞数検査(回数)

《令和 6 年 6 月 6 日新規》

○ 取扱い

原則として、レーザー前房蛋白細胞数検査は 1 日 1 回を超える算定は認められない。

○ 取扱いの根拠

炎症が強いなどの症状出現等による場合を除き、原則複数回実施する必要性はないと整理した。

【国保】

D-214 瞳孔機能検査(回数)

《令和 6 年 6 月 6 日新規》

○ 取扱い

原則として、瞳孔機能検査は 1 日 1 回を超える算定は認められない。

○ 取扱いの根拠

1 日で大幅な変化が現れることはなく、症状出現等により同日再診した場合を除き、原則複数回実施する必要性はないと整理した。

【国保】

D-215 乳幼児視力測定(テラーカード等によるもの)(行動観察による視力検査)(回数)

《令和 6 年 6 月 6 日新規》

○ 取扱い

原則として、乳幼児視力測定（テラーカード等によるもの）（行動観察による視力検査）は 1 日 1 回を超える算定は認められない。

○ 取扱いの根拠

1 日で大幅な変化が現れることはなく、症状出現等により同日再診した場合を除き、原則複数回実施する必要性はないと整理した。

【国保】

D-216 免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製(HER2 タンパク)

《令和 6 年 6 月 6 日新規》

○ 取扱い

原則として、早期胃癌に対する免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製（HER2 タンパク）の算定は認められない。

○ 取扱いの根拠

免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製（HER2 タンパク）検査については、抗 HER2 ヒト化モノクローナル抗体治療薬ハーセプチンの治療対象となる患者の選別を行うことを目的に実施されるが、ハーセプチン注射液の適応は HER2 過剰発現が確認された治療切除不能な進行・再発胃癌とされていることから、「早期胃癌」に対しては適応がなく認められないと整理した。

D-217 コレステロール分画(回数)

《令和 6 年 6 月 6 日新規》

○ 取扱い

原則として、コレステロール分画は 3 か月に 1 回を超える算定は認められない。

○ 取扱いの根拠

コレステロール分画によって得られる数値は、急激に変動するものではないため、動脈硬化の程度の指標として行う場合、3 か月に 1 回までの算定が妥当であると整理した。

【国保】

D-218 血糖(グルコース)(血糖自己測定加算算定月)

《令和 6 年 6 月 6 日新規》

○ 取扱い

原則として、在宅自己注射指導管理料の血糖自己測定加算算定月における来院時の血糖（グルコース）の算定は認められる。

○ 取扱いの根拠

在宅自己注射指導管理料算定患者に在宅で血糖試験紙等を用いて血糖の自己測定をさせ、その記録に基づき指導を行った場合に血糖自己測定加算が算定できるが、来院時に正確な血糖値を測定する必要があるため、来院時の血糖（グルコース）は認められると整理した。

【国保】

D-219 ナトリウム及びクロール、カリウム(血液ガス分析と同日の算定)

《令和 6 年 6 月 6 日新規》

○ 取扱い

原則として、血液ガス分析と同日に別検体（静脈採血）により測定されたナトリウム及びクロール、カリウムの算定は認められる。

○ 取扱いの根拠

血液ガス分析の所定点数にはナトリウム、カリウム、クロール、 HCO_3^- の測定が含まれるが、血液ガス分析を行った検体（動脈血）とは別に採取した検体（静脈血）により実施したナトリウム及びクロール、カリウムの算定については認められると整理した。

【国保】

D-220 アポリポ蛋白(回数)

《令和 6 年 6 月 6 日新規》

○ 取扱い

原則として、アポリポ蛋白の算定は 3 か月に 1 回まで認められる。

○ 取扱いの根拠

アポリポ蛋白は急速な病態の変化を評価する検査ではないため、3 か月に 1 回までの実施が妥当であると整理した。

【国保】

D-221 嫌気性培養加算(糞便)(適応)

《令和 6 年 6 月 6 日新規》

○ 取扱い

原則として、糞便による嫌気性培養加算については、偽膜性腸炎やクロストリジオイデス・ディフィシル（クロストリジウム・デフィシル）感染症の診断を除き認められない。

○ 取扱いの根拠

嫌気培養は偏性嫌気性菌の検出を目的として行われるものであり、偽膜性腸炎やクロストリジオイデス・ディフィシル（クロストリジウム・デフィシル）感染症等、嫌気性菌による感染を疑う場合のみ、算定が認められると整理した。

【国保】

D-222 嫌気性培養加算(喀痰)(適応)

《令和 6 年 6 月 6 日新規》

○ 取扱い

原則として、喀痰による嫌気性培養加算については、嚥下（誤嚥）性肺炎等の治療のために気管支鏡等を用いて直接喀痰を採取した場合を除き認められない。

○ 取扱いの根拠

嫌気培養は偏性嫌気性菌の検出を目的として行われるものであり、気管支鏡等を用いて直接喀痰を採取するなど、検体の採取法が明確でなければ算定は認められないと整理した。

【国保】

D-223 1,5-アンヒドロ-D-グルシトール(1,5AG)(SGLT2 阻害薬投与中)

《令和 6 年 6 月 6 日新規》

○ 取扱い

原則として、SGLT2 阻害薬投与開始以降における 1,5-アンヒドロ-D-グルシトール（1,5AG）の算定は認められない。

○ 取扱いの根拠

SGLT2 阻害薬服用下での 1,5-アンヒドロ-D-グルシトール(1,5AG)は、平均血糖値と比べ異常低値を示すことから有用性が乏しいと整理した。

【国保】

D-224 糖尿病疑いに対する抗インスリン抗体の算定について

《令和 6 年 6 月 6 日新規》

○ 取扱い

糖尿病疑いに対する D014「6」抗インスリン抗体の算定は、原則として認められない。

○ 取扱いの根拠

抗インスリン抗体には、投与されたインスリンが引き金となって産生される外因性インスリンに対する抗体と、自己免疫機序を介した内因性インスリンに対する抗体とがあり、いずれも糖尿病が確定し、その治療中に検出されるものであり、インスリン抵抗性の一因となっている。

以上のことから、糖尿病疑いに対する抗インスリン抗体の算定は原則として認められないと判断した。

【国保】

D-225 慢性肝炎疑いに対するヒアルロン酸の算定について

《令和 6 年 6 月 6 日新規》

○ 取扱い

慢性肝炎疑いに対する D007「46」ヒアルロン酸の算定は、原則として認められない。

○ 取扱いの根拠

ヒアルロン酸は、肝細胞の炎症後に起こる線維化に伴い合成が亢進し分解が障害され血中濃度が上昇することにより、肝臓の線維化を反映するマーカーとされている。また、厚生労働省通知[※]において、「本検査は慢性肝炎の患者に対して、慢性肝炎の経過観察及び肝生検の適応の確認を行う場合に算定できる。」と示されている。

慢性肝炎を疑う状態では、肝の線維化が進んでいる可能性は低く、本検査の有用性も低い。

以上のことから、慢性肝炎疑いに対する当該検査の算定は、原則として認められないと判断した。

(※) 診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について

D-226 TSAb の連月の算定について

《令和 6 年 6 月 6 日新規》

○ 取扱い

D014「40」TSAb の連月の算定は、原則として認められない。

○ 取扱いの根拠

甲状腺刺激抗体（TSAb）は、TSH 受容体に結合する抗体で TSH の結合を阻害するが、一方で抗体自体が受容体刺激作用（TSH 様作用）を有しているため、甲状腺ホルモン（T₄、T₃）の分泌を亢進させ、甲状腺機能亢進状態を生じさせる。

甲状腺機能の状態は、血中の甲状腺ホルモン等（FT₃、FT₄、TSH）を測定することにより、迅速な把握が可能であり、薬物治療開始時等の不安定期には連月、場合によっては同一月内に複数回の検査が必要となる。

一方、TSAb は免疫グロブリンであることより、その変動は緩徐であり、連月で測定することの有用性は低い。

以上のことから、D014「40」TSAb の連月の算定は、原則として認められないと判断した。

D-227 標準語音聴力検査の算定について

《令和 6 年 6 月 6 日新規》

○ 取扱い

- 1 次の傷病名に対する D244 自覚的聴力検査「2」標準語音聴力検査の算定は、原則として認められる。
 - (1) 難聴
 - (2) 突発性難聴
- 2 顔面神経麻痺に対する D244 自覚的聴力検査「2」標準語音聴力検査の算定は、原則として認められない。

○ 取扱いの根拠

標準語音聴力検査は、言葉のききとり、聴き分けの程度を調べる検査である。具体的には、語音を用いた最小可聴閾値を測定する語音聴取閾値検査と、聞き分けるのに十分な閾値上のレベルで聞き分け方を検査する語音弁別検査があり、その実施目的は、難聴の原因診断や純音聴力検査結果を補足するもので上記 1 の傷病名の診断や経過観察に有用である。

一方、顔面神経麻痺は、難聴やめまいを合併するハント症候群や聴神経腫瘍等の鑑別診断が重要であるが、顔面神経麻痺に対する本検査の必要性は低いと考える。

以上のことから、上記 1 の傷病名に対する D244 自覚的聴力検査「2」標準語音聴力検査の算定は、原則として認められ、顔面神経麻痺に対する本検査の算定は、原則として認められないと判断した。

D-228 ことばのききとり検査の算定について

《令和 6 年 6 月 6 日新規》

○ 取扱い

- 1 次の傷病名に対する D244 自覚的聴力検査「2」ことばのききとり検査の算定は、原則として認められる。
 - (1) 難聴
 - (2) 突発性難聴
- 2 次の傷病名に対する D244 自覚的聴力検査「2」ことばのききとり検査の算定は、原則として認められない。
 - (1) 顔面神経麻痺
 - (2) めまい
 - (3) 耳管狭窄症

○ 取扱いの根拠

ことばのききとり検査は、厚生労働省通知※に「難聴者の語音明瞭度を測定し、補聴器及び補聴訓練の効果の評価を行った場合」に算定すると示されている。

一方、上記 2 の傷病名については、難聴をきたすことがあり鑑別診断のために聴力検査を実施するが、本検査の必要性は低いと考える。

以上のことから、上記 1 の傷病名に対する D244 自覚的聴力検査「2」ことばのききとり検査の算定は、原則として認められるが、上記 2 の傷病名に対する本検査の算定は、原則として認められないと判断した。

(※) 診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について

D-229 後迷路機能検査の算定について

《令和 6 年 6 月 6 日新規》

○ 取扱い

- 1 次の傷病名に対する D244 自覚的聴力検査「4」後迷路機能検査(種目数にかかわらず一連につき)の算定は、原則として認められる。
 - (1) 難聴
 - (2) 突発性難聴
 - (3) メニエール病
- 2 次の傷病名に対する D244 自覚的聴力検査「4」後迷路機能検査(種目数にかかわらず一連につき)の算定は、原則として認められない。
 - (1) 中耳炎
 - (2) 耳管狭窄症
 - (3) 顔面神経麻痺

○ 取扱いの根拠

後迷路機能検査は、厚生労働省通知※に「短音による検査、方向感機能検査、ひずみ語音明瞭度検査及び一過性閾値上昇検査（TTD）のうち、1種又は2種以上のものを組み合わせて行うもの」と示されている。

本検査は、他の聴覚検査により難聴と診断された後、感音難聴に分類される「内耳＝迷路」よりも「後方」に存在する聴神経から脳幹を經由し皮質聴覚野までに至る聴覚伝導路のうちいずれかの部位に生じた障害による後迷路性難聴を診断するために実施するものであり、内耳以外の部位に発症する傷病名に対する算定は、適切ではない。

以上のことから、D244 自覚的聴力検査「4」後迷路機能検査について、上記1の傷病名に対する算定は、原則として認められるが、上記2の傷病名に対する算定は、原則として認められないと判断した。

(※) 診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について

D-230 中耳機能検査の算定について

《令和 6 年 6 月 6 日新規》

○ 取扱い

- 1 中耳炎に対する D244 自覚的聴力検査「6」中耳機能検査(種目数にかかわらず一連につき)の算定は、原則として認められる。
- 2 次の傷病名に対する D244 自覚的聴力検査「6」中耳機能検査(種目数にかかわらず一連につき)の算定は、原則として認められない。
 - (1) めまい
 - (2) メニエール病
 - (3) 顔面神経麻痺
 - (4) 突発性難聴

○ 取扱いの根拠

中耳機能検査は、厚生労働省通知※に「骨導ノイズ法、鼓膜穿孔閉鎖検査（パッチテスト）、気導聴力検査等のうち 2 種以上を組み合わせで行った場合にのみ算定する。」と示されている。

骨導ノイズ法は、被検耳にあてた気導受信器から検査音をきかせ、一方で前頭部にあてた骨導受話器からきかせる雑音（骨導雑音）によって検査音を遮蔽して、骨導聴力を測定する。

鼓膜穿孔閉鎖検査（パッチテスト）は、鼓膜穿孔がある場合に穿孔部分を一次的に閉鎖して聴力検査を行うことにより、気導聴力の改善があるか否かを確認する。

したがって、本検査は、気骨導差があり気導聴力が低下している場合の中耳性難聴の診断のために実施されることから、中耳炎に有用である。一方、メニエール病や突発性難聴といった内耳疾患等上記 2 の傷病名に対する必要性は低いと考えられる。

以上のことから、上記 1 の傷病名に対する D244 自覚的聴力検査「6」中耳機能検査(種目数にかかわらず一連につき)の算定は、原則として認められるが、2 の傷病名に対する算定は、原則として認められないと判断した。

(※) 診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について

【国保】

D-231 血中微生物検査の算定について

《令和 6 年 6 月 6 日新規》

○ 取扱い

次の傷病名に対する D005「7」血中微生物検査の算定は、原則として認められる。

- (1) フィラリア症
- (2) トリパノソーマ症
- (3) マラリア

○ 取扱いの根拠

血中微生物検査は、血液を鏡検して病原体や原虫を確認する検査であり、フィラリア症、トリパノソーマ症、マラリア等感染症の診断に有用である。

以上のことから、上記(1)から(3)の傷病名に対する D005「7」血中微生物検査の算定は、原則として認められると判断した。

【国保】

D-232 排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査(その他のもの)の算定について

《令和 6 年 6 月 6 日新規》

○ 取扱い

次の傷病名に対する便検体による D017 排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査「3」その他のものの算定は、原則として認められる。

- (1) トリコモナス
- (2) アメーバ赤痢
- (3) 胃結核
- (4) カンピロバクター腸炎
- (5) 腸管スピロヘータ症
- (6) 腸結核、結核性下痢

○ 取扱いの根拠

細菌顕微鏡検査「その他のもの」は、体内から採取した検体を顕微鏡で観察し、細菌の種類を特定する検査で、蛍光顕微鏡、位相差顕微鏡、暗視野装置、保湿装置等を使用しないものである。

種類を特定することができる病原菌には、トリコモナス、アメーバ赤痢、抗酸菌、カンピロバクター属菌、レプトスピラ（スピロヘータ）等がある。

以上のことから、上記(1)から(6)の傷病名に対する便検体による D017 排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査「3」その他のものの算定は、原則として認められると判断した。

【国保】

D-233 気管支喘息に対する細菌培養同定検査及び細菌薬剤感受性検査の算定について

《令和 6 年 6 月 6 日新規》

○ 取扱い

気管支喘息に対する D018 細菌培養同定検査及び D019 細菌薬剤感受性検査「1」1 菌種、「2」2 菌種又は「3」3 菌種以上の算定は、原則として認められない。

○ 取扱いの根拠

細菌培養同定検査は、細菌感染が疑われた場合、病変と思われる部位から採取した検体を培養し、細菌の有無、菌量および菌種を調べる検査であり、細菌薬剤感受性検査は、起因菌が分離同定された時点で、感染症治療に対する適切な抗菌薬の選択や投与量の決定、有効性を判断する目的で実施する検査である。

一方、気管支喘息は、アレルギーに起因し、反応性に気道の過敏や狭窄等をきたす疾患であり、細菌感染症には該当せず、薬物治療には気管支拡張薬等を投与する。

以上のことから、気管支喘息に対する D018 細菌培養同定検査及び D019 細菌薬剤感受性検査「1」1 菌種、「2」2 菌種又は「3」3 菌種以上の算定は、原則として認められないと判断した。

D-234 尿沈渣(鏡検法)の注 3 に規定する染色標本加算の算定について

《令和 6 年 6 月 6 日新規》

○ 取扱い

1 次の傷病名に対する D002 尿沈渣（鏡検法）の注 3 に規定する染色標本加算の算定は、原則として認められる。

- (1) 尿路感染症(疑い含む。)
- (2) 腎炎（疑い含む。)
- (3) 腎盂腎炎
- (4) 腎（機能）障害（疑い含む。)
- (5) 腎不全（疑い含む。)
- (6) 慢性腎臓病
- (7) 特発性腎出血
- (8) 前立腺炎

2 次の傷病名に対する D002 尿沈渣（鏡検法）の注 3 に規定する染色標本加算の算定は、原則として認められない。

- (1) 急性上気道炎
- (2) 高血圧症
- (3) 腹痛

○ 取扱いの根拠

尿沈渣（鏡検法）は、無染色で観察する場合と染色して観察する場合がある。

急性上気道炎、高血圧症、腹痛では単に異常所見の有無を判断することが目的であり無染色の観察でも対応できるが、尿路系疾患では異常所見を伴うのが通例であり、その性状の正確な観察が必要であり、染色標本による観察を要する。

以上のことから、尿路感染症(疑い含む。)、腎炎(疑い含む。)、腎盂腎炎、腎（機能）障害（疑い含む。)、腎不全（疑い含む。)、慢性腎臓病、特発性腎出血、前立腺炎に対する尿沈渣（鏡検法）の注 3 に規定する染色標本加算の算定は原則として認められ、急性上気道炎、高血圧症、腹痛に対する算定は原則として認められないと判断した。

D-235 アルブミン定性(尿)の算定について

《令和 6 年 6 月 6 日新規》

○ 取扱い

- 1 次の傷病名に対する D001「6」アルブミン定性（尿）の算定は、原則として認められる。
 - (1) 糖尿病
 - (2) 糖尿病性腎症
- 2 次の傷病名等に対する D001「6」アルブミン定性（尿）の算定は、原則として認められない。
 - (1) 重症腎不全
 - (2) 慢性透析患者
- 3 糖尿病性腎症に対する D001「6」アルブミン定性（尿）と D000 尿中一般物質定性半定量検査の併算定は、原則として認められる。

○ 取扱いの根拠

腎疾患におけるアルブミン定性（尿）は、尿蛋白の主成分であるアルブミンのみを検出する検査であり、疾患活動性や進行度を評価するための簡便かつ有用な検査である。糖尿病では腎症の発症、腎症の進行度推定の指標として用いられる。なお、尿蛋白を全体として検出する尿中一般物質定性半定量検査もほぼ同様の目的で用いられ、しばしば併用される。一方、重症腎不全や慢性透析患者では、腎疾患は末期の状態にあり、腎臓はほとんど機能しておらず、これらの検査の臨床的意義は低い。

以上のことから、糖尿病、糖尿病性腎症に対するアルブミン定性（尿）の算定は原則として認められ、糖尿病性腎症に対するアルブミン定性（尿）と尿中一般物質定性半定量検査の併算定は原則として認められると判断した。

なお、重症腎不全、慢性透析患者に対するアルブミン定性（尿）の算定は原則として認められないと判断した。

【国保】

D-236 尿沈渣(鏡検法)及び尿沈渣(フローサイトメトリー法)の算定について

《令和 6 年 6 月 6 日新規》

○ 取扱い

- 1 次の傷病名に対する D002 尿沈渣（鏡検法）又は D002-2 尿沈渣（フローサイトメトリー法）の算定は、原則として認められる。
 - (1) 糖尿病性腎症
 - (2) 溶連菌感染症
- 2 次の傷病名に対する D002 尿沈渣（鏡検法）及び D002-2 尿沈渣（フローサイトメトリー法）の算定は、原則として認められない。
 - (1) 高脂血症
 - (2) 脳血管障害
 - (3) 腎臓疾患・尿路系疾患以外（再診時）

○ 取扱いの根拠

尿沈渣は、尿を遠心分離器にかけ、赤血球、白血球、上皮細胞、円柱、細菌等を調べる検査であり、腎・尿路系疾患の診断や治療効果の判定などに用いられる検査である。

糖尿病性腎症では、腎病変の進行に伴い出現する空胞変性円柱やその他の円柱が出現することが知られている。また、溶連菌感染症では溶連菌感染後糸球体腎炎合併の有無等を調べる上で当該検査が有用である。

以上のことから、糖尿病性腎症、溶連菌感染症に対する当該検査の算定は、原則として認められると判断した。

なお、高脂血症、脳血管障害、腎臓疾患・尿路系疾患以外（再診時）に対する当該検査の有用性は乏しく、これらに対する算定は原則として認められないと判断した。

D-237 副甲状腺ホルモン(PTH)の算定について

《令和 6 年 6 月 6 日新規》

○ 取扱い

- 1 次の傷病名に対する D008「29」副甲状腺ホルモン (PTH) の算定は、原則として認められる。
 - (1) 続発性副甲状腺機能亢進症
 - (2) 特発性副甲状腺機能低下症
 - (3) 偽性副甲状腺機能低下症
 - (4) 自己免疫性多腺性内分泌不全症
- 2 次の傷病名に対する D008「29」副甲状腺ホルモン (PTH) の算定は、原則として認められない。
 - (1) 甲状腺機能低下症
 - (2) 低マグネシウム血症
 - (3) サルコイドーシス
 - (4) 尿管結石症
 - (5) 甲状腺機能亢進症
 - (6) 骨粗鬆症
 - (7) 腎不全

○ 取扱いの根拠

副甲状腺ホルモン (parathyroid hormone : PTH) は、副甲状腺の主細胞で合成・分泌され、カルシウム及びリンの代謝を調節している。血中のカルシウムが低下すると分泌が促進され、骨吸収亢進によるカルシウムの動員および腎細尿管でのカルシウム再吸収の亢進を介して血中カルシウムを上昇させる。

上記 1 の疾患はいずれも PTH 分泌異常を伴うものである。また、上記 2 の疾患は PTH 分泌に直接影響を及ぼさない。

以上のことから、続発性副甲状腺機能亢進症、特発性副甲状腺機能低下症、偽性副甲状腺機能低下症、自己免疫性多腺性内分泌不全症に対する副甲状腺ホルモン (PTH) の算定は原則として認められ、甲状腺機能低下症、低マグネシウム血症、サルコイドーシス、尿管結石症、甲状腺機能亢進症、骨粗鬆症、腎不全に対する算定は原則として認められないと判断した。

D-238 IgG 型リウマトイド因子の算定について

《令和 6 年 6 月 6 日新規》

○ 取扱い

- 1 関節リウマチ（疑い含む。）に対する D014「26」IgG 型リウマトイド因子の算定は、原則として認められる。
- 2 全身性エリテマトーデス（疑い含む。）に対する D014「26」IgG 型リウマトイド因子の算定は、原則として認められない。

○ 取扱いの根拠

D014「26」IgG 型リウマトイド因子は、血清中の IgG 型リウマトイド因子を測定するものであり、通常用いられる D014「2」リウマトイド因子（RF）定量よりも関節リウマチの活動性に関連すると言われている。

また、全身性エリテマトーデスの診断基準として用いられる 1997 年 ACR 分類基準や 2012 年 SLICC 分類基準の種々の自己抗体検査の中に IgG 型リウマトイド因子は含まれていない。

以上のことから、当該検査について、関節リウマチ（疑い含む。）に対する算定は、原則として認められる、全身性エリテマトーデス（疑い含む。）に対する算定は、原則として認められないと判断した。

D-239 中耳ファイバースコープの算定について

《令和 6 年 6 月 6 日新規》

○ 取扱い

- 1 次の傷病名に対する D300 中耳ファイバースコープの算定は、原則として認められる。
 - (1) 急性中耳炎（鼓膜穿孔あり）
 - (2) 滲出性中耳炎（鼓膜穿孔あり）
- 2 次の傷病名に対する D300 中耳ファイバースコープの算定は、原則として認められない。
 - (1) 急性中耳炎（鼓膜穿孔なし）
 - (2) 滲出性中耳炎（鼓膜穿孔なし）
 - (3) 外耳炎

○ 取扱いの根拠

中耳ファイバースコープは、外耳道から鼓膜の穿孔を通して経鼓膜的に内視鏡を挿入し、中耳の状態を観察する検査である。人工的に鼓膜を切開して中耳を観察する場合もあるが、多くは穿孔した鼓膜を通して中耳を観察する。

以上のことから、D300 中耳ファイバースコープについて、上記 1 の傷病名に対する算定は、原則として認められるが、2 の傷病名に対する算定は、原則として認められないと判断した。

【国保】

D-240 肺結核の疑いに対する結核菌群核酸検出の算定について

《令和 6 年 6 月 6 日新規》

○ 取扱い

肺結核の疑いに対する D023「14」結核菌群核酸検出の算定は、原則として認められる。

○ 取扱いの根拠

肺結核は飛沫・空気感染により他者へ拡大するため、感染コントロールの観点から迅速な診断が必要である。抗酸菌分離培養検査と比べて測定に要する時間が短い核酸増幅法検査（結核菌群核酸検出）は、臨床的に有用である。

以上のことから、肺結核の疑いに対する D023「14」結核菌群核酸検出の算定は、原則として認められると判断した。

【国保】

D-241 HIV 抗体検査(手術前検査)

《令和 6 年 8 月 29 日新規》

○ 取扱い

原則として、HIV 感染が疑われる場合を除き、手術前検査として HIV 抗体検査の算定は認められない。

○ 取扱いの根拠

輸血など HIV 感染が疑われる場合に HIV 抗体検査を行うことは妥当であるが、輸血前検査として HIV 抗体検査を行うことは認められない。

【国保】

D-242 フィブリノゲン(内視鏡的生検、外来手術など侵襲が比較的小さく、止血操作が簡単・的確に行える手術)

《令和 6 年 8 月 29 日新規》

○ 取扱い

原則として、内視鏡的生検、外来手術など侵襲が比較的小さく、止血操作が簡単・的確に行える手術のスクリーニング検査として、フィブリノゲンの算定は認められない。

○ 取扱いの根拠

DIC、血栓ができる病態、線溶亢進の状態等、病態によっては必要と考えるが、侵襲が比較的小さく、止血操作が簡単・的確に行える手術のスクリーニング検査は適当ではないと考える。

【国保】

D-243 Mac-2 結合蛋白糖鎖修飾異性体等の算定間隔について

《令和 6 年 8 月 29 日新規》

○ 取扱い

次の検査の算定は、原則として 3 か月に 1 回認められる。

- (1) D007「36」IV型コラーゲン
- (2) D007「37」プロコラーゲン-Ⅲ-ペプチド (P-Ⅲ-P)
- (3) D007「40」IV型コラーゲン・7S
- (4) D007「43」ヒアルロン酸
- (5) D007「48」Mac-2 結合蛋白糖鎖修飾異性体

○ 取扱いの根拠

IV型コラーゲン、プロコラーゲン-Ⅲ-ペプチド (P-Ⅲ-P)、IV型コラーゲン・7S、ヒアルロン酸、Mac-2 結合蛋白糖鎖修飾異性体は、いずれも肝の線維化を反映するマーカーであり、肝の線維化の評価に有用である。評価の間隔としては、病状が安定した慢性肝疾患の経過観察期間を考慮し、通常 3 か月に 1 回が妥当なものと考えられる。

以上のことから、これら検査の算定は、原則として 3 か月に 1 回認められると判断した。

※ D-129 と同様の趣旨

【国保】

D-244 内視鏡下生検法(胃炎病名のみの場合)

《令和 6 年 8 月 29 日新規》

○ 取扱い

原則として、胃炎の病名のみで胃・十二指腸ファイバースコピー下において実施される内視鏡下生検法の算定は認められない。

○ 取扱いの根拠

内視鏡下生検法は胃癌の鑑別診断、病変の治療や経過観察、ヘリコバクター・ピロリ感染診断を目的に行うものであり、胃癌、胃腺腫、胃ポリープ、胃潰瘍、びらん性胃炎、慢性胃炎、ヘリコバクター・ピロリ胃炎、萎縮性胃炎の病名（疑い病名含む）がなく、胃炎病名のみでは算定が認められないと整理した。

【国保】

D-245 血中 $\beta 2$ -マイクログロブリン(回数)

《令和 6 年 8 月 29 日新規》

○ 取扱い

原則として、腎機能の評価目的で血中 $\beta 2$ -マイクログロブリンを行う場合、3 か月に 1 回まで算定が認められる。

○ 取扱いの根拠

血中 $\beta 2$ -マイクログロブリンの血中での変動は主として糸球体濾過値（GFR）に左右されるため、腎機能の指標として用いられるが、腎機能の評価目的としては頻回に行う必要はなく、悪性リンパ腫、多発性骨髄腫や透析アミロイド症に対するダイアライザーの選択などを除き、3 か月に 1 回が妥当であると整理した。

【国保】

D-246 フェリチン定量(半定量を含む)(鉄欠乏性貧血疑いに対する回数)

《令和 6 年 8 月 29 日新規》

○ 取扱い

原則として、鉄欠乏性貧血疑いに対するフェリチン定量(半定量を含む)の算定は 3 か月に 1 回まで認められる。

○ 取扱いの根拠

フェリチン定量(半定量を含む)は MCV(末梢血液一般検査)の数値に異常がある場合に、検査結果から鉄欠乏性貧血を疑って実施すべきであり、毎月又は定期的に実施する必要はない。

貯蔵鉄の変動が急激ではないことを考慮すると頻回な測定は不要であり、その頻度は概ね 3 月に 1 回が妥当であると整理した。

【国保】

**D-247 脳性 Na 利尿ペプチド(BNP)及び脳性 Na 利尿ペプチド前駆体
N 端フラグメント(NT-proBNP)(心不全疑いに対する回数)**

《令和 6 年 8 月 29 日新規》

○ 取扱い

原則として、心不全疑いに対する脳性 Na 利尿ペプチド (BNP) 又は脳性 Na 利尿ペプチド前駆体 N 端フラグメント (NT-proBNP) の連月の算定は認められない。

○ 取扱いの根拠

脳性 Na 利尿ペプチド (BNP) 及び脳性 Na 利尿ペプチド前駆体 N 端フラグメント (NT-proBNP) については、心不全の診断又は病態把握のために実施されるが、心不全の診断に用いる場合は、心不全を疑う症状がある場合に実施すべきであり、毎月又は定期的に実施する必要性は乏しいと整理した。

【国保】

D-248 血液化学検査(慢性維持透析に対する回数)

《令和 6 年 8 月 29 日新規》

○ 取扱い

原則として、慢性維持透析の実施前後に行われる血液化学検査（BUN、クレアチニン、尿酸、Na、K、Cl、Ca、P、Mg 等）の 1 日 2 回の算定は月 1 回まで認められる。

○ 取扱いの根拠

慢性維持透析において、BUN、クレアチニン、尿酸、電解質等を透析治療の前後に実施することは治療の効果判定と患者の病態把握に必要であるが、安定している慢性維持透析において治療前後を比較した血液化学検査の実施は月 1 回で十分であると整理した。

○ 留意事項

「月 1 回」というのは、連月の算定を示しているものではない。

【国保】

D-249 α -フェトプロテインレクチン分画(AFP-L3%)(回数)

《令和 6 年 8 月 29 日新規》

○ 取扱い

原則として、 α -フェトプロテインレクチン分画 (AFP-L3%) の算定は 3 か月に 1 回まで認められる。

○ 取扱いの根拠

AFP-L3%は肝臓に特異的な腫瘍マーカーである。通知により「腫瘍マーカーは悪性腫瘍の患者であることが強く疑われる者に対して検査を行った場合に、悪性腫瘍の診断の確定又は転帰の決定までの間に 1 回を限度として算定する。」とされているため、AFP-L3%の頻回な算定は過剰であると整理した。

【国保】

D-250 α -フェトプロテインレクチン分画(AFP-L3%)(AFP との併施)

《令和 6 年 8 月 29 日新規》

○ 取扱い

原則として、 α -フェトプロテインレクチン分画（AFP-L3%）と α -フェトプロテイン（AFP）の併算定は認められない。

○ 取扱いの根拠

AFP は慢性肝炎や肝硬変などの良性疾患でも上昇することから、AFP が陽性の場合、癌によるものか否かを判別するために AFP-L3%が行われる。したがって、AFP-L3%と AFP を同時に行うことは過剰であると整理した。

【国保】

D-251 抗サイログロブリン抗体、抗甲状腺ペルオキシダーゼ抗体検査(回数)

《令和 6 年 8 月 29 日新規》

○ 取扱い

原則として、抗サイログロブリン抗体及び抗甲状腺ペルオキシダーゼ抗体検査は診断時に 1 回、再検時は両方もしくは一方のみ 6 か月に 1 回まで算定が認められる。

○ 取扱いの根拠

抗サイログロブリン抗体及び抗甲状腺ペルオキシダーゼ抗体検査は慢性甲状腺炎の診断には有用であるが、病勢推移の判断においては、通常 TSH、FT4 が行われ、これらの抗体検査施行の意味は乏しい。

また、抗体検査には偽陽性や偽陰性もあり、また自然寛解例もあることから 6 か月に 1 回までが妥当であると整理した。

【国保】

**D-252 抗 TSH レセプター抗体(TRAAb)、甲状腺刺激抗体(TSAb)(併
施及び回数)**

《令和 6 年 8 月 29 日新規》

○ 取扱い

原則として、抗 TSH レセプター抗体(TRAAb)又は甲状腺刺激抗体(TSAb)の算定は、いずれかを 3 か月に 1 回まで認められる。

○ 取扱いの根拠

抗 TSH レセプター抗体 (TRAAb) と甲状腺刺激抗体 (TSAb) の回数について、検査目的から頻回に行う必要性は乏しく、3 か月に 1 回を超える算定は過剰であると整理した。

【国保】

D-253 体液量測定・細胞外液量測定(透析患者に対する回数)

《令和 6 年 8 月 29 日新規》

○ 取扱い

原則として、透析患者に対する体液量測定又は細胞外液量測定の算定は、いずれかを月 1 回まで認められる。

○ 取扱いの根拠

適正な透析量を決定するために必要なドライウェイトを把握することが必要であるため、月 1 回の算定は妥当であると整理した。

ドライウェイトの定義：体液量が適正であり透析中の過度の血圧低下を生ずることなく、かつ長期的にも心血管系への負担が少ない体重

（日本透析医学会「血液透析患者における心血管合併症の評価と治療に関するガイドライン」より）

○ 留意事項

「月 1 回」というのは、連月の算定を示しているものではない。

【国保】

D-254 心電図(甲状腺機能亢進症に対する回数)

《令和 6 年 8 月 29 日新規》

○ 取扱い

原則として、心疾患が確定していない甲状腺機能亢進症に対して心電図の連月の算定は認められない。

○ 取扱いの根拠

甲状腺機能亢進症は心房細動などの不整脈を合併する例が多いため、甲状腺機能亢進症に対する心電図の算定は認められるが、心疾患（疑いを含む）がない場合、心電図を連月算定することは過剰であると整理した。

【国保】

D-255 心電図(高血圧症に対する回数)

《令和 6 年 8 月 29 日新規》

○ 取扱い

原則として、高血圧症のみの病名に対する心電図の算定は、6 か月に 1 回まで認められる。

○ 取扱いの根拠

心電図は高血圧症を基礎疾患とする合併症の有無を把握するため、初診時のスクリーニングとして認めるほか、心拡大や左室肥大等高血圧性の変化等の確認のため、6 か月に 1 回の心電図検査は認められると整理した。

【国保】

D-256 血管伸展性検査(回数)

《令和 6 年 8 月 29 日新規》

○ 取扱い

原則として、血管伸展性検査の算定は、6 か月に 1 回まで認められる。

○ 取扱いの根拠

血管伸展性検査により評価される下肢動脈の狭窄・閉塞の病態は急速に進行するものではないと考えられるため、経過観察において頻回の検査は不要であり、6 か月に 1 回までが妥当であると整理した。

【国保】

D-257 超音波検査(断層撮影法)(本態性高血圧症)

《令和 6 年 8 月 29 日新規》

○ 取扱い

原則として、本態性高血圧症のみの病名で頸動脈に対する超音波検査（断層撮影法）の算定は認められない。

○ 取扱いの根拠

超音波検査（断層撮影法）により、頸動脈の内膜中膜厚（IMT）を測定することは動脈硬化を客観的に捉えることができ有用であるが、頸動脈疾患を疑う病名がなく本態性高血圧症のみでは過剰であると整理した。

【国保】

D-258 呼吸心拍監視(Infusion reaction を生じる薬剤投与時)(適応)

《令和 6 年 8 月 29 日新規》

○ 取扱い

原則として、Infusion reaction などが生じる可能性がある薬剤投与時の呼吸心拍監視の算定は認められない。

○ 取扱いの根拠

通知より、呼吸心拍監視は「重篤な心機能障害若しくは呼吸機能障害を有する患者又はそのおそれのある患者に対して常時監視を行っている場合」に算定できるものであり、投薬や検査時の単なるモニターとして行う呼吸心拍監視は算定要件を満たさないため認められないと整理した。

【国保】

D-259 呼吸心拍監視(重篤な過敏反応を生じる薬剤投与時)(適応)

《令和 6 年 8 月 29 日新規》

○ 取扱い

原則として、重篤な過敏反応が生じる可能性があるタキサン系抗癌剤（タキソール、タキソテール等）等投与時の呼吸心拍監視の算定は認められない。

○ 取扱いの根拠

通知より、呼吸心拍監視は「重篤な心機能障害若しくは呼吸機能障害を有する患者又はそのおそれのある患者に対して常時監視を行っている場合」に算定できるものであり、投薬や検査時の単なるモニターとして行う呼吸心拍監視は算定要件を満たさないため認められないと整理した。

【国保】

D-260 精密眼底検査(回数)

《令和 6 年 8 月 29 日新規》

○ 取扱い

原則として、精密眼底検査は片眼につき 1 日 1 回を超える算定は認められない。

○ 取扱いの根拠

1 日で大幅な変化が現れることはなく、症状出現等により同日再診した場合を除き、原則複数回実施する必要性はないと整理した。

【国保】

D-261 矯正視力検査(回数)

《令和 6 年 8 月 29 日新規》

○ 取扱い

原則として、矯正視力は 1 日 1 回を超える算定は認められない。

○ 取扱いの根拠

1 日で大幅な変化が現れることはなく、症状出現等により同日再診した場合を除き、原則複数回実施する必要性はないと整理した。

【国保】

D-262 精密眼圧測定(回数)

《令和 6 年 8 月 29 日新規》

○ 取扱い

原則として、精密眼圧測定は 1 日 1 回を超える算定は認められない。

○ 取扱いの根拠

1 日で大幅な変化が現れることはなく、症状出現等により同日再診した場合を除き、原則複数回実施する必要性はないと整理した。

D-263 角膜曲率半径計測(回数)

《令和 6 年 8 月 29 日新規》

○ 取扱い

原則として、角膜曲率半径計測は月 1 回まで算定が認められる。

ただし、角膜曲率半径計測を白内障手術等の前後に行う場合、手術前後で各々1回まで認められる。

○ 取扱いの根拠

角膜表面の彎曲度の計測値は1月で大幅な変化が現れることはなく、複数回実施する必要性はない。

白内障手術等の術後については角膜曲率が変わるため、手術前後の場合は状態確認として各々1回の算定が認められると整理した。

○ 留意事項

「月 1 回」というのは、連月の算定を示しているものではない。

【国保】

D-264 眼筋機能精密検査及び輻輳検査(回数)

《令和 6 年 8 月 29 日新規》

○ 取扱い

原則として、眼筋機能精密検査及び輻輳検査は 1 日 1 回を超える算定は認められない。

○ 取扱いの根拠

1 日で大幅な変化が現れることはなく、症状出現等により同日再診した場合を除き、原則複数回実施する必要性はないと整理した。

【国保】

D-265 涙液分泌機能検査、涙管通水・通色素検査(回数)

《令和 6 年 8 月 29 日新規》

○ 取扱い

原則として、涙液分泌機能検査、涙管通水・通色素検査は 1 日 1 回を超える算定は認められない。

○ 取扱いの根拠

1 日で大幅な変化が現れることはなく、症状出現等により同日再診した場合を除き、原則複数回実施する必要性はないと整理した。

【国保】

D-266 中心フリッカー試験(回数)

《令和 6 年 8 月 29 日新規》

○ 取扱い

原則として、中心フリッカー試験は 1 日 1 回を超える算定は認められない。

○ 取扱いの根拠

1 日で大幅な変化が現れることはなく、症状出現等により同日再診した場合を除き、原則複数回実施する必要性はないと整理した。

【国保】

D-267 気管支肺胞洗浄法検査同時加算(間質性肺炎)

《令和 6 年 8 月 29 日新規》

○ 取扱い

原則として、間質性肺炎に対する気管支ファイバースコピー実施時の気管支肺胞洗浄法検査同時加算の算定は認められる。

○ 取扱いの根拠

間質性肺炎に対する気管支肺胞洗浄法検査については、病態の観察や治療方針を選択する上で医学的に有用であると整理した。

【国保】

D-268 亜鉛(Zn)(亜鉛欠乏症疑いに対する回数)

《令和 6 年 8 月 29 日新規》

○ 取扱い

原則として、亜鉛欠乏症疑いに対する亜鉛 (Zn) の算定は 3 か月に 1 回まで認められる。

○ 取扱いの根拠

亜鉛 (Zn) 検査は、診断確定のために連続して検査を行っても有効ではないと整理した。

【国保】

D-269 耐糖能精密検査(耐糖能異常, 境界型糖尿病)

《令和 6 年 8 月 29 日新規》

○ 取扱い

原則として、耐糖能異常又は境界型糖尿病に対する耐糖能精密検査の算定は認められる。

○ 取扱いの根拠

糖尿病が境界域にある状態であれば、インスリン分泌能、インスリン抵抗性等を同時に把握することは糖尿病発症リスクを評価する上で有用であると整理した。なお、「耐糖能異常」は「境界型糖尿病」と同義である。

※ICD10 コード及び傷病名マスタに「境界型糖尿病」あり

【国保】

D-270 リウマトイド因子(RF)定量(回数)

《令和 6 年 8 月 29 日新規》

○ 取扱い

原則として、リウマトイド因子（RF）定量の連月の算定は認められない。

連月の算定が必要な場合は理由の記載が必要。

○ 取扱いの根拠

関節リウマチの活動性評価に有効であるが、赤沈、CRP と異なり疾患活動性スコアの計算に用いられる項目ではないことから連月測定する意義は乏しいと整理した。

【国保】

D-271 マトリックスメタロプロテイナーゼ-3(MMP-3)(回数)

《令和 6 年 8 月 29 日新規》

○ 取扱い

原則として、関節リウマチに対するマトリックスメタロプロテイナーゼ-3 (MMP-3) の連月の算定は認められない。

○ 取扱いの根拠

マトリックスメタロプロテイナーゼ-3 (MMP-3) は関節リウマチの滑膜の炎症を反映するものであるが、日々の関節炎の病勢を把握する指標として用いることは不適當であり、連月測定することは認められないと整理した。

○ 留意事項

「関節リウマチ」における疾患活動性が高い時期及び新規治療導入後のモニタリング時期を除く。

【国保】

D-272 MPO-ANCA、PR3-ANCA(併施)

《令和 6 年 8 月 29 日新規》

○ 取扱い

原則として、初回診断時は MPO-ANCA と PR3-ANCA の併算定は認められる。

ただし、病名確定後はいずれか一方のみの算定を認める。

○ 取扱いの根拠

初回診断時は MPO-ANCA、PR3-ANCA のどちらのマーカーが有用なのが不明なため、併算定は認められる。確定診断後の経過評価においては、より病勢を反映する 1 項目での評価で十分であると整理した。

【国保】

D-273 ANCA 定性(回数)

《令和 6 年 8 月 29 日新規》

○ 取扱い

原則として、ANCA 定性の算定は初回の診断時のみ認められる。

○ 取扱いの根拠

ANCA 定性は ANCA が陽性か否かを目的とし、定量的な診断はできないため、初回の診断時のみとすることが妥当であると整理した。

【国保】

D-274 ANCA 定性(MPO-ANCA 又は PR3-ANCA との併施)

《令和 6 年 8 月 29 日新規》

○ 取扱い

原則として、ANCA 定性と MPO-ANCA 又は PR3-ANCA との併算定は認められない。

○ 取扱いの根拠

MPO-ANCA 又は PR3-ANCA については病勢を反映する特異的マーカーであるため、ANCA 定性との併算定は過剰であると整理した。

【国保】

D-275 MPO-ANCA、PR3-ANCA(回数)

《令和 6 年 8 月 29 日新規》

○ 取扱い

原則として、MPO-ANCA 又は PR3-ANCA を安定した病態の経過観察に用いる場合、3 か月に 1 回まで算定が認められる。

○ 取扱いの根拠

ANCA 関連血管炎疾患については、安定した病態の経過観察として頻回に、MPO-ANCA 又は PR3-ANCA を測定する必要はなく、3 か月に 1 回までとすることが妥当であると整理した。ただし、治療中や病状悪化等により頻回な検査の必要性がある場合は連月の算定も認められる。

【国保】

D-276 抗酸菌分離培養(胸膜炎)

《令和 6 年 8 月 29 日新規》

○ 取扱い

原則として、胸膜炎に対して抗酸菌分離培養検査の算定は「結核の疑い」又は「結核性胸膜炎疑い」の病名がある場合に 1 回のみ認められる。

○ 取扱いの根拠

胸膜炎の原因として悪性腫瘍や感染症が考えられるが、結核性胸膜炎の有無を確認するために抗酸菌分離培養検査を 1 回のみ行うことは妥当であると整理した。

D-277 クラミジア・トラコマチス核酸検出(回数)

《令和 6 年 8 月 29 日新規》

○ 取扱い

原則として、クラミジア・トラコマチス核酸検出は診断時に 1 回、治療効果判定に 1 回の算定が認められる。

○ 取扱いの根拠

クラミジア・トラコマチス感染症の診断については、核酸検出陰性の結果をもってクラミジア感染症は否定されたと考える（他の疾患を疑う。）ため、1 回の算定が妥当であると整理した。

治療効果判定については、治療薬投与開始後 2 週間程度で核酸増幅法又は EIA 法などを行い判定する。その後、再度検査が必要であれば、抗原検査にて治癒を確認するため、核酸検出は 1 回の算定が妥当であると整理した。

【国保】

D-278 パルストプラ法加算(人工透析患者におけるシャント部の閉塞)

《令和 6 年 8 月 29 日新規》

○ 取扱い

原則として、人工透析患者におけるシャント部の閉塞（疑い含む）に対する超音波検査（断層撮影法）（その他）及びパルストプラ法加算の算定は認められる。

○ 取扱いの根拠

人工透析患者のシャント部閉塞に対する血栓除去・血管拡張等の適応を判断する場合、血管の狭窄部位を非侵襲的に把握することができる超音波検査（断層撮影法）及びパルストプラ法は有用であると整理した。

【国保】

D-279 パルストプラ法加算(左副腎皮質癌疑い)

《令和 6 年 8 月 29 日新規》

○ 取扱い

原則として、左副腎皮質癌疑いに対する超音波検査（断層撮影法）を施行する場合、パルストプラ法加算は認められない。

○ 取扱いの根拠

左副腎皮質癌を疑い超音波検査（断層撮影法）を行う際、腫瘍の鑑別はカラードプラで可能であり、血流量が少ない左副腎皮質に対するパルストプラは有用性が低いと整理した。

【国保】

D-280 パルスドプラ法加算(頸動脈狭窄症)

《令和 6 年 8 月 29 日新規》

○ 取扱い

原則として、頸動脈狭窄症に対して超音波検査（断層撮影法）を施行する場合、パルスドプラ法加算は認められる。

○ 取扱いの根拠

頸動脈狭窄症に対して超音波検査（断層撮影法）を行う場合、パルスドプラ法の施行は血流の定量的評価による病態の診断および病態把握に有用であると整理した。

※ D-180 と同様の趣旨

【国保】

D-281 パルストプラ法加算(門脈圧亢進症)

《令和 6 年 8 月 29 日新規》

○ 取扱い

原則として、門脈圧亢進症（疑い含む）に対する超音波検査（断層撮影法）を施行する場合、パルストプラ法加算の算定は認められる。

○ 取扱いの根拠

門脈圧亢進症に対する超音波検査（断層撮影法）を施行する場合、パルストプラ法は血流の定量的評価は有用であると整理した。

【国保】

D-282 パルストプラ法加算(下肢の末梢動脈疾患)

《令和 6 年 8 月 29 日新規》

○ 取扱い

原則として、下肢の閉塞性動脈硬化症、慢性動脈閉塞症等の末梢動脈疾患に対する超音波検査（断層撮影法）を施行する場合、パルストプラ法加算の算定は認められる。

○ 取扱いの根拠

下肢の末梢動脈疾患に対する超音波検査（断層撮影法）を施行する場合、パルストプラ法は血流の定量的評価は有用であると整理した。

【国保】

D-283 胃・十二指腸ファイバースコープ(適応)

《令和 6 年 8 月 29 日新規》

○ 取扱い

原則として、胃・十二指腸ファイバースコープは、胃瘻及び十二指腸瘻から挿入した場合においても認められる。

○ 取扱いの根拠

胃・十二指腸ファイバースコープにおいて、経口、経鼻から挿入される器材が瘻孔から挿入された場合、経路は異なるが、診断意義に違いはないことから算定は認められると整理した。

【国保】

D-284 呼吸心拍監視と経皮的動脈血酸素飽和度測定の併算定（酸素吸入時）

《令和 6 年 8 月 29 日新規》

○ 取扱い

原則として、酸素吸入時の呼吸心拍監視と経皮的動脈血酸素飽和度測定の併算定は認められる。

○ 取扱いの根拠

重篤な心機能障害若しくは呼吸機能障害を有する患者又はそのおそれのある患者に対して、心機能状況や呼吸状況を把握するための呼吸心拍監視と、酸素吸入時に血中酸素濃度を把握する為の経皮的動脈血酸素飽和度測定はモニタリング内容が異なるため併算定は認められると整理した。

【国保】

D-285 脂肪肝に対する肝硬度測定等の算定について

《令和 6 年 8 月 29 日新規》

○ 取扱い

脂肪肝に対する次の検査の算定は、原則として認められない。

- (1) D215-2 肝硬度測定
- (2) D215-3 超音波エラストグラフィ

○ 取扱いの根拠

肝硬度測定、超音波エラストグラフィは、共に超音波装置を用いて肝臓の硬さを非侵襲的に計測するもので、厚生労働省通知※に「肝硬変の患者（肝硬変が疑われる患者を含む。）」が対象である旨示されている。

脂肪肝は、肝細胞に中性脂肪が蓄積した状態であり、上記通知の対象患者の要件には該当しない。

以上のことから、脂肪肝に対する D215-2 肝硬度測定、D215-3 超音波エラストグラフィの算定は、原則として認められないと判断した。

（※）診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について

D-286 時間外緊急院内検査加算の算定について

《令和 6 年 8 月 29 日新規》

○ 取扱い

- 1 処置・手術の算定がない患者における、次の傷病名等に対する D000 尿中一般物質定性半定量検査時の時間外緊急院内検査加算の算定は、原則として認められる。
 - (1) 急性腹症
 - (2) 血尿
- 2 処置・手術の算定がない患者における、D012「22」インフルエンザウイルス抗原定性時の時間外緊急院内検査加算の算定は、原則として認められる。

○ 取扱いの根拠

時間外緊急院内検査加算は、厚生労働省通知※に医師が緊急に検体検査の必要性を認め、当該保険医療機関において、当該保険医療機関の従事者が当該保険医療機関内に具備されている検査機器等を用いて当該検体検査を実施した場合に限り算定できるとされており、緊急の場合とは、直ちに何らかの処置・手術等が必要である重篤な患者について、通常の診察のみでは的確な診断が困難であり、かつ、通常の検査体制が整うまで検査の実施を見合わせるできないような場合とされている。

上記通知では、必ずしも当該レセプトに処置、手術が算定されていることが要件とはされておらず、処置・手術の算定がない場合であっても、医師が緊急に検体検査を行う必要があると判断した場合においては、本加算の算定は妥当と考えられる。

尿中一般物質定性半定量検査は、腎・泌尿器系疾患のスクリーニングに用いられる最も基本的な検査で、疾患の早期発見や治療効果を調べる検査である。

急性腹症は、急激に発症した腹痛で病態や原因疾患も多種多様であり、緊急手術を含む迅速な対応が必要である。

血尿は、尿路（腎臓、尿管、膀胱、尿道）や前立腺の感染症や悪性腫瘍等、迅速な対応を必要とする様々な疾患の症状として出現する。

インフルエンザは、潜伏期間が短く感染力が強いため、迅速な対応が必

要であり、インフルエンザウイルス抗原検査等により迅速に診断し、速やかに抗インフルエンザ薬治療の要否を決定することが肝要である。

以上のことから、上記 1、2 の処置・手術の算定がない患者における時間外緊急院内検査加算の算定は、原則として認められると判断した。

(※) 診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について

【国保】

D-287 心房細動等に対する NT-proBNP の算定について

《令和 6 年 8 月 29 日新規》

○ 取扱い

次の傷病名に対する D008「22」脳性 Na 利尿ペプチド前駆体 N 端フラグメント（NT-proBNP）の算定は、原則として認められない。

- (1) 心房細動
- (2) 高血圧症

○ 取扱いの根拠

脳性 Na 利尿ペプチド前駆体 N 端フラグメント（NT-proBNP）は、心不全の診断又は病態把握に有用なマーカーであり、厚生労働省通知※に「心不全の診断又は病態把握のために実施した場合に月 1 回に限り算定する」と示されている。

心房細動や高血圧症のみの傷病名では、心不全の病態であると判断することはできない。

以上のことから、心房細動、高血圧症に対する当該検査の算定は、原則として認められないと判断した。

（※）診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について

D-288 BNP と NT-proBNP について

《令和 6 年 8 月 29 日新規》

○ 取扱い

D008「18」脳性 Na 利尿ペプチド (BNP) と D008「20」脳性 Na 利尿ペプチド前駆体 N 端フラグメント (NT-proBNP) は、原則として同等として取り扱う。

○ 取扱いの根拠

脳性 Na 利尿ペプチド (BNP) と脳性 Na 利尿ペプチド前駆体 N 端フラグメント (NT-proBNP) は、心筋負荷により分泌され同様の血中動態を示す。共に心不全の重症度に応じて血中濃度が上昇するため、心不全の診断や病態把握に有用なマーカーとして用いられている。

分子量や代謝経路、半減期などの相違はあるものの、双方の臨床的有用性は同等である。

厚生労働省通知[※]にも双方共に「心不全の診断又は病態把握のために実施した場合に月 1 回に限り算定する」と同じ算定要件が示されている。

以上のことから、D008「18」脳性 Na 利尿ペプチド (BNP) と D008「20」脳性 Na 利尿ペプチド前駆体 N 端フラグメント (NT-proBNP) は、原則として同等として取り扱うものと判断した。

(※) 診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について

D-289 脂肪酸分画の算定について

《令和 6 年 8 月 29 日新規》

○ 取扱い

- 1 脂質異常症と次の併存病名のみに対する D010「7」脂肪酸分画の算定は、原則として認められる。
 - (1) 心筋梗塞
 - (2) 狭心症
 - (3) 脳梗塞
 - (4) 慢性動脈閉塞症（閉塞性血栓血管炎（バージャー病）又は閉塞性動脈硬化症）
- 2 脂質異常症疑いと動脈硬化症の併存病名のみに対する D010「7」脂肪酸分画の算定は、原則として認められない。
- 3 高血圧症と次の併存病名のみに対する D010「7」脂肪酸分画の算定は、原則として認められない。
 - (1) 慢性動脈閉塞症（閉塞性血栓血管炎（バージャー病）又は閉塞性動脈硬化症）
 - (2) 動脈硬化症
- 4 高血圧症疑いと次の併存病名のみに対する D010「7」脂肪酸分画の算定は、原則として認められない。
 - (1) 心筋梗塞
 - (2) 狭心症
 - (3) 脳梗塞
 - (4) 慢性動脈閉塞症（閉塞性血栓血管炎（バージャー病）又は閉塞性動脈硬化症）
 - (5) 動脈硬化症

○ 取扱いの根拠

脂肪酸分画は、エイコサペンタエン酸（EPA）やドコサヘキサエン酸（DHA）、アラキドン酸（AA）、ジホモ- γ -リノレン酸（DHLA）などを分画定量し、脂質異常症患者の動脈硬化性心疾患や脳血管障害の進展のリスクを知るために用いられる検査である。

以上のことから、脂質異常症と 1 の傷病名のみの場合の当該検査の算定

は原則として認められるが、脂質異常症疑いと動脈硬化症の傷病名のみの場合は原則として認められないと判断した。

また、脂質異常症のない高血圧症と 3 の傷病名のみ及び高血圧症疑いと 4 の傷病名のみの場合の当該検査の算定は、原則として認められないと判断した。

D-290 A 群 β 溶連菌迅速試験定性の算定について

《令和 6 年 8 月 29 日新規》

○ 取扱い

溶連菌感染症に対する D012「19」A 群 β 溶連菌迅速試験定性の算定は、原則として、1 エピソード（1 発症）に月 1 回まで認められる。

なお、溶連菌感染症の治癒判定目的での当該検査の算定は、原則として認められない。

○ 取扱いの根拠

A 群 β 溶連菌迅速試験定性は、上気道炎（扁桃炎、咽頭炎）や皮膚疾患（伝染性膿痂疹、丹毒等）の原因菌となる A 群連鎖球菌を迅速に診断するための検査である。

本傷病名における本検査の感度は高く、繰り返し実施する意義は低いと考えられる。

また、本検査は、溶連菌感染症の診断を目的とする検査であり、保険診療上、治癒判定目的での算定は適切ではない。

以上のことから、溶連菌感染症に対する D012「19」A 群 β 溶連菌迅速試験定性の算定は、原則として、1 エピソード（1 発症）につき 1 回まで認められると判断した。また、治癒判定目的での算定は、原則として認められないと判断した。

【国保】

D-291 疑い傷病名に対する細菌薬剤感受性検査の算定について

《令和 6 年 8 月 29 日新規》

○ 取扱い

疑い傷病名に対する D019 細菌薬剤感受性検査「1」1 菌種、「2」2 菌種又は「3」3 菌種以上の算定は、原則として認められない。

○ 取扱いの根拠

細菌薬剤感受性検査は、起因菌が分離同定された時点で、感染症治療に対する適切な抗菌薬の選択や投与量の決定、有効性を判断する目的で実施する検査である。

疑い傷病名の場合は、起因菌が特定されていないことから、菌が検出できていないと判断され、本検査の対象とはならない。

以上のことから、疑い傷病名に対する D019 細菌薬剤感受性検査「1」1 菌種、「2」2 菌種又は「3」3 菌種以上の算定は、原則として認められないと判断した。

D-292 角膜曲率半径計測の算定について

《令和 6 年 8 月 29 日新規》

○ 取扱い

- 1 次の傷病名等に対する D265 角膜曲率半径計測の算定は、原則として認められる。
 - (1) 初診時の屈折異常（近視・遠視・近視性乱視・遠視性乱視・混合性乱視）
 - (2) 白内障手術前
- 2 次の傷病名等に対する D265 角膜曲率半径計測の算定は、原則として認められない。
 - (1) 結膜炎（屈折異常なし）
 - (2) 眼底疾患（屈折異常なし）
 - (3) 眼精疲労（屈折異常なし）

○ 取扱いの根拠

角膜曲率半径計測は、角膜中央部の形状を測定する検査で、屈折異常の有無と角膜の状態を評価し、角膜乱視の程度や眼軸、角膜屈折力を把握することができる。計測値は、コンタクトレンズのベースカーブや眼内レンズの度数決定に使用され、屈折異常、白内障手術、角膜疾患に対して実施する。

以上のことから、上記 1 の傷病名等に対する D265 角膜曲率半径計測の算定は、原則として認められ、屈折異常がない上記 2 の傷病名等に対する算定は、原則として認められないと判断した。

【国保】

D-293 子宮頸管粘液採取時等のゼラチン(ゼルフォーム等)の算定について

《令和 6 年 8 月 29 日新規》

○ 取扱い

- 1 D418 「1」 子宮頸管粘液採取時におけるゼラチン（ゼルフォーム等）の算定は、原則として認められない。
- 2 K867 子宮頸部（膣部）切除術時におけるゼラチン（ゼルフォーム等）の算定は、原則として認められる。

○ 取扱いの根拠

ゼラチン（ゼルフォーム等）は、メッシュ内に血液を取り込み、組織に付着し強固な血餅形成作用を有する医薬品であり、添付文書の効能・効果は「各種外科領域における止血、褥瘡潰瘍」である。子宮頸管粘液採取は、一般的には出血を伴わないことより、当該医薬品の必要性はないものと考ええる。

一方、子宮頸部（膣部）切除術は、出血を伴うことがあり、その止血のため当該医薬品の使用が必要となる。

以上のことから、子宮頸管粘液採取時における当該医薬品の算定は、原則として認められないと判断した。

また、子宮頸部（膣部）切除術における当該医薬品の算定は、原則として認められると判断した。

【国保】

D-294 貧血のみに対する糞便中ヘモグロビンの算定について

《令和 6 年 8 月 29 日新規》

○ 取扱い

貧血のみに対する D003「7」糞便中ヘモグロビンの算定は、原則として認められない。

○ 取扱いの根拠

糞便中ヘモグロビンは、ヒトヘモグロビンに対する抗体により便中のヘモグロビン量を測定する検査であり、大腸癌など下部消化管からの出血を疑う場合に行われるべき検査である。

以上のことから、貧血のみに対する D003「7」糞便中ヘモグロビンの算定は、原則として認められないと判断した。

【国保】

D-295 C 型慢性肝炎又は C 型代償性肝硬変に対する抗ウイルス療法治療中の HCV 核酸定量の連月の算定について

《令和 6 年 8 月 29 日新規》

○ 取扱い

C 型慢性肝炎又は C 型代償性肝硬変に対する抗ウイルス薬治療中の D023「15」HCV 核酸定量の連月の算定は、原則として認められる。

○ 取扱いの根拠

HCV 核酸定量は、C 型肝炎ウイルス（HCV）の RNA 量を定量する検査で、インターフェロン治療や経口直接型抗ウイルス薬治療開始前の有効性の予測や投与中の経過観察に用いられる。

抗ウイルス薬による治療の効果判定には HCV-RNA の経時的変動が判断の指標として有用である。

以上のことから、C 型慢性肝炎又は C 型代償性肝硬変に対する抗ウイルス薬治療中の D023「15」HCV 核酸定量の連月の算定は、原則として認められると判断した。

【国保】

D-296 痔核等に対する直腸ファイバースコピーの算定について

《令和 6 年 8 月 29 日新規》

○ 取扱い

次の傷病名に対する D312 直腸ファイバースコピーの算定は、原則として認められない。

- (1) 痔核
- (2) 裂肛

○ 取扱いの根拠

直腸ファイバースコピーは、内視鏡を経肛門的に挿入し直腸の病変を観察する検査であり、痔核や裂肛に対しては、通常、肛門鏡検査が適応と考えられる。

以上のことから、痔核、裂肛に対する D312 直腸ファイバースコピーの算定は、原則として認められないと判断した。

【国保】

D-297 成人スチル病(疑い含む。)に対するフェリチン定量・半定量の算定について

《令和 6 年 8 月 29 日新規》

○ 取扱い

成人スチル病（疑い含む。）に対する D007「25」フェリチン定量・半定量の算定は、原則として認められる。

○ 取扱いの根拠

成人スチル病診療ガイドライン 2017 年版（2023 年 Update）（厚生労働科学研究費補助金難治性疾患等政策研究事業、自己免疫疾患に関する調査研究班）において、診断、鑑別に有用な血液検査所見として血清フェリチン値（基準値上限の 5 倍以上）が特徴的検査所見として提案され、活動性の評価に有用とされている。また、フェリチン高値（3,000ng/ml 以上）は重症度スコアリングの一項目とされており、指定難病（054）の臨床調査個人票における検査所見の記入項目の一つに血清フェリチン値があげられている。

以上のことから、成人スチル病（疑い含む。）に対する D007「25」フェリチン定量・半定量の算定は、原則として認められると判断した。

【国保】

D-298 心不全の疑いに対する連月の脳性 Na 利尿ペプチド(BNP)等の算定について

《令和 6 年 8 月 29 日新規》

○ 取扱い

心不全の疑いに対する連月の D008「18」脳性 Na 利尿ペプチド(BNP)、D008「20」脳性 Na 利尿ペプチド前駆体 N 端フラグメント(NT-proBNP)の算定は、原則として認められない。

○ 取扱いの根拠

脳性 Na 利尿ペプチド (BNP) 又は脳性 Na 利尿ペプチド前駆体 N 端フラグメント (NT-proBNP) は、心不全の診断又は病態把握のために実施する検査である。心不全の疑いに対して、通常、初回検査で心不全の診断及び病態把握が可能であることより、その後の経過観察における連月の算定は、不必要と考えられる。

以上のことから、心不全の疑いに対する連月の D008「18」脳性 Na 利尿ペプチド (BNP)、D008「20」脳性 Na 利尿ペプチド前駆体 N 端フラグメント (NT-proBNP) の算定は、原則として認められないと判断した。

なお、連月ではない場合の妥当な算定間隔については、個々の症例ごとの判断とする。

【国保】

D-299 若年性特発性関節炎に対する RF 定量の算定について

《令和 6 年 8 月 29 日新規》

○ 取扱い

若年性特発性関節炎に対する D014「2」RF 定量の算定は、原則として認められる。

○ 取扱いの根拠

若年性特発性関節炎（旧称：若年性関節リウマチ）は自己免疫現象を基盤とした疾患で RF 定量検査はその診断と経過観察に必要である。

以上のことから、若年性特発性関節炎に対する D014「2」RF 定量の算定は、原則として認められると判断した。

【国保】

D-300 若年性特発性関節炎に対する MMP-3 の算定について

《令和 6 年 8 月 29 日新規》

○ 取扱い

若年性特発性関節炎に対する D014「9」MMP-3 の算定は、原則として認められる。

○ 取扱いの根拠

若年性特発性関節炎（旧称：若年性関節リウマチ）は自己免疫現象を基盤とした疾患である。MMP-3 は関節炎の程度を反映し、本症における経過観察時の活動性マーカーとして有用である。

以上のことから、若年性特発性関節炎に対する D014「9」MMP-3 の算定は、原則として認められると判断した。

【国保】

D-301 全身性エリテマトーデス(SLE)の疑いに対する抗 DNA 抗体定性の算定について

《令和 6 年 8 月 29 日新規》

○ 取扱い

全身性エリテマトーデス（SLE）の疑いに対する D014「17」抗 DNA 抗体定性の算定は、原則として認められる。

○ 取扱いの根拠

抗 DNA 抗体定性は、DNA に対する自己抗体を検出する検査であり、全身性エリテマトーデス（SLE）に対する特異性が高い抗体であると同時に疾患活動性を反映する抗体でもある。したがって、全身性エリテマトーデス（SLE）の疑いに対しても有用な検査と考える。

以上のことから、全身性エリテマトーデス（SLE）の疑いに対する D014「17」抗 DNA 抗体定性の算定は、原則として認められると判断した。

【国保】

D-302 食物アレルギーの疑いに対する特異的 IgE 半定量・定量の算定について

《令和 6 年 8 月 29 日新規》

○ 取扱い

食物アレルギーの疑いに対する D015「13」特異的 IgE 半定量・定量の算定は、原則として認められる。

○ 取扱いの根拠

食物アレルギーについては、病歴のみでは診断を確定することはできず、問診等から食事が原因と判断した場合、そのアレルゲンの確定を行うための診断過程において、特異的 IgE 半定量・定量の算定は有用と考えられる。

以上のことから、食物アレルギーの疑いに対する D015「13」特異的 IgE 半定量・定量の算定は、原則として認められると判断した。

【国保】

D-303 ロタウイルス感染に対するロタウイルス抗原定性(糞便)等の算定について

《令和 6 年 8 月 29 日新規》

○ 取扱い

ロタウイルス感染に対する D012 感染症免疫学的検査「8」ロタウイルス抗原定性（糞便）又は D012 感染症免疫学的検査「8」ロタウイルス抗原定量（糞便）の算定は、原則として年齢にかかわらず認められる。

○ 取扱いの根拠

ロタウイルス感染症は、ロタウイルスに感染することで生じる急性胃腸炎である。乳幼児期に感染しやすく、激しい症状が出ることが多い疾患であるが成人の感染例もあり、特に抵抗力や免疫力が低下している高齢者の場合には重症となることもある。

このため、ロタウイルス感染に対する D012 感染症免疫学的検査「8」ロタウイルス抗原定性（糞便）又はロタウイルス抗原定量（糞便）の算定は、原則として年齢にかかわらず認められると判断した。

D-304 BNP の連月算定について

《令和 6 年 8 月 29 日新規》

○ 取扱い

心不全の確定病名に対する D008「20」BNP の連月の算定は、原則として認められる。

○ 取扱いの根拠

BNP は、心室への負荷の度を鋭敏に反映する生化学的マーカーで、心不全の病態把握等に有用である。

また、厚生労働省通知※に「心不全の診断又は病態把握のために実施した場合に月 1 回に限り算定する」と示されている。

このため、心不全の確定病名に対して基礎疾患も含めた心不全の病態把握のために実施した当該検査の連月の算定は、原則として認められると判断した。

(※) 診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について

D-305 シスタチン C の算定について

《令和 6 年 8 月 29 日新規》

○ 取扱い

- 1 次の傷病名に対する D007「30」シスタチン C の算定は、原則として認められる。
 - (1) 腎機能低下（疑い含む。）
 - (2) 慢性腎炎
 - (3) 腎不全の疑い
- 2 次の傷病名に対する D007「30」シスタチン C の算定は、原則として認められない。
 - (1) 末期腎不全
 - (2) 腎不全（透析施行中）

○ 取扱いの根拠

シスタチン C は、腎臓における糸球体濾過量（GFR）の指標で、GFR の低下に伴い上昇する。血清クレアチニンは GFR が 30ml/min 前後まで低下しないと上昇を示さないのに対して、シスタチン C は GFR が 70ml/min 前後まで低下した時点で上昇を示すことから、早期の腎機能障害のマーカーとして有用とされている。一方、腎機能低下が高度に進んだ症例においては、測定する意義はないと考えられる。

また、当該検査は、厚生労働省通知[※]において、「尿素窒素又はクレアチニンにより腎機能低下が疑われた場合に、3 月に 1 回に限り算定できる」旨示されている。

以上のことから、当該検査について、腎機能低下（疑い含む。）、慢性腎炎、腎不全の疑いに対する算定は原則として認められるが、末期腎不全、腎不全（透析施行中）に対する算定は原則として認められないと判断した。

（※）診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について

D-306 C-ペプチド(CPR)の算定間隔について

《令和 6 年 8 月 29 日新規》

○ 取扱い

糖尿病確定診断後の患者の外来受診時における D008「12」C-ペプチド(CPR)の算定間隔は、原則として3か月とする。

○ 取扱いの根拠

C-ペプチド(CPR)は、プロインスリンが分解されてインスリンを生成する際の副産物で、インスリン投与中であっても、膵臓のインスリン分泌能の指標となり、(血中)インスリン動態の把握のため、一定間隔での観察が必要である。

一方、薬物療法を行う場合、3か月間継続しても目標に達成しない場合には、他剤との併用も含め、他の治療法を考慮するとされている。

以上のことから、糖尿病確定診断後の患者の外来受診時における当該検査の算定間隔は、治療・経過観察期間等を考慮し原則として3か月が妥当と判断した。

C152-2 持続血糖測定器加算に係る厚生労働省通知の(1)のイの(ロ)[※]に該当するとして当該加算の2「間歇注入シリンジポンプと連動しない持続血糖測定器を用いる場合」を算定する患者、頻回に当該検査を実施する必要がある患者については、この取扱いから除くこととする。

(※) 診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について

C152-2 持続血糖測定器加算

- (1) 入院中の患者以外の患者であって次に掲げる者に対して、持続的に測定した血糖値に基づく指導を行うために持続血糖測定器を使用した場合に算定する。

ア 略

イ 間歇注入シリンジポンプと連動しない持続血糖測定器を用いる場合

(イ) 略

(ロ) 内因性インスリン分泌の欠乏(空腹時血清Cペプチドが

0.5ng/mL 未満を示すものに限る。) を認め、低血糖発作を繰り返す等重篤な有害事象がおきている血糖コントロールが不安定な 2 型糖尿病患者であって、医師の指示に従い血糖コントロールを行う意志のある、皮下インスリン注入療法を行っている者。

- (2) 持続血糖測定器加算を算定する場合は、(1)のいずれに該当するかを診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。また、(1)のイの(ロ)に該当する場合、直近の空腹時血清 C ペプチドの測定値を併せて記載すること。

D-307 精密眼圧測定の算定について

《令和 6 年 8 月 29 日新規》

○ 取扱い

次の場合の D264 精密眼圧測定の算定は、原則として認められる。

- (1) 調節緊張症に対する散瞳点眼剤投与時
- (2) 副腎皮質ホルモン製剤投与時

○ 取扱いの根拠

精密眼圧測定は、眼内圧を測定する検査である。調節緊張症の治療として散瞳点眼剤を投与している場合や、副腎皮質ホルモン製剤を全身投与（内服・注射）又は眼局所投与している場合、副作用として眼圧上昇、眼圧亢進、緑内障が現れることがあることから、定期的に眼圧を測定する必要がある。

以上のことから、上記(1)(2)の場合の D264 精密眼圧測定の算定は、原則として認められると判断した。

D-308 心臓超音波検査(経胸壁心エコー法)の算定について

《令和 6 年 8 月 29 日新規》

○ 取扱い

1 次の傷病名等に対する D215「3」心臓超音波検査「イ」経胸壁心エコー法の算定は、原則として認められる。

- (1) 心筋梗塞（疑い含む。）
- (2) 心筋症（疑い含む。）
- (3) 心筋炎（疑い含む。）
- (4) 心膜炎（疑い含む。）
- (5) 心膜液貯留（疑い含む。）
- (6) 心臓弁膜症（疑い含む。）
- (7) 先天性心疾患（疑い含む。）
- (8) 川崎病（疑い含む。）
- (9) 心不全（疑い含む。）
- (10) 心サルコイドーシス（疑い含む。）
- (11) 心肥大の疑い
- (12) 高血圧性心疾患（疑い含む。）
- (13) 肺高血圧症（疑い含む。）
- (14) 慢性肺血栓塞栓症（疑い含む。）
- (15) アミロイドーシス
- (16) 心雑音、胸痛
- (17) 心臓腫瘍
- (18) 大動脈解離
- (19) 心電図異常（右脚ブロック）時

2 次の傷病名等に対する D215「3」心臓超音波検査「イ」経胸壁心エコー法の算定は、原則として認められない。

- (1) 不整脈疑い
- (2) 混合性結合組織病
- (3) 全身性エリテマトーデス
- (4) 高血圧症（再診時）

○ 取扱いの根拠

心臓超音波検査（経胸壁心エコー法）は、高周波の超音波を用いて心臓の動きや構造・血流を描出し、心臓ならびに接続大血管に係る疾患の診断や機能の判定を行う検査であり、また、心のうに貯留する液体の評価にも有用である。

1の傷病名は、いずれも心臓疾患、肺動脈および大動脈関連疾患であり、診断上あるいは機能評価を行う上で本検査が有用である。

以上のことから、上記 1 の傷病名に対する D215「3」心臓超音波検査「イ」経胸壁心エコー法の算定は、原則認められると判断した。

一方、2の傷病名は、心疾患ならびに接続大血管に係る疾患が必ずしも併存するとは言えないことから、2の傷病名に対する D215「3」心臓超音波検査「イ」経胸壁心エコー法の算定は認められないと判断した。

【国保】

D-309 精巣腫瘍の疑いに対する α -フェトプロテイン(AFP)の算定について

《令和 6 年 8 月 29 日新規》

○ 取扱い

精巣腫瘍の疑いに対する D009「2」 α -フェトプロテイン (AFP) の算定は、原則として認められる。

○ 取扱いの根拠

精巣腫瘍においては、必ずしも AFP の値が上昇するとは限らないが、最初の鑑別診断（ファーストステップ）としての有用性は認められる。

以上のことから、精巣腫瘍の疑いに対する D009「2」 α -フェトプロテイン (AFP) の算定は、原則として認められると判断した。

【国保】

D-310 ABO 血液型、Rh(D)血液型の 2 回目以降の算定(同一医療機関、同一患者)

《令和 6 年 12 月 5 日新規》

○ 取扱い

原則として、骨髄移植後などの特殊な場合を除き、同一医療機関、同一患者に対する D011「1」ABO 血液型、Rh (D) 血液型の 2 回目以降の算定は認められない。

○ 取扱いの根拠

血液型は骨髄移植後などの特殊な場合以外、生涯変わらないとされている。

【国保】

D-311 超音波検査(断層撮影法)(紫斑)

《令和 6 年 12 月 5 日新規》

○ 取扱い

原則として、紫斑のみの病名で超音波検査（断層撮影法）の算定は認められない。

○ 取扱いの根拠

紫斑に対しては、組織採取による細胞診断や血液検査による機序の把握が必要である。超音波検査（断層撮影法）により、血管壁からの出血の機序を把握することは困難であり、検査の意義は乏しいと整理した。

【国保】

D-312 喉頭ファイバースコピー(間接喉頭鏡下喉頭処置との併施)

《令和 6 年 12 月 5 日新規》

○ 取扱い

原則として、喉頭ファイバースコピーと間接喉頭鏡下喉頭処置の併算定は認められる。

○ 取扱いの根拠

間接喉頭鏡下喉頭処置は薬液を塗布するための処置行為であり、喉頭ファイバースコピーとは別のものである。

したがって、間接喉頭鏡下喉頭処置の必要性が認められる場合は、間接喉頭鏡下喉頭処置と喉頭ファイバースコピーの併算定は認められると整理した。

【国保】

D-313 レシチン・コレステロール・アシルトランスフェラーゼ(L-CAT)(適応)

《令和 6 年 12 月 5 日新規》

○ 取扱い

原則として、高脂血症、肝疾患の病名がない場合、レシチン・コレステロール・アシルトランスフェラーゼ（L-CAT）の算定は認められない。

○ 取扱いの根拠

レシチン・コレステロール・アシルトランスフェラーゼ（L-CAT）による疾患の評価において、高脂血症・肝疾患については有用と考えられるため認められると整理した。

【国保】

D-314 嫌気性培養加算(女性器分泌物)(適応)

《令和 6 年 12 月 5 日新規》

○ 取扱い

原則として、女性器分泌物による嫌気性培養加算については、膣から子宮までの炎症性疾患のない膣症のみでは認められない。

○ 取扱いの根拠

嫌気培養は偏性嫌気性菌の検出を目的として行われるものであり、子宮頸管からの採取等で認められるが、膣から子宮までの炎症性疾患のない膣症のみで女性器分泌物による嫌気性培養加算の算定は妥当でないと整理した。

【国保】

D-315 パルストプラ法加算(頸動脈狭窄症疑い)

《令和 6 年 12 月 5 日新規》

○ 取扱い

原則として、頸動脈狭窄症疑いに対する超音波検査（断層撮影法）を施行する場合、パルストプラ法加算は認められる。

○ 取扱いの根拠

頸動脈狭窄症疑いに対して超音波検査（断層撮影法）を行う場合、パルストプラ法の施行は血流の定量的評価により診断の向上を図る目的として有用であると整理した。

D-316 気管支喘息等に対する呼気ガス分析の算定について

《令和 6 年 12 月 5 日新規》

○ 取扱い

次の傷病名に対する D200「4」呼気ガス分析の算定は、原則として認められる。

- (1) 気管支喘息（疑い含む。）
- (2) 咳喘息（疑い含む。）

○ 取扱いの根拠

呼気ガス分析は、ダグラスバッグに呼気を集めて酸素濃度、二酸化炭素濃度を測定し酸素摂取量や炭酸ガス排出量を算出したり、呼気中の一酸化窒素の濃度を測定する検査である。

気管支喘息並びにその亜型又は前段階と考えられる咳喘息では、気道に炎症が起こり炎症性刺激により主に気道上皮の一酸化窒素合成酵素が誘導され、大量の一酸化窒素が産生される。

このため、呼気ガス分析は、喘息の診断、治療において、気道の炎症を評価するマーカーとして有用である。

以上のことから、気管支喘息（疑い含む。）、咳喘息（疑い含む。）に対する D200「4」呼気ガス分析の算定は、原則として認められると判断した。

D-317 狭帯域光強調加算と粘膜点墨法加算の併算定について

《令和 6 年 12 月 5 日新規》

○ 取扱い

悪性腫瘍（疑い含む。）に対する胃・十二指腸ファイバーにおける狭帯域光強調加算と粘膜点墨法加算の併算定は、原則として認められる。

○ 取扱いの根拠

狭帯域光強調法は特殊光を用いて病変部を観察する手技で、粘膜点墨法は病変をマーキングし、その位置を明確にする手技であり、それぞれ実施目的が異なる。

以上のことから、悪性腫瘍（疑い含む。）時のに対する胃・十二指腸ファイバーにおける狭帯域光強調加算と粘膜点墨法加算の併算定は、原則として認められると判断した。

【国保】

D-318 消化管内視鏡検査時等のブチルスコポラミン臭化物製剤の算定について

《令和 6 年 12 月 5 日新規》

○ 取扱い

次の場合のブチルスコポラミン臭化物製剤（ブスコパン注等）及びグルカゴン（遺伝子組換え）（グルカゴン G ノボ注射用）の併算定は、原則として認められない。

- (1) 消化管内視鏡検査時
- (2) 消化管 X 線検査の前処置時

○ 取扱いの根拠

ブチルスコポラミン臭化物製剤（ブスコパン注等）及びグルカゴン（遺伝子組換え）（グルカゴン G ノボ注射用）については、添付文書の効能・効果の一つに共通して「消化管の X 線及び内視鏡検査の前処置」があり、消化管運動抑制作用等を有する医薬品である。

消化管の X 線及び内視鏡検査の前処置において、通常は前者が使用され、副作用等により使用できない場合は後者が使用される。

以上のことから、消化管内視鏡検査時、消化管 X 線検査の前処置時のブチルスコポラミン臭化物製剤（ブスコパン注等）及びグルカゴン（遺伝子組換え）（グルカゴン G ノボ注射用）の併算定は、原則として認められないと判断した。

D-319 TSH(甲状腺機能低下症)の算定について

《令和 6 年 12 月 5 日新規》

○ 取扱い

甲状腺機能低下症疑いに対する D008「6」TSH の算定は、原則として認められる。

○ 取扱いの根拠

TSH は視床下部からの TRH (TSH 分泌ホルモン) の刺激により下垂体前葉での合成と分泌が促進され、甲状腺を刺激して T4、T3 の合成・分泌を促進し、甲状腺の成長・発育を促進する。逆に血中の甲状腺ホルモンは、下垂体の TSH 分泌細胞の機能を直接的に抑制、あるいは TRH の分泌抑制を介して TSH 分泌を減少させる（ネガティブフィードバック）。このフィードバック調節は鋭敏であり、わずかな甲状腺ホルモンの変化が TSH の分泌に反映されるため、TSH の測定は甲状腺機能の把握には必須の検査であると同時に甲状腺疾患の診断の検査として重要な役割を果たしている。したがって、甲状腺機能低下症が疑われる場合には、甲状腺ホルモン検査と共に、本検査は必要不可欠となる。

以上のことから、甲状腺機能低下症疑いに対する D008「6」TSH の算定は、原則として認められると判断した。

D-320 TSH(甲状腺機能亢進症)の算定について

《令和 6 年 12 月 5 日新規》

○ 取扱い

甲状腺機能亢進症疑いに対する D008「6」TSH の算定は、原則として認められる。

○ 取扱いの根拠

TSH は視床下部からの TRH (TSH 分泌ホルモン) の刺激により下垂体前葉での合成と分泌が促進され、甲状腺を刺激して T4、T3 の合成・分泌を促進し、甲状腺の成長・発育を促進する。逆に血中の甲状腺ホルモンは、下垂体の TSH 分泌細胞の機能を直接的に抑制、あるいは TRH の分泌抑制を介して TSH 分泌を減少させる（ネガティブフィードバック）。このフィードバック調節は鋭敏であり、わずかな甲状腺ホルモンの変化が TSH の分泌に反映されるため、TSH の測定は甲状腺機能の把握には必須の検査であると同時に甲状腺疾患の診断の検査として重要な役割を果たしている。したがって、甲状腺機能亢進症が疑われる場合には、甲状腺ホルモン検査と共に、本検査は必要不可欠となる。

以上のことから、甲状腺機能亢進症疑いに対する D008「6」TSH の算定は、原則として認められると判断した。

【国保】

D-321 抗核抗体(蛍光抗体法)定性(全身性エリテマトーデス疑い)の算定について

《令和 6 年 12 月 5 日新規》

○ 取扱い

全身性エリテマトーデス疑いに対する D014「5」抗核抗体(蛍光抗体法)定性の算定は、原則として認められる。

○ 取扱いの根拠

全身性エリテマトーデス (SLE) は、代表的な膠原病の一つであり、諸種の抗核抗体なかでも抗 DNA 抗体の介在を特徴とする自己免疫機序の関与の大きい免疫疾患である。抗核抗体 (蛍光抗体法) 定性は、諸種抗核抗体を一括してスクリーニングする検査法であり、SLE の診断に欠かせない。

以上のことから、全身性エリテマトーデス疑いに対する D014「5」抗核抗体 (蛍光抗体法) 定性の算定は、原則として認められると判断した。

【国保】

D-322 抗 DNA 抗体定性(全身性エリテマトーデス)の算定について

《令和 6 年 12 月 5 日新規》

○ 取扱い

全身性エリテマトーデス（疑い含む。）に対する D014「17」抗 DNA 抗体定性の算定は、原則として認められる。

○ 取扱いの根拠

全身性エリテマトーデス（SLE）は、代表的な膠原病の一つであり、諸種の抗核抗体なかでも抗 DNA 抗体の介在を特徴とする自己免疫機序の関与の大きい免疫疾患である。したがって、抗 DNA 抗体定性検査は、SLE 及び SLE 疑いに対しての診断と SLE 病態（活動性）の把握に極めて有用である。

以上のことから、全身性エリテマトーデス（疑い含む。）に対する D014「17」抗 DNA 抗体定性の算定は、原則として認められると判断した。

【国保】

D-323 C3、C4 及び CH50(混合性結合組織病)の算定について

《令和 6 年 12 月 5 日新規》

○ 取扱い

混合性結合組織病に対する D015「8」C3、C4 及び D015「4」CH50 の算定は、原則として認められる。

○ 取扱いの根拠

混合性結合組織病（MCTD）は、全身性エリテマトーデス、全身性強皮症、多発性筋炎等の症状が混在する多彩な臨床所見を呈する膠原病の一つであり、抗 RNP 抗体の介在により特徴づけられる免疫疾患である。MCTD の活動期には補体系が賦活化され、補体（C3、C4 など）が消費されて補体活性（CH50）も低下することより、疾患活動性の評価指標としてのこれらの検査は有用である。

以上のことから、混合性結合組織病に対する D015「8」C3、C4 及び D015「4」CH50 の算定は、原則として認められると判断した。

【国保】

D-324 C3、C4 及び CH50(全身性エリテマトーデス)の算定について

《令和 6 年 12 月 5 日新規》

○ 取扱い

全身性エリテマトーデスに対する D015「8」C3、C4 及び D015「4」CH50 の算定は、原則として認められる。

○ 取扱いの根拠

全身性エリテマトーデス（SLE）は、代表的な膠原病の一つであり、諸種の抗核抗体なかでも抗 DNA 抗体の介在を特徴とする自己免疫機序の関与の大きい免疫疾患である。SLE の活動期には補体系が賦活化され、補体（C3、C4 など）が消費されて補体活性（CH50）も低下することより、疾患活動性の評価指標としてのこれらの検査は有用である。

以上のことから、全身性エリテマトーデスに対する D015「8」C3、C4 及び D015「4」CH50 の算定は、原則として認められると判断した。

【国保】

D-325 初診時における二次性高血圧症等がない高血圧症のみに対する コルチゾール等の算定について

《令和 6 年 12 月 5 日新規》

○ 取扱い

初診時における二次性高血圧症等がない高血圧症のみに対する次の検査の算定は、原則として認められない。

- (1) D008「14」 コルチゾール
- (2) D008「15」 アルドステロン（尿）
- (3) D008「29」 カテコールアミン分画
- (4) D008「37」 カテコールアミン
- (5) D008「45」 メタネフリン・ノルメタネフリン分画

○ 取扱いの根拠

一般的にいう高血圧症は、生活習慣・食生活・遺伝的素因など様々な要因の組合わせにより発症するものを指すことが多く、このような原因が特定できない高血圧症を本態性高血圧症といい、他の疾患が原因となっている場合を二次性高血圧症という。血圧上昇を症状の一つとする疾患は、すべて二次性高血圧の原因となり、その主なものとしては、内分泌疾患、血管疾患、睡眠障害などがあげられる。

上記の各種ホルモン検査は、初診時における二次性高血圧症の原因疾患の診断に用いられる。

以上のことから、初診時における二次性高血圧症等がない高血圧症のみに対する上記検査の算定は原則として認められないと判断した。

【国保】

D-326 経過観察時における二次性高血圧症等がない高血圧症のみに対するレニン活性等の算定について

《令和 6 年 12 月 5 日新規》

○ 取扱い

経過観察時における二次性高血圧症等がない高血圧症のみに対する次の検査の算定は、原則として認められない。

- (1) D008「8」 レニン活性
- (2) D008「10」 レニン定量
- (3) D008「14」 コルチゾール
- (4) D008「15」 アルドステロン
- (5) D008「15」 アルドステロン（尿）
- (6) D008「29」 カテコールアミン分画
- (7) D008「37」 カテコールアミン
- (8) D008「45」 メタネフリン・ノルメタネフリン分画

○ 取扱いの根拠

一般的にいう高血圧症は、生活習慣・食生活・遺伝的素因など様々な要因の組合わせにより発症するものを指すことが多く、このような原因が特定できない高血圧症を本態性高血圧症といい、他の疾患が原因となっている場合を二次性高血圧症という。血圧上昇を症状の一つとする疾患は、すべて二次性高血圧の原因となり、その主なものとしては、内分泌疾患、血管疾患、睡眠障害などがあげられる。

上記の各種ホルモン検査は、二次性高血圧症の原因疾患の診断ならびに経過観察に用いられる。

以上のことから、経過観察時における二次性高血圧症等がない高血圧症のみに対する上記検査の算定は原則として認められないと判断した。

【国保】

D-327 気管支喘息に対する肺気量分画測定とフローボリュームカーブの併算定について

《令和 6 年 12 月 5 日新規》

○ 取扱い

気管支喘息に対する D200「1」肺気量分画測定と「2」フローボリュームカーブの併算定は、原則として認められる。

○ 取扱いの根拠

肺気量分画測定は、スパイロメータを使用して肺活量などの吸気量、呼気量を測定するもの、フローボリュームカーブは気流速度と気流量の関係パターンを曲線で評価するものであり、双方を併せて測定することは、慢性的な気道炎症、気道過敏、それに伴う可逆的な気流制限を特徴とする気管支喘息における呼吸機能の評価に有用である。

以上のことから、気管支喘息に対する D200「1」肺気量分画測定と「2」フローボリュームカーブの併算定は、原則として認められると判断した。

D-328 一般検査(心臓カテーテル検査前)の算定について

《令和 6 年 12 月 5 日新規》

○ 取扱い

- 1 心臓カテーテル検査前の一般検査として次の検査の算定は、原則として認められる。
 - (1) D005「5」末梢血液一般検査
 - (2) D208 心電図検査「1」四肢単極誘導及び胸部誘導を含む最低 12 誘導
- 2 心臓カテーテル検査前の一般検査として次の検査の算定は、原則として認められない。
 - (1) D006「4」フィブリノゲン半定量、フィブリノゲン定量
 - (2) D007「36」血液ガス分析

○ 取扱いの根拠

心臓カテーテル検査は、血管損傷による出血・血栓症、不整脈等のリスクを伴う場合があり、実施に当たっては事前に患者の全身状態をチェックの上、実施の可否を判断する必要がある。

末梢血液一般検査は、全身状態の一次的チェックに有用な検査であり、また、心電図検査は不整脈等の診断に必須の検査である。

一方、2 の検査は、心臓カテーテル検査の目的及び手技内容から、その実施の可否の判断に用いる検査としての医学的必要性は低いと考えられる。

以上のことから、心臓カテーテル検査前の一般検査として 1 の検査の算定は認められ、関連する傷病名のない場合の 2 の検査の算定は認められないと判断した。

D-329 マイコプラズマ抗体(肺炎、気管支炎等)の算定について

《令和 6 年 12 月 5 日新規》

○ 取扱い

マイコプラズマ感染症（疑い含む。）のない次の傷病名に対する D012「4」 マイコプラズマ抗体定性又はマイコプラズマ抗体半定量の算定は、原則として認められない。

- (1) 肺炎（成人）
- (2) 気管支炎
- (3) 慢性呼吸不全
- (4) 肺結核
- (5) 肺気腫
- (6) 気管支喘息

○ 取扱いの根拠

マイコプラズマ感染症は、*Mycoplasma pneumoniae* によって引き起こされる小児や若年成人の上気道炎、気管支炎、肺炎の原因として比較的多く見られる。

また、マイコプラズマ抗体定性及びマイコプラズマ抗体半定量は、マイコプラズマ感染の診断補助に用いられる検査である。

したがって、これらの検査を算定するに当たっては、マイコプラズマ感染の診断目的で実施されたことが明確である必要がある。

以上のことから、マイコプラズマ感染症（疑い含む。）のない上記の(1)から(6)の傷病名に対する当該検査の算定は、原則として認められないと判断した。

【国保】

D-330 マイコプラズマ抗原、核酸検出(肺炎、気管支炎等)の算定について

《令和 6 年 12 月 5 日新規》

○ 取扱い

マイコプラズマ感染症（疑い含む。）のない次の傷病名に対する D012「26」マイコプラズマ抗原定性（免疫クロマト法）、「34」マイコプラズマ抗原定性（FA 法）又は D023「6」マイコプラズマ核酸検出の算定は、原則として認められない。

- (1) 肺炎
- (2) 気管支炎
- (3) 慢性呼吸不全
- (4) 肺結核
- (5) 肺気腫
- (6) 気管支喘息

○ 取扱いの根拠

マイコプラズマ感染症は、*Mycoplasma pneumoniae* によって引き起こされる小児や若年成人の上気道炎、気管支炎、肺炎の原因として比較的多く見られる。

また、マイコプラズマ抗原定性（免疫クロマト法）、マイコプラズマ抗原定性（FA 法）、マイコプラズマ核酸検出は、いずれもマイコプラズマ感染の診断に用いられる検査である。

したがって、これらの検査を算定するに当たっては、マイコプラズマ感染の診断目的で実施されたことが明確である必要がある。

以上のことから、マイコプラズマ感染症（疑い含む。）のない上記の(1)から(6)の傷病名に対する当該検査の算定は、原則として認められないと判断した。

【国保】

D-331 嫌気性培養加算(ヘリコバクター・ピロリ感染症)の算定について

《令和 6 年 12 月 5 日新規》

○ 取扱い

ヘリコバクター・ピロリ感染症に対する嫌気性培養加算の算定は、原則として認められない。

○ 取扱いの根拠

嫌気性培養は、酸素のある環境では増殖できない菌種（偏性嫌気性菌）の検出を目的として行われるものである。

一方、ヘリコバクター・ピロリ感染症の原因菌であるピロリ菌は微好気性菌に属する菌である。したがって、ヘリコバクター・ピロリ感染の診断において、嫌気性培養を行う医学的必要性はない。

以上のことから、ヘリコバクター・ピロリ感染症に対する当該検査の算定は、原則認められないと判断した。

D-332 超音波検査(白内障術前検査)の算定について

《令和 6 年 12 月 5 日新規》

○ 取扱い

白内障の術前検査における D215「1」超音波検査（A モード法）の算定は、原則として認められる。

○ 取扱いの根拠

超音波検査（A モード法）は、探触子（プローブ）から発射された超音波パルスが音響インピーダンスの異なる境界面で反射され、再び探触子に受波された超音波パルスを検波し、時間軸上に振幅情報を表示することで眼軸長を測るものである。

眼軸長とは、眼の表面（角膜）から眼の奥（網膜）までの長さのことであり、本検査は、主に光学的眼軸長測定ができない白内障などの中間透光体（角膜・硝子体・水晶体）混濁時に、その手術前検査として実施施行される。

白内障手術時には、眼内レンズの度数を決定するため、眼軸長の測定が必要となる。

以上のことから、白内障の術前検査における D215「1」超音波検査（A モード法）の算定は、原則として認められると判断した。

D-333 一般検査(内視鏡検査前)の算定について

《令和 6 年 12 月 5 日新規》

○ 取扱い

- 1 内視鏡検査前の一般検査として D005「5」末梢血液一般検査の算定は、原則として認められる。
- 2 内視鏡検査前の一般検査として次の検査の算定は、原則として認められない。
 - (1) D006「4」フィブリノゲン半定量、フィブリノゲン定量
 - (2) D011「1」ABO 血液型、Rh (D) 血液型
 - (3) D015「1」C 反応性蛋白 (CRP) 定性、C 反応性蛋白 (CRP)
 - (4) D208 心電図検査「1」四肢単極誘導及び胸部誘導を含む最低 12 誘導

○ 取扱いの根拠

内視鏡検査の実施に当たっては、事前に患者の全身状態をチェックの上、実施の可否を判断する必要がある。

末梢血液一般検査は、全身状態の一次的チェックに有用な検査であると考えられる。

一方、2 の検査については、内視鏡検査の目的及び手技内容から、その実施の可否の判断に用いる検査としての医学的必要性は低いと考えられる。

以上のことから、内視鏡検査検査前の一般検査として 1 の検査の算定は認められ、関連する傷病名のない場合の 2 の検査の算定は認められないと判断した。

【国保】

D-334 粘膜点墨法加算と色素内視鏡法加算(逆流性食道炎、急性胃炎)の算定について

《令和 6 年 12 月 5 日新規》

○ 取扱い

- 1 逆流性食道炎に対する D306 食道ファイバースコープ時の粘膜点墨法加算又は色素内視鏡法加算の算定は、原則として認められない。
- 2 急性胃炎に対する D308 胃・十二指腸ファイバースコープ時の粘膜点墨法加算又は色素内視鏡法加算の算定は、原則として認められない。

○ 取扱いの根拠

粘膜点墨法は、治療範囲の決定、治療後の部位の追跡等を目的として、内視鏡直視下に無菌の墨汁を消化管壁に極少量注射して点状の目印を入れるもの、色素内視鏡法は、インジゴカルミン等の色素を散布して周囲との境界を明瞭にし、コントラストや凹凸変化、色調変化を強調するものであり、逆流性食道炎や急性胃炎に対する内視鏡検査時に、これらの検査法を実施する必要性は低いと考えられる。

以上のことから、逆流性食道炎に対する D306 食道ファイバースコープ時や急性胃炎に対する D308 胃・十二指腸ファイバースコープ時の粘膜点墨法加算又は色素内視鏡法加算の算定は、原則として認められないと判断した。

D-335 眼底カメラ(糖尿病網膜症)の算定について

《令和 6 年 12 月 5 日新規》

○ 取扱い

糖尿病網膜症に対する D256 眼底カメラ撮影（「1」通常の方法の場合）又は（「2」蛍光眼底法の場合）の算定は、原則として認められる。

○ 取扱いの根拠

眼底カメラ撮影は、眼底の循環状態、網膜、網膜色素上皮脈絡膜の病変を精査・記録するものであり、そのうち、蛍光眼底法は蛍光眼底造影剤を静注して実施することで眼底血管及び組織のより詳細な観察が可能となる。

糖尿病網膜症は、糖尿病による血糖コントロールの悪化により、網膜の毛細血管や微小血管に障害が生じるものであり、本撮影は当該疾患の精査に有用である。

以上のことから、糖尿病網膜症に対する D256 眼底カメラ撮影（「1」通常の方法の場合）又は（「2」蛍光眼底法の場合）の算定は、原則として認められると判断した。

D-336 眼底カメラ(網膜前膜)の算定について

《令和 6 年 12 月 5 日新規》

○ 取扱い

網膜前膜に対する D256 眼底カメラ撮影（「1」通常の方法の場合）の算定は、原則として認められる。

○ 取扱いの根拠

眼底カメラ撮影は、眼底の循環状態、網膜、網膜色素上皮脈絡膜の病変を精査・記録するものである。

網膜前膜（黄斑上膜）は網膜の黄斑部表面に膜が張る状態で、時間の経過とともに膜が厚くなり上膜の収縮により生じた網膜の皺により、視力低下や歪視の症状が出現する疾患であり、本撮影は当該疾患の精査に有用である。

以上のことから、網膜前膜に対する D256 眼底カメラ撮影（「1」通常の方法の場合）の算定は、原則として認められると判断した。

D-337 眼底三次元画像解析(うっ血乳頭等)の算定について

《令和 6 年 12 月 5 日新規》

○ 取扱い

- 1 次の傷病名に対する D256-2 眼底三次元画像解析の算定は、原則として認められる。
 - (1) うっ血乳頭
 - (2) 視神経萎縮
 - (3) 緑内障疑い（初診時）
- 2 次の傷病名に対する D256-2 眼底三次元画像解析の算定は、原則として認められない。
 - (1) 網膜動脈硬化症
 - (2) 白内障

○ 取扱いの根拠

眼底三次元画像解析は、通常の眼底検査では確認できない網膜・脈絡膜や視神経乳頭の断層面を立体的に観察できる検査である。網脈絡膜疾患における診断、病変部位の同定並びに経過観察、緑内障における網膜神経線維層の欠損と視神経乳頭陥凹の程度の判定による早期診断に有用である。

一方、網膜動脈硬化症や白内障は、精密眼底検査により診断や経過観察が可能であり、当該検査の必要性は低いと考えられる。

以上のことから、上記 1 の傷病名に対する D256-2 眼底三次元画像解析の算定は原則として認められるが、2 の傷病名に対する算定は原則として認められないと判断した。

【国保】

D-338 眼底三次元画像解析(緑内障)の算定について

《令和 6 年 12 月 5 日新規》

○ 取扱い

緑内障に対する D256-2 眼底三次元画像解析の算定は、原則として 3 か月に 1 回認められる。

○ 取扱いの根拠

眼底三次元画像解析は、通常の眼底検査では確認できない網膜・脈絡膜や視神経乳頭の断層面を立体的に観察できる検査である。共焦点走査レーザー眼底鏡による視神経乳頭陥凹の程度の判定等、緑内障の経過観察において有用であり、その算定間隔は 3 か月に 1 回が妥当な間隔と考えられる。

以上のことから、緑内障に対する D256-2 眼底三次元画像解析の算定は、原則として 3 か月に 1 回認められると判断した。

D-339 アルブミン定量(尿)の算定について

《令和 6 年 12 月 5 日新規》

○ 取扱い

- 1 糖尿病に対する D001「9」アルブミン定量（尿）の算定は、原則として認められる。
- 2 次の傷病名等に対する D001「9」アルブミン定量（尿）の算定は、原則として認められない。
 - (1) 高血圧症
 - (2) 糖尿病疑い
 - (3) 糖尿病性腎症（第 3 期・4 期・5 期）
 - (4) 腎炎（急性・慢性を含む。）
 - (5) ネフローゼ症候群
 - (6) 腎不全

○ 取扱いの根拠

アルブミン定量（尿）は、高感度のアルブミン測定法であり、微量アルブミン尿の定量に用いられ、適応となるのは糖尿病性早期腎症の診断ならびに経過観察時である。なお、この時期の一般検尿では尿蛋白は検出されないが、微量アルブミンの量と軽微な腎病変の進行度とはよく相関すること、加えて、血糖値のコントロールを良好に維持できれば病変が可逆的に改善されることより、早期腎症評価の重要な指標となっている。

一方、糖尿病性腎症が進行して尿アルブミン量が一定量を超えて一般検尿でも陽性となった状態、ならびにほとんどの腎疾患でみられる尿蛋白は量が多く、当該検査の適正な測定範囲を超えており、検査対象とはならない。また高血圧症、糖尿病疑いでは微量アルブミン尿は生じない。

以上のことから、糖尿病に対するアルブミン定量（尿）の算定は原則として認められ、高血圧症、糖尿病疑い、糖尿病性腎症（第 3 期・4 期・5 期）、腎炎（急性・慢性を含む。）、ネフローゼ症候群、腎不全に対する算定は原則として認められないと判断した。

D-340 IV型コラーゲン、P-Ⅲ-P、IV型コラーゲン・7S の算定について

《令和 6 年 12 月 5 日新規》

○ 取扱い

- 1 次の傷病名に対する D007「36」IV型コラーゲン、「39」プロコラーゲン－Ⅲ－ペプチド (P-Ⅲ-P) 又は「42」IV型コラーゲン・7S の算定は、原則として認められる。
 - (1) アルコール性肝炎
 - (2) 非アルコール性脂肪性肝炎
 - (3) 原発性胆汁性胆管炎
 - (4) 自己免疫性肝炎
 - (5) 肝硬変
- 2 次の傷病名に対する D007「36」IV型コラーゲン、「39」プロコラーゲン－Ⅲ－ペプチド (P-Ⅲ-P) 又は「42」IV型コラーゲン・7S の算定は、原則として認められない。
 - (1) 慢性肝炎疑い
 - (2) 肝機能障害・肝障害（疑い含む。）
 - (3) 脂肪肝（疑い含む。）
 - (4) アルコール性肝炎疑い
 - (5) 非アルコール性脂肪性肝炎疑い
 - (6) 原発性胆汁性胆管炎疑い
 - (7) 自己免疫性肝炎疑い
 - (8) 肝細胞癌（疑い含む。）

○ 取扱いの根拠

IV型コラーゲン、プロコラーゲン－Ⅲ－ペプチド (P-Ⅲ-P)、IV型コラーゲン・7S は、いずれも、肝臓の線維化を反映するマーカーであり、1に掲げる傷病名に対する測定は、肝臓の線維化のステージを診断し治療方針を選択する上で有用である。

以上のことから、1に掲げる傷病名に対する当該検査の算定は、原則として認められると判断した。

一方、2に掲げる傷病名に対する測定は、確定診断に至っていないため、原則として認められないと判断した。

【国保】

D-341 糖尿病疑い、耐糖能異常疑いに対するIRIの算定について

《令和 6 年 12 月 5 日新規》

○ 取扱い

次の傷病名に対する D008「8」インスリン（IRI）の算定は、原則として認められない。

- (1) 糖尿病疑い
- (2) 耐糖能異常疑い

○ 取扱いの根拠

インスリン（IRI）は、インスリン分泌の評価に有用であるとともに、糖尿病（確定）の病型診断、薬剤の変更あるいはコントロール不良例などに対する治療方針の再評価等に際して必要不可欠な検査である。

一方、糖尿病状態が疑われるときの診断検査としては、通常、血糖値（空腹時、随時）と HbA1c 値が有用である。

なお、糖尿病疑い又は耐糖能異常疑いが否定できない場合、75g 経口糖負荷試験と同時に血中のインスリン又は血中 C-ペプチドを併せて測定する耐糖能精密検査を用いる場合があるが、インスリン（IRI）検査のみを実施することは必要ではない。

以上のことから、糖尿病疑い、耐糖能異常疑いに対する D008「8」インスリン（IRI）の算定は、原則として認められないと判断した。

【国保】

D-342 骨粗鬆症疑いに対する I 型コラーゲン架橋 N-テロペプチド (NTX) の算定について

《令和 6 年 12 月 5 日新規》

○ 取扱い

骨粗鬆症疑いに対する D008「25」I 型コラーゲン架橋 N-テロペプチド (NTX) の算定は、原則として認められない。

○ 取扱いの根拠

骨粗鬆症は、既存骨折の有無及び骨量測定による骨密度で診断される。一方、骨代謝マーカー（I 型コラーゲン架橋 N-テロペプチド (NTX) など）は骨密度とは独立した骨折の予測因子で、骨粗鬆症の診断後、薬物療法の必要性や薬剤選択に役立つとされ、薬剤治療効果の判定にも用いられる（骨粗鬆症の予防と治療ガイドライン 2015）。

I 型コラーゲン架橋 N-テロペプチド (NTX) については、厚生労働省通知※に「原発性副甲状腺機能亢進症の手術適応の決定、副甲状腺機能亢進症手術後の治療効果判定又は骨粗鬆症の薬剤治療方針の選択に際して実施された場合に算定する。なお、骨粗鬆症の薬剤治療方針の選択時に 1 回、その後 6 月以内の薬剤効果判定時に 1 回に限り、また薬剤治療方針を変更したときは変更後 6 月以内に 1 回に限り算定できる。」と示されており、骨粗鬆症に対しては、当該疾患の診断確定後、薬剤治療方針の選択時、薬剤効果判定時、薬剤治療方針変更後に算定できるものである。

以上のことから、骨粗鬆症の疑いに対する当該検査の算定は、原則として認められないと判断した。

（※）診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について

D-343 免疫グロブリン(IgG、IgA、IgM)の算定について

《令和 6 年 12 月 5 日新規》

○ 取扱い

関節リウマチ疑い及び関節リウマチの経過観察に対する D015「4」免疫グロブリン（IgG、IgA、IgM）の算定は、原則として認められる。

また、算定間隔は、原則として 3 か月に 1 回とする。

○ 取扱いの根拠

免疫グロブリンは、抗体活性を持つ血清蛋白であり、IgG、IgA、IgM は感染防御の生理的活性を持つ。関節リウマチにおいては免疫グロブリンが増加し、特に IgG 及び IgA の増加がみられることが多い。

以上のことから、関節リウマチの疑い及び関節リウマチの経過観察における D015「4」免疫グロブリン（IgG、IgA、IgM）の算定は、原則として認められると判断した。

なお、認められる算定間隔は、原則として 3 か月に 1 回が一般的とされている。

D-344 IgG4 の算定について

《令和 6 年 12 月 5 日新規》

○ 取扱い

- 1 次の傷病名に対する D014「41」IgG4 の算定は、原則として認められる。
 - (1) ミクリッツ病
 - (2) 自己免疫性膵炎
 - (3) 後腹膜線維症
 - (4) リーデル甲状腺炎
 - (5) キュットネル腫瘍
 - (6) IgG4 関連疾患のみ
- 2 治療中（ステロイド投与初期）の D014「41」IgG4 の連月の算定は原則として認められる。
- 3 経過観察時の D014「41」IgG4 の算定は、原則として 3 か月に 1 回認められる。
- 4 次の傷病名に対する D014「41」IgG4 の算定は、原則として認められない。
 - (1) 胆嚢炎
 - (2) 腎臓病
 - (3) 肺炎
 - (4) 肝疾患
 - (5) 後腹膜炎
 - (6) 硬膜炎

○ 取扱いの根拠

IgG4 は、免疫グロブリン G (IgG) の 4 種のサブクラスの 1 種で、IgG4 関連疾患で高値を示す。

1 に掲げる傷病名（ミクリッツ病、自己免疫性膵炎、後腹膜線維症、リーデル甲状腺炎、キュットネル腫瘍）は、いずれも IgG4 関連疾患であり、高 IgG4 血症が診断基準の一つとされている。

以上のことから、ミクリッツ病、自己免疫性膵炎、後腹膜線維症、リーデル甲状腺炎、キュットネル腫瘍、IgG4 関連疾患のみに対する当該検査

の算定は、原則として認められると判断した。

一方、4 に掲げる傷病名（胆嚢炎、腎臓病、肺炎、肝疾患、後腹膜炎、硬膜炎）では、IgG4 関連疾患に特異的な変動が見られないことより、これらの傷病名に対する算定は原則として認められないと判断した。

なお、IgG4 関連疾患に対してはステロイド投与が有効であることより、ステロイド投与開始初期における、当該検査の連月の算定は原則として認められるが、病状が安定した各疾患の経過観察期間は、3 か月に 1 回の当該検査が妥当と判断される。

【国保】

D-345 爪白癬の診断確定時の微生物学的検査の算定について

《令和 6 年 12 月 5 日新規》

○ 取扱い

爪白癬の診断確定時の次の微生物学的検査の算定は、原則として認められる。

- (1) D017 排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査「3」その他のもの
- (2) D018 細菌培養同定検査「5」その他の部位からの検体
- (3) D018 細菌培養同定検査「6」簡易培養

○ 取扱いの根拠

爪白癬は、爪甲、爪床、又はその両方に生じる真菌感染症である。診断は爪甲の変形や変色等の外観評価、直接顕微鏡検査（直接鏡検法）と真菌培養法を中心に実施する。

以上のことから、爪白癬の診断確定時の上記(1)から(3)の微生物学的検査の算定は、原則として認められると判断した。

【国保】

D-346 肺血栓塞栓症等に対するフィブリノゲン半定量・定量の算定について

《令和 6 年 12 月 5 日新規》

○ 取扱い

次の傷病名に対する D006「4」フィブリノゲン半定量又はフィブリノゲン定量の算定は、原則として認められる。

- (1) 肺血栓塞栓症（疑い含む。）又は肺塞栓症（疑い含む。）
- (2) 深部静脈血栓症

○ 取扱いの根拠

フィブリノゲンは肝臓で産生される血液凝固因子であり、減少すると出血しやすくなり、増加すると血栓ができやすくなる。したがって、出血や血栓形成の指標として、また、DIC の診断などで測定されるものであり、肺血栓塞栓症（疑い含む。）又は肺塞栓症（疑い含む。）、深部静脈血栓症に有用である。

以上のことから、肺血栓塞栓症（疑い含む。）又は肺塞栓症（疑い含む。）、深部静脈血栓症に対する D006「4」フィブリノゲン半定量又はフィブリノゲン定量の算定は、原則として認められると判断した。

【国保】

D-347 抗ウイルス療法治療中における HBV 核酸定量の連月の算定について

《令和 6 年 12 月 5 日新規》

○ 取扱い

B 型慢性肝炎又は B 型代償性肝硬変に対する抗ウイルス薬治療中の D023「4」HBV 核酸定量の連月の算定は、原則として認められる。

○ 取扱いの根拠

HBV 核酸定量は、B 型肝炎ウイルス量を定量的に測定する検査である。血清ウイルス量は、HBV 感染及び肝炎の活動性を反映し、その予後や治療効果判定の指標ともなることより、その変動はモニタリング指標としても有用性が高い。

以上のことから、B 型慢性肝炎又は B 型代償性肝硬変に対する抗ウイルス薬治療中の D023「4」HBV 核酸定量の連月の算定は、原則として認められると判断した。

D-348 脈波図、心機図、ポリグラフ検査の算定について

《令和 6 年 12 月 5 日新規》

○ 取扱い

次の傷病名に対する D214 脈波図、心機図、ポリグラフ検査「1」1 検査、「2」2 検査、「3」3 又は 4 検査、「4」5 又は 6 検査及び「5」7 検査以上の算定は、原則として認められない。

- (1) 腎臓病
- (2) 腎疾患
- (3) 糖尿病
- (4) 高脂血症
- (5) 高血圧症
- (6) 膠原病
- (7) 不整脈
- (8) 静脈疾患

○ 取扱いの根拠

脈波図は、心及び肝拍動図、動脈波、静脈波、容積脈波、指尖脈波、心尖（窩）拍動図を言い、これらを 2 以上行い、脈波曲線を描写し記録した場合に算定できるもので、血液循環系の動態診断を行う検査である。

また、心機図は、各種脈波図と心電図、心音図検査等の 2 以上を同時に記録し、循環機能の解析を行う検査である。

ポリグラフは、上記の各計測データや血圧、心電図などを含む生体情報を同時に描出する検査である。

したがって、上記(1)から(8)の傷病名に対する上記諸検査の有用性は一般的に認められない。

以上のことから、上記(1)から(8)の傷病名に対する D214 脈波図、心機図、ポリグラフ検査「1」1 検査、「2」2 検査、「3」3 又は 4 検査、「4」5 又は 6 検査及び「5」7 検査以上の算定は、原則として認められないと判断した。

D-349 PR3-ANCA(ANCA 関連血管炎)の算定について

《令和 6 年 12 月 5 日新規》

○ 取扱い

ANCA 関連血管炎に対する D014「33」PR3-ANCA の算定は、原則として認められる。

○ 取扱いの根拠

ANCA 関連血管炎には①顕微鏡的多発血管炎、②多発血管炎性肉芽腫症、③好酸球性多発血管炎性肉芽腫症の 3 つの疾患が含まれる。好中球細胞質に対する自己抗体である ANCA（anti-neutrophil cytoplasmic antibodies）が検出されることが多く、共通する症状を呈する。ANCA には主として PR3-ANCA（抗好中球細胞質プロテナーゼ 3 抗体）と MPO-ANCA（抗好中球細胞質ミエロペルオキシダーゼ抗体）の 2 つのタイプがある。これらの抗体は、間接蛍光抗体法で染色すると、PR3-ANCA は好中球の細胞質が均一に染まり（C-ANCA）、MPO-ANCA は好中球の核の周囲が染まり（P-ANCA）、2 つの染色パターンを示す。PR3-ANCA は②で陽性になることが多く、特異度も高く、他の ANCA 血管炎との鑑別に必須の検査である。

以上のことから、ANCA 関連血管炎に対する D014「33」PR3-ANCA の算定は、原則として認められると判断した。

D-350 一般検査(初診時、入院時)の算定について

《令和 6 年 12 月 5 日新規》

○ 取扱い

- 1 初診時の一般検査として次の検査の算定は、原則として認められる。
 - (1) D000 尿中一般物質定性半定量検査
 - (2) D005「5」末梢血液一般検査
- 2 初診時の一般検査として次の検査の算定は、原則として認められない。
 - (1) D002 尿沈渣(鏡検法)、D002-2 尿沈渣(フローサイトメトリー法)
 - (2) D005「2」網赤血球数 (レチクロ)
 - (3) D006「1」出血時間、「2」プロトロンビン時間 (PT)、「7」活性化部分トロンボプラスチン時間 (APTT)
 - (4) D006「4」フィブリノゲン半定量、フィブリノゲン定量
 - (5) フィブリン・フィブリノゲン分解産物 (FDP) ※¹
 - (6) D ダイマー※²
 - (7) D011「1」ABO 血液型、Rh (D) 血液型
 - (8) D208 心電図検査「1」四肢単極誘導及び胸部誘導を含む最低 12 誘導
- 3 入院時一般検査として次の検査の算定は、原則として認められる。
 - (1) D000 尿中一般物質定性半定量検査
 - (2) D005「3」末梢血液像 (自動機械法)、「6」末梢血液像 (鏡検法)
 - (3) D005「5」末梢血液一般検査
 - (4) D015「1」C 反応性蛋白 (CRP) 定性、C 反応性蛋白 (CRP)
 - (5) D208 心電図検査「1」四肢単極誘導及び胸部誘導を含む最低 12 誘導
- 4 入院時一般検査として次の検査の算定は、原則として認められない。
 - (1) D003「5」糞便中ヘモグロビン定性、「7」糞便中ヘモグロビン
 - (2) D005「2」網赤血球数 (レチクロ)

○ 取扱いの根拠

日常初期診療における基本的検査については、日本臨床検査医学会のガイドライン※³において「問診・診察所見をもとに迅速に結果が得られる比較的簡便な基本的検査を診察の一部として必要に応じ選択し、診察所見と

検査所見を総合的に評価し、どの系統の疾患ないし病態かを推定し、仮の診断を行うこと」と示されており、「基本的検査」として上記 1 および 3 の検査が掲げられている。

そのうえで、「次に患者の問題点を明確化し、問題解決に必要な診察と並行して臓器系統別検査を行う。さらに必要ならば診断確定のための検査を追加すること」とされており、2 および 4 の検査がこれに該当する。

したがって、上記の基本的検査として 1 および 3 は一般検査として必要と考えられる。一方、2 および 4 は基本的検査に加え、個々の病態に応じて実施されることから、初診時または入院時の一般的検査として、実施することは医学的必要性は低いと考えられる。

以上のことから、初診時の一般検査については、1 の検査の算定は原則として認められるが、関連する傷病名のない場合の 2 の検査は原則として認められないと判断した。また、入院時の一般検査については、3 の検査の算定は原則として認められるが、関連する傷病名のない場合の 4 の検査は原則として認められないと判断した。

- (※1) D001「7」フィブリン・フィブリノゲン分解産物（FDP）（尿）、D006「11」フィブリン・フィブリノゲン分解産物（FDP）定性、フィブリン・フィブリノゲン分解産物（FDP）半定量、フィブリン・フィブリノゲン分解産物（FDP）定量
- (※2) D006「14」D ダイマー定性、「15」D ダイマー半定量、「17」D ダイマー
- (※3) 臨床検査のガイドライン JSLM2021（日本臨床検査医学会）

D-351 PIVKA-II(慢性肝炎等)の算定について

《令和 6 年 12 月 5 日新規》

○ 取扱い

次の傷病名に対する D009「10」PIVKA-II 半定量又は PIVKA-II 定量の算定は、原則として認められない。

- (1) 慢性肝炎
- (2) 胆管癌疑い
- (3) 非アルコール性脂肪性肝炎

○ 取扱いの根拠

PIVKA-II は、肝細胞癌で特異的に上昇する腫瘍マーカーである。

腫瘍マーカーについては、厚生労働省通知※に、悪性腫瘍の患者であることが強く疑われる者に対して検査を行った場合に算定すること、悪性腫瘍の診断が確定し計画的な治療管理を開始した場合は悪性腫瘍特異物質治療管理料に含まれ別に算定できないこと、ただし、肝硬変、HBs 抗原陽性の慢性肝炎又は HCV 抗体陽性の慢性肝炎の患者について AFP、PIVKA-II 半定量又は定量を行った場合は別に算定できることが示されており、これらの算定要件から、上記(1)から(3)の傷病名については、算定対象とはならない。

以上のことから、上記(1)から(3)の傷病名に対する D009「10」PIVKA-II 半定量又は PIVKA-II 定量の算定は、原則として認められないと判断した。

(※) 診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について

【国保】

D-352 ヘリコバクター・ピロリ関連検査(胃潰瘍(瘢痕含む。)等のない場合)の算定について

《令和 6 年 12 月 5 日新規》

○ 取扱い

ヘリコバクター・ピロリ関連検査^{※1}の算定については、次の傷病名がなく、ヘリコバクター・ピロリ感染症(疑い含む。)の傷病名がある場合であっても、原則として認められない。

- (1) 胃潰瘍(瘢痕含む。)
- (2) 十二指腸潰瘍(瘢痕含む。)
- (3) 胃 MALT リンパ腫
- (4) 特発性血小板減少性紫斑病
- (5) 早期胃癌(内視鏡的治療後)
- (6) 胃炎

○ 取扱いの根拠

ヘリコバクター・ピロリ感染診断の保険診療上の取扱いについては、厚生労働省通知^{※2}に「ヘリコバクター・ピロリ感染の診断及び治療に関する取扱いについて」(平成 12 年 10 月 31 日保険発第 180 号)に即して行うこと。」と示されており、当該取扱い通知に「ヘリコバクター・ピロリ感染症に係る検査については、以下に掲げる患者^{※3}のうち、ヘリコバクター・ピロリ感染が疑われる患者に限り算定できる。」と示されている。

以上のことから、ヘリコバクター・ピロリ関連検査^{※1}の算定について、上記(1)から(6)の傷病名がない場合は、ヘリコバクター・ピロリ感染症(疑い含む。)の傷病名がある場合であっても、原則として認められないと判断した。

(※1) ヘリコバクター・ピロリ感染の診断及び治療に関する取扱いについて(平成 12 年 10 月 31 日保険発第 180 号、最終改正;令和 4 年 10 月 31 日保医発 1031 第 5 号)において、除菌前の感染診断の検査法として掲げられている次の検査

①迅速ウレアーゼ試験、②鏡検法、③培養法、④抗体測定、⑤尿素呼気試験、⑥糞便中抗原測定、⑦核酸増幅法

(※2) 診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について

(※3) ①内視鏡検査又は造影検査において胃潰瘍又は十二指腸潰瘍の確定診断がなされた患者、②胃 MALT リンパ腫の患者、③特発性血小板減少性紫斑病の患者、④早期胃癌に対する内視鏡的治療後の患者、⑤内視鏡検査において胃炎の確定診断がなされた患者

【国保】

D-353 抗酸菌分離培養の液体培地法とそれ以外のものの算定回数について

《令和 6 年 12 月 5 日新規》

○ 取扱い

結核に対する同日に採取した検体による D020「1」抗酸菌分離培養（液体培地法）又は「2」抗酸菌分離培養（それ以外のもの）の算定は、原則として 1 回のみ認められる。

○ 取扱いの根拠

D020 抗酸菌分離培養検査は、抗酸菌感染症が疑われる場合に行われる検査で、液体培地を用いて培養を行い、酸素感受性蛍光センサー、二酸化炭素センサー又は酸化還元呈色色素を用いて検出する「液体培地法」と「それ以外のもの」とがあるが、結核の診断において、これらの検査の組み合わせによる複数回の実施は、臨床的意義が低い。

また、厚生労働省通知※に「検体の採取部位が異なる場合であっても、同時に又は一連として検体を採取した場合は、1 回のみ所定点数を算定する。」と示されている。

以上のことから、結核に対する同日に採取した検体による当該検査の算定は、原則として 1 回まで認められると判断した。

（※）診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について

【国保】

D-354 精密眼圧測定(眼精疲労、白内障)の算定について

《令和 6 年 12 月 5 日新規》

○ 取扱い

次の傷病名に対する D264 精密眼圧測定の算定は、原則として認められる。

- (1) 眼精疲労（再診時）
- (2) 白内障

○ 取扱いの根拠

精密眼圧測定は、眼内圧を測定する検査である。眼精疲労の原因は、屈折異常、老視、ドライアイ、白内障、緑内障等多岐にわたる。また、白内障については、その進行による眼圧の上昇を調べる目的等において、精密眼圧測定は有用である。

以上のことから、上記傷病名に対する D264 精密眼圧測定の算定は、原則として認められると判断した。

【国保】

D-355 胃腸機能整腸薬(下部消化管における内視鏡検査又は内視鏡手術時の前処置)の算定について

《令和 6 年 12 月 5 日新規》

○ 取扱い

下部消化管における内視鏡検査又は内視鏡手術時の前処置として次の薬剤の算定は、原則として認められない。

- (1) イトプリド塩酸塩（ガナトン錠等）
- (2) ドンペリドン（ナウゼリン錠等）
- (3) トリメブチンマレイン酸塩（セレキノン錠等）
- (4) メトクロプラミド（プリンペラン錠等）

○ 取扱いの根拠

上記(1)から(4)の医薬品については、添付文書の効能・効果に「慢性胃炎における消化器症状」等と上部消化管の疾患、症状が記載されており、上部消化管運動に対して作用すると考えられ、下部消化管における内視鏡検査又は内視鏡手術時の前処置としての有用性は低く適応もない。

以上のことから、当該検査又は当該手術時の前処置として上記(1)から(4)の当該医薬品の算定は、原則として認められないと判断した。

【国保】

D-356 超音波検査の算定(稽留流産確定後の進行流産)について

《令和 6 年 12 月 5 日新規》

○ 取扱い

稽留流産確定後の進行流産（不全流産・完全流産）の診断時の D215 超音波検査（断層撮影法）（胸腹部）の算定は、原則として認められる。

○ 取扱いの根拠

稽留流産は、胎芽又は胎児が子宮内で死亡した後、出血や腹痛等の流産の症状がなく子宮内に留まっている状態のものである。

経過としては、手術により子宮内容物を除去する場合と、自然経過で出血、腹痛を伴う子宮収縮、子宮口開大をきたし子宮内容物が体外に排出される場合があり、進行流産（不全流産又は完全流産）への推移に伴う病態の変化を観察するための超音波検査は有用である。

以上のことから、稽留流産確定後の進行流産（不全流産・完全流産）の傷病名に対する診断時の D215 超音波検査（断層撮影法）（胸腹部）の算定は、原則として認められると判断した。

【国保】

D-357 眼底三次元画像解析(中心性網脈絡膜炎等)の連月の算定について

《令和 6 年 12 月 5 日新規》

○ 取扱い

次の傷病名に対する D256-2 眼底三次元画像解析の連月の算定は、原則として認められる。

- (1) 中心性網脈絡膜炎
- (2) 糖尿病網膜症
- (3) 黄斑変性
- (4) 黄斑部浮腫

○ 取扱いの根拠

眼底三次元画像解析は、通常の眼底検査では確認できない網膜・脈絡膜や視神経乳頭の断層面を立体的に観察できる検査である。網脈絡膜疾患における診断や病変部位の同定のほか、経過観察にも有用であり、当該検査の連月の算定は妥当と考えられる。

以上のことから、上記傷病名に対する D256-2 眼底三次元画像解析の連月の算定は、原則として認められると判断した。